

○我が御代にしも云々 龜山上皇の、伊勢大神にたてまつり給へる御願文なり。さて、後宇多天皇の御代なれども、上皇院中にて政を聞しめしたれば、我が御代とはか、せ給へるなるべし。上皇の御代に、かゝる外寇ありて、日本國の滅亡すべき事にもあるならば、まづ御命をた、せ給へとの意にて、身を以て、國難に代り給はんと、祈り給へるにて、聖慮の程、いとく、かしこし。龜山院御集に載せたる、「世の爲に身をばをしまぬ心とも荒ぶる神は照し見るらむ」の御歌も、この時の御製なるべし。この御願の事に就いて、八代國治氏の蒙古襲來に就いての研究(史學雜誌第二十九篇)に、弘安日記抄、勘仲記等によりて、公卿勅使は後宇多天皇の發遣し給ひしものにて、天皇宸筆の宣命を記させ給ひ、殊に日記抄周七月十一日の條に、「公卿勅使、有臨幸被發遣之、希代之御願也、寂慮其他之子細、宗廟無納受一歎」とあれば、この御願の旨趣は、後宇多天皇宸筆宣命をさしたるものなるよしを辯じたり。けにや、この文章のさまにては、天皇の御事とも解せられざるにあらず。されど、この文は、上の新院を受けたるものにて、本朝通鑑、大日本史等、いづれも上皇の御事とし、且つ、御集にのせたる御製によれば、猶、龜山上皇の御事と見るべきに似たり。○東にも云々 鎌倉にても、諸社寺の祈禱、さては、高僧願者をめし集へて、尊き御修法など行ひて、敵國降伏の祈に、さわぎの、しると也。○故院の御代にも云々 一代要記に、「文永五年正月二十四日、御賀書禮云々、後正月五日從太宰府、蒙古國并高麗驛狀到來、關東進彼驛狀於仙洞、其後被止御賀沙汰」とあり。この事、あすか川の卷(二九一)にあり。○試樂 御賀の日に行はるべき舞樂を、その以前に試みらる、儀なり。こも同じ卷(二九〇)に註せり。○にがくしう こゝろぐるしく、いとほしきをいふ。○驛狀とかや云々 驛狀とは、すなはち蒙古の國書なり。北條九代記に、「建治元年四月十五日、大元使者長門國室津浦、八月、件驛使五人、被召下關東、九月七日、於龍口、刎首、弘安二年六月廿五日、大元將軍夏貴、范文虎、使風福、蠻忠、相具渡宋、曾本曉房、靈果、通事陳光等、著岸、驛狀之旨如前々、於博多、斬首」とあり。

たなびく一本  
たなびく一本  
あり

勅をして一本  
勅をして一本  
あり

されども、七月一日、おびたゞしき大風吹きて、異國の船六萬艘、兵乗りて筑紫へよりたる、皆吹き破られぬれば、あるは水に沈み、おのづから残れるも、なく、本國へ歸りにけり。石清水の社にて、大般若供養説法いみじかりける刻限に、晴れたる空に、黒雲一むら、俄に見えてたなびく。かの雲の中より、白き羽にてはざたるかぶら矢の大なる、西をさして飛び出でて、鳴る音おびたゞしかりければ、かしこには、大風の吹きくると、兵の耳には聞えて、浪荒くたち、海の上あさましくなりて、皆沈みにけるとぞ。猶吾が國に神のおはします事、あらたに侍りけるにこそ。さて爲氏の大納言、伊勢の勅使にて、のぼる道より申しおくりける。

勅をしていのるしるしの神風によせくる浪ぞかつくだけつる

かくてしづまりぬれば、京にも東にも、御心どもおちゐて、めでたさかざりなし。かの異國の御門、心うしとおぼして、湯水をもめさず、われいかにもして、この度日本の帝王にうまれて、かの國を亡す身とならむ」とぞ、ちかひて死に給ひけるとぞ聞き侍りし。まことにやありけむ。

○七月一日云々 北條九代記に、「弘安四年七月、大元賊徒、自宋朝高麗、數千艘船寄來、同三十日夜、閏七月一日、大風、賊船悉漂倒、死者不知幾千萬云々」とありて、諸書みな閏七月としたれば、本書は閏の字を脱せしなるべし。尙、この時の事は、伏敵編に詳なり。○白き羽にてはきたる はぐは、矢を作ること。白羽をつけて作れる箭



矢なり。○かぶらや、古く八目鏡ヤツノタマといへるものにて、和名抄に、「鳴箭、漢書音義云、鳴箭、如今之鳴箭也、日本紀私記云、八目鏡ヤツノタマとあり。本朝軍器考に、「その矢頭を、上古は米加布良とて、海藻の根にて作れりし故に名づくとも、またその形、蕪に似たるをもて、しかいふともいへり」と見ゆ。その製、木にて圓く長く作り、中をうつろにして、孔を穿ち、鷹股をそふるものあり。射れば響きあるゆゑに、鳴箭ともいひ、鳴箭、または響矢ともかけり。○かしこ、筑紫の方をいふ。○あらたに云々、神國といふもしるく、神のおはしませばこそ、かゝる奇特の靈驗をあらはし給ふ事にて、けに神のおはします國なる事は、新に見え侍るとなり。○爲氏の大納言云々、このときの勅使は、上にも見えたる如く、中御門大納言經任なれば、爲氏の二字は誤なるべし。さて、勅使經任の大納言は、閏七月二日に京師を發し、同十一日に歸京せるよし、勘仲記に見えたり。○勅をしての歌、勅使を遣して、伊勢大神宮に、外寇を平らけむことを祈り給ひしかば、神明も納受し給ひて、靈驗をあらはし、ふきおこし給へる神風に、襲ひ來れる蒙古の兵船は、ことごとく破壊せりとなり。さて蒙古の軍を、浪にたとへて、みづから寄せて、かつくだくといへり。○かの異國の御門云々、異國のみかどは、元主忽必烈にて、この弘安四年より十三年の後、伏見天皇永仁二年に至り、八十にてみまかりしなり。この事他に記せるものなし。但し體源抄に載せたる聖德太子瑪璃記文に、「異國君王、傾祈變生、生日域城夷、爲侵正法」とあり。こは南北朝時代に作りしものなれば、その頃まで、かゝる風説ありしものならん。

おなじ六年正月六日、日吉の社の訴訟勅裁なしとて、御輿は都へ入らせ給ふ。六波羅の武士ども、けしきばかり防ぎ奉りけれど、まめやかには、神にむかひ奉りて、弓射るものなれば、紫宸殿清涼殿などにふり棄てまゐらせて、山法師はのぼりぬ。御門は急ぎ對屋たいのやにてさせ給ひて、腰輿こしにて、近衛殿へ行幸なる。殿上人ども、柏かしばさみして仕うまつりけり。

萬里小路印本  
一侍り本にあり  
補一りの二印本  
ひ本の二印本  
つよりりて

七日の節會も、まほには行はれず。それより三條坊門萬里小路の、通成の大臣の家へ行幸なりて、しばし内裏になりし時、萬里小路おもての四足よもぎはたてられ侍りき。かゝりし程に、この家に、石清水の若宮をいはひまゐらせたる社おはしますに、狐おほく侍りけるを、瀧口たきぐちのなにがしとかや、過ちたりける御とがめに、よろづわづらはしく、かうぐしき事どもありければ、萬里小路殿へ歸らせ給ひにき。

○訴訟勅裁なしとて云々、日吉社の事につきて、延曆寺の衆徒の愁訴せる事ありしが、更に天皇の裁可なしとて、衆徒怒りて、神輿を振り奉りしなり。神輿をふるといふ事、新島守の巻(八七)にいへり。○けしきばかり云々、容子ばかり、防ぎ矢するやうに見えたれどもとなり。○まめやかに云々、神罰を恐る、故に、神輿に向ひて、眞實に防ぎ矢射る者はなかりきとなり。○紫宸殿、禁中の正殿にして、公の政事を聞しめさる、處なり。その南面せるをもて、南殿ともいへり。○清涼殿、天皇の常におはします殿にて、紫宸殿の西にあり。また、中殿とも、單に、御殿ともいへり。その中に、晝御座、夜御殿、朝餉、臺盤所、殿上、下侍などいふ所あり。詳なる事は、禁秘抄、拾芥抄、大内裏圖考證などに見えたり。○ふり棄てまゐらせて云々、衆徒等、神輿を、紫宸殿清涼殿に昇き置きて、叡山に還りのぼれるをいふ。このことは、續史愚抄に、「六日辛酉、延曆寺僧徒、依訴、奉日吉神輿六基入洛、横入萬里小路皇居、(大炊御門高倉冷泉)棄置一基于南殿上、一基于軒廊、二基于縫殿陣内、一基于左衛門陣外、剩僧徒俗人、壞四脚門、濫入常御所、臺盤所、取棄衣服御以下物、切破妻戸障子簾等、以鉢突破年中行事障子、取文象、但教賴朝臣奪返云、狼藉古來未曾有」とありて、甚しく暴威をふるひしなり。○腰輿、又、たごしともいふ。手にて昇きゆくものにて、方違の行幸、さては火事地震など、にわかなる行幸の時、乗り給ふとなり。



なほ、新島もりの巻、(八三)及び、あすか川の巻(三三三)に註したるを、併せ見るべし。○近衛殿 内大臣近衛家基の第なり。近衛の北、室町の東、烏丸の西、鷹司の南にありて、この時、龜山上皇の御所となれり。○柏ばさみ冠の纓を挽めた、みて、白木の袂木にて、とめ置くをいふ。これは、内裏焼亡など、非常の時、または急用の御使をうけたまはる折などにするなり。武官の冠は、巻纓とて、常にかくすれども、わがねやうかはれり。委しくは冠帽圖會などを見るべし。○七日の節會 白馬の節會なり。三神山の巻(一二四)に註せり。○まほ 完き意にて、神輿の事によりて、その儀式をも、かたの如く行はれず、省略せられしをいふ。○通成の大臣の云々 土御門大納言通方の子にて、正二位内大臣なり。勅仲記に、「弘安元年十一月八日丙辰、今夕遷幸三條坊門萬里小路内府禪門第、暫可爲皇居云々、四足門俄被立之、修理職沙汰也」とあり。されど、このさまは、前後の文とあはず、或はそれよりの下、二三の脱落にてもあらんか。○四足 四足門にて、扉のつきたる柱の前後に、四本の添柱を立てたる門をいふ。その圖は、家屋推考に載せたり。さて、皇居の外は、いかなる家にも建てざりしを、この萬里小路の第は、里内となりし事あるをもて、かく四足は建てられたりとなり。海人藻芥に、「居所の事、大臣家には四足あり。上中門あり云々、名家以下、月卿雲客亭の事、四足、上中門不可有之」とありて、後には清華の家にも建つるやうになりて、節會公事などを奉行するとき、この門より出入せるよし、故實拾要に見えたり。○か、りし程に云々 この家は、近衛殿をいふ。○石清水の若宮云々 若宮は、神道名目類聚抄に、「或本宮御子の神を祭て、若宮と稱す。譬ば、石清水八幡宮に若宮と稱するには、仁徳天皇、水若宮と稱するは宇治皇子なり。本宮應神天皇にてまします故なり。又勸請して、其社號を若宮と稱する事あり、若宮八幡宮の類是なり。新にこ、に祀るよしの名にして、本宮に對して新宮の義なり」とあり。こは、若宮をいはひてとあれば、皇子神の義なるべし。○いはひ 勸請してまつる意なり。○瀧口 内野の雪の巻(一五六)に註せり。○過ちたりけ

る云々 狐を殺しなどしたりしにや。さてその過失の神罰にて、種々面倒なる事出来てとなり。○か、う、しき 神々しきの音便にて、こは、神さびておそろしきよしなり。○萬里小路殿へ云々 續史愚抄に、「弘安六年二月廿五日庚戌、主上自近衛殿、(内大臣家基第也、怪異連續故云)還幸萬里小路里内」とあり。

この御門は、ねび給ふまゝに、いとかしこく、御才なども勝れさせ給へれば、なべて世の人も、めでたき事に思ひきこゆ、はかしくしき女御后なども候ひ給はて、いとつれづれなるに、新陽明門院の御かたに、堀川の大納言の御女、東の御方とてさぶらひ給ふを、忍び、御覽じけるほどに、弘安八年二月ばかり、若宮いでものし給へり。いとやむごとなき御宿世なるべし。今年北山の准后九十にみち給へば、御賀の事、大宮院おぼしいそぐ。世の大事にて、天下下かしがましくひびきあひたり。かくの、しるは、安元の御賀に、青海波舞ひたりし、隆房大納言の孫なめり。鷲尾の大納言隆衡のむすめぞかし。大宮院、東二條院の御母なれば、兩院の御祖母、太政大臣の北方にて、天下、みなこのにほひならぬ人はなし。いとやむごとなかりける御さいはひなり。

○ねび給ふまゝに 成長し給ふに隨ひてとなり。○はかしくしき女御后云々 これといふべき、女御更衣なども、おはしまさねばとなり。○新陽明門院 龜山院の妃なり。上(三七五)に見えたり。○東の御方 後に院號を上りて、西華門院と申す。○二月ばかり云々 後二條天皇は、三月朔日生れ給ひしよし、皇胤紹運録に見えれば、二月は、三月の誤寫にや。○かくの、しるは云々 かく九十の御賀あるべしとて、ことごとくしう喧しくいひたつ

印本の下のし  
本に下し  
ひつよりて補

いでものし  
五字一本うま  
れるに作る

のいしるの下  
一本に人の字  
あり

さいはひ印本  
事に作りきた  
あり一本に本  
りて改めつ



る准后と申すは、大納言隆房の孫にて、鷲尾大納言隆衛の女なりとの意。○安元の御賀 安元は、高倉天皇の年  
 號なり。百練抄に、一安元二年三月四日、公家奉賀賀太上天皇五十算、於法住寺仙居有此事、今日行幸」とあり  
 て、法皇は、後白河帝なり。その時のさまは、安元御賀記に詳にして、隆房の青海波を舞ひしは、六日の後宴な  
 り。○東二條院 後深草帝の皇后にて、實氏の二女なり。○このにほひ云々 にほひは、餘香の意にて、その系  
 統を受くるをいふ。さて天皇、上皇、女院、東宮、大臣をはじめ、その子孫ならぬは少なしとの意なり。なほこ  
 の准后貞子は、いと長壽の人にて、續史愚抄に、「正安四年十月一日、今夜准后從一位藤原朝臣貞子薨、(常盤井入  
 道太政大臣實氏公)鷲尾入道大納言隆衛女、前大宮院、東二條院等母儀、法皇、法皇等院外祖母、(百七歳)」と  
 見えたり。

むかし御堂殿みつどのの北方ほくほう、鷹司殿たかすと聞えしにも劣り給はず。大方、この大宮院の御宿世みすよ、いとあ  
 りがたくおはします。すべていにしへより今まで、后國母ごくにぼおほく過ぎ給ひぬれど、かくば  
 かり、とり集めいみじきためしは、いまだ聞き及び侍らず。御位のはじめより、選ばれまゐ  
 り給ひて、争ひきしるふ人もなく、三千の寵愛一人にをさめ給ふ。兩院りゅういんうちつゞきいても  
 のし給へりし、いづれもたひらかに、思ひの如く、二代の國母こくぼにて、今は既に御孫みその位を  
 さへ見給ふまで、いさゝかも、御心にあはず、おぼしむすばる、一ふしもなく、めてたくお  
 はしますさま、來し方きたかたもたぐひなく、行末ゆきすえにもまれにやあらむ。

○鷹司殿云々 法成寺攝政道長の室にて、一條左大臣雅信の女なり。さて鷹司殿は、御門、東宮の御祖母、女院、  
 皇后、關白、大臣の御母にて、こよなきさいはひおはしけれど、この准后は、それにもおとり給はずとなり。な

にも印本には  
 とあり一本に  
 より改めつ  
 源雅信左大臣  
 倫子 鷹司殿  
 賴通關白  
 教訓關白  
 上東門院  
 一徳石  
 後一條帝  
 後朱雀帝  
 新子三徳石  
 陽明門院  
 後三條帝

感子 後一條帝  
 新子 後朱雀帝  
 後冷泉帝

朱雀以下給ひ  
 てまで廿四字  
 印本脱せり  
 本によりて補  
 ひつ

ほ、鷹司殿のことは、榮華物語、大鏡等に詳なり。○大方云々 准后の御さいはひも、おほむね、この大宮院の  
 前世の宿縁の、ためしなくおはしますゆゑなるべしとの意なり。さて、これより、大宮院の御さいはひなるよし  
 を述べたり。○后國母 皇后、及び天子の御母の意。國母のこと、おるる雲の巻(二二〇)にいへり。○おほく過  
 ぎ給 あまたおはしましたれどの意。○かくばかり云々 誰しの人も、一とほりなる幸福は、ま、あるならひな  
 れども、この大宮院のみは、幸といふ幸をとりあつめ給へる、そのいみじき佳例は、いにしへより、いまだ聞か  
 ざるところなりとの意。○御位のはじめ 後嵯峨帝、仁治三年正月踐祚し給ひ、同年六月十日、大宮院女御とな  
 り、八月九日中宮に立ち給へり。○争ひきしるふ 相嫉み競ひあふをいふ。即、他にみかどの寵をあらそひ給ふ  
 女御更衣もなかりきとなり。○三千の寵愛云々 白樂天の長恨歌に、「後宮佳麗三千人、三千寵愛在一身」とあ  
 るによれり。○いづれもたひらかに云々 後深草、龜山の兩院打つゞきて生れまし、その御兄弟とも、ことゆゑな  
 く平穩に、天位にのぼり給へば、思しめすまゝに、二代の國母とあふがれ給ひての意なり。○いさゝかも云々  
 御心になはせ給はぬこともあらず。はた、もの思ひし給ひて、氣のはれ給はぬことなどは、ひとつもなく、よ  
 ろづめでたくおはします御ありさまは、過ぎこし昔も、今より後ゆくすゑにも、たぐひなかるべしとなり。

いにしへの基經の大臣の御女、延喜の御代の大后宮、朱雀村上二代の國母にておはせしも、  
 始めていき給ひて、ことになしうし給ひし前坊ぜんぼうにおくれ聞え給ひて、御命みことの中は、たえ  
 ん御歎みなげつさせざりき。九條の大臣師輔の御女、天曆てんりきの后にておはせし、冷泉、圓融兩代の御  
 母ははなりしかど、めてたき御代をも見奉り給はず、御門みかどにも先だち給ひてうせ給ひき。御堂  
 の御女みよめ上東門院、後一條、後朱雀の御母にて、御孫みそ後冷泉、後三條まで、見奉り給ひしかど



も、皆先立たせ給ひしかば、さかさまの御歎絶ゆる世なく、御命あまりながくて、なか／＼、人目をはづる思ひ深くおはしませし。これも皆一人の人にて、世の親となり給へりしに、やうをかへて、さまざまの御身のうれひはありき。

○基經の大臣 中納言藤原長良の子にて、陽成光孝の御代、執政たりし人なり。○始めいでき給ひて 始めて生れ給ひし皇子の意。○かなしうし給 鍾愛せられたるの意。○前坊 醍醐天皇の皇子にして、初め崇象親王と申し、が、保明と改め、皇太子となり給ひ、延長元年三月廿一日、御年廿一にて薨じ給へり。よりて文彦太子の諡を奉る。大鏡、及び同書裏書に見えたり。○御命の中は云々 皇太后穩子は、前坊保明親王をさきたせ給へるために、御生涯たえず御歎ありてすぐし給へりとの意なり。さてこの皇太后は、前坊の薨じ給へる延長元年は、御年三十九にて、それより三十一年ながらへ給ひて、村上天皇天曆八年正月四日、御年七十にて、かくれさせ給へり。○めでたき御代を云々 皇后安子は、村上天皇にさへ先だちて崩御ありしかば、その御腹なる、冷泉、圓融二代の、めでたき御代を見給はずとなり。さてこの皇后は、村上天皇康保元年四月廿九日、御年三十八にてうせ給ひ、村上天皇は、同四年五月廿五日崩御ありしなり。○後冷泉後三條 並びに後朱雀天皇の御子なり。○皆先立た、せ給ひし 皇胤紹運録に、「後一條院、長元九年四月十七日崩、後朱雀院、寛徳二年正月十八日出家、即崩、後冷泉院、治曆四年四月十九日崩、後三條院、延久五年五月七日崩」とありて、上東門院は、その後、白河天皇承保元年十月三日、御年八十七にて御事ありしかば、しかいへり。○さかさまの御歎 上東門院こそさきだち給ふべきに、かく後一條帝以下、うちつゞき崩御ありて、事のさかさまとなれるをもて、上東門院は、御一生の中、御歎きの絶ゆるひまもなくおはしませしと也。○御命あまりながく云々 八十七の御よほひなれば、しかいへり。かゝる御齡をかさね給へるは、めでたきことながら、御子御孫のみかどにおくれ給へば、

崇徳の下印本  
院の字あり一  
本によりて除  
きつ

とやかくと、世の人にははれむかと、かへりて人目を恥ぢ給へる念慮のみ、深くまし／＼たりと也。○一人の攝政關白をいふ。職原抄攝政關白の條に、「執柄必蒙一座之宣旨、故稱一人(又云一所)とあり。一座とは、官次によらず、一座の第一上首に着くの意なり。世の親は、天子の母の意。さて、一人の人にては、一人の人の御女にての意なるべし。この延喜の太后、天曆の後、上東門院は、いづれも執柄の御女におはしまして、國母となり給へる、まことに、幸福なる御身すら、それ／＼ことからははれども、御心配はありきとなり。○やうをかへて 事柄は相違しての意。

たゞ人には、大納言公實の御女こそ、待賢門院とて、崇徳、後白河の御母にておはせしかど、それも後白河の御世をば御覽せず。讃岐の院の御末もおはしませず。されば今のやうに、たゞ人の御身にて、三代國のおもしといつかれ、兩院とこしなへに仰ぎ捧げ奉らせ給へば、前の世もいばかりの功德おはしませし、この世にも、春日大明神をはじめ、よろづの神明佛陀の擁護厚くものし給ふにこそ、ありがたくぞ推し量られ給ふ。

○たゞ一人 一人の人に對する詞にて、此は執柄ならぬ人をいへり。○大納言公實 閑院公季の曾孫、大納言實季の子なり。○待賢門院 鳥羽帝の皇后也。近衛帝の久安元年八月二十二日、御歳四十五にて崩す。後十二年を経て、保元元年後白河帝踐祚し給へば、その御位の程を見給はずとなり。○讃岐院の御末云々 崇徳帝の御子重仁親王おはしましたれど、後出家し給ひて、御子もおはしませねばいへり。○今のやうに云々 以下大宮院のめでたき様を記せり。○三代 後深草、龜山、後宇多の三帝をいふ。○國のおもし 國母として、天下のしづめとおはしますをいふ。○いつかれ 大切に崇めらるゝ意。○とこしなへに云々 いつまでも變らず、尊敬し給へばの意



にて、上に列擧せる穩子皇后より下、上東門院、待賢門院などにはかはりて、二人の皇子、後深草、龜山のめでたき御代を過し給ひ、御孫後宇多の御代に逢ひ給ひ、はた兩院も永久かはり給ふことなく、尊敬し奉り給ふ也。○前の世にも云々 大宮院の、かゝる幸福をうけさせ給ふは、前世にいみじき功德をつみ給へる應報と、現世にては、神佛の加護あつきによれるなるべしとなり。さて春日大明神は、藤氏の氏神にて、即、大宮院の御先祖なれば、こゝにひき出でしなり。○佛陀 佛の梵語なり。翻譯名義集に、「佛陀、大論云、秦言「知者」、知「過去」、未來、現在、衆生、非衆生數、有常、無常等、一切諸法、菩提樹下、了々覺知、故名「佛陀」云々とあり。○給ふにこそ下に、との字あるべし。さらすば煮きこえがたし。

かくて御賀は、二月三十日ごろなり。本院、新院、東二條院、遊義門院、皆かねてより北山に渡らせ給ふ。新陽明門院も、新院のひとつ御車にておはします。廿九日の夜、まづ行幸あり。雅樂司樂を奏す。院司左衛門督公衡、事のよし申してのち、中門によせらる。その後、春宮行啓、中門よりおりさせ給ふ。傅のおと、二條殿御車に参り給へり。その日になりぬれば、寢殿の東面の母屋庇までとりはらひて、釋迦如來の繪像かけたてまつる。道場のかざり、まことの淨土の莊嚴もかくこそと、めてたく清らをつくされたり。御經の筥二合、金泥の壽命經九十卷、法華經入れらる。

○御賀は云々 一代要記に、「弘安八年二月三十日、大宮院、爲賀賀母儀准三后藤貞子九十算、被行法會、主上、東宮、本新兩皇、自一昨廿八日遷幸」とあり。なほこのことは、北山准后九十賀記、及び、實躬卿記に詳なれば、合せ見るべし。○遊義門院 女院小傳に、「後宇多后、後二條准母、後深草一女、母實氏公二女東二條院、文

いまだの下姫  
字一本に  
補一本に  
ひつより  
て

中門より  
脱本  
の字を  
脱せ  
て補  
ひつ  
より

永七年月日誕、同八年正月七日爲内親王、弘安八年十月九日爲皇后宮、正應四年八月四日院號、廿」とあり。○院司 大宮院の院司にて、公衡は、その別當なるべし。さて、車駕北山につかせ給へるよしを、大宮院に申せるなり。○中門 外門と寢殿との間に設けたる門なり。三神山の卷(二二八)に註せり。○傅 東宮傅なり。東宮職員令に、「傅一人、掌以道德、輔導東宮」と見え、職原抄に、「相當雜爲正四位上、勅任官也、尤爲重、爲三公之人兼之」とあり。○御車に参り給ふ 御車の後に陪乗したるをいふ。○母屋 寢殿の中央の間。○庇 母屋のまはりの間をいふ。とりはらひては、母屋庇にかけわたせる簾を、まきあぐるをいふ。○釋迦如來の繪像云云 九十賀記に、「母屋中央間、副北御簾、立佛臺一脚、奉懸三尺迦像一鋪」とあり。○道場 僧侶の、心を靜かにして、佛道を修するところなり。釋氏要覽に、「肇云、閑院修道之處、謂之道場、隋煬帝、勅遍改僧居名道場」とあり。○淨土の莊嚴 佛のまします極樂淨土のかざりのうるはしさも、かゝる有様にてあらんとなり。さてそのさまは、九十賀記に詳なり。○筥二合 經筥二個なり。身蓋揃へるものを一合といふ。○金泥 金粉を膠にて溶き、それにて、繪、或は文字をも書くに用ふるものなり。○壽命經 一切金剛壽命陀羅尼經なり。

名香、柳の織物に藤をぬひたるにてつゝみて、御經の机によせかく。御簾のうちに、西の一間に縹緗二帖、唐錦のしとねしきて、内のうへの御座とす。おなじ御座の北に、大文の高麗一帖敷きて、春宮渡らせ給ふ。西の庇に、これも屏風をそへて、縹緗二帖、錦のしとねに、准后居給へり。おなじ庇に、東二條院渡らせ給ふ。はるくくと、縹緗の几帳のかたびらいたして、いろくの袖口ども、御方々けぢめわかれて、おし出でたるほど、龍田姫も、かゝる錦の色は、いかでかはと、いみじうこのましげなり。



○名香云々 柳の模様を織りいだしたる上に、藤を縫ひたる織物をもて、名香をつゝみて、經机の一方へよせて置くとなり。九十賀記に、「御願文、並名香、杖、倚經机外方(名香東、御願文西)」とあり。○經綯二帖 經綯縁の疊二枚なり。經綯、また暈綯とも書きて、白地に色縁にて紋柄を織出したる錦なり。貞丈雜記に、「經綯縁といふは、白地に、色々の縁を以て、花などをおり付たる織物にて、へりをするなり。たとへば、赤き縁にて、花をすれば、花のまはりを、うす赤き色にて、細くへりをとり、又其外は、一段うすき色にて、縁をとるなり。其外の色も、是に准じて知るべし」と見えて、その圖は、類聚雜要抄に載せたり。この經綯縁の疊は、天皇、上皇の外は用ひざる由、海人藻芥に見えたり。○唐錦 大和錦に對する名にて、支那よりわたれる錦をいふ。○しとね 茵にて、今の座蒲團なり。○大文の高麗 紋がらの大なる高麗縁の疊をいふ。貞丈雜記に、「高麗縁は綾なり。白地に文をば黒く織るなり。是も、紋は不定、雲形、菊形など、其外不定也。白き麻布に、黒く文を染たるは、かの綾を似せたる略物なり」と見え、三中口傳に、「大文高麗縁の帖、西京筵、裏白布三幅可付之」とあり。この疊は、親王大臣の料にて、大臣以下の公卿は、小文の高麗縁なるよし、海人藻芥に見えたり。主上東宮御座の事は、九十御賀記に、「寢殿母屋西第一間御座敷敷、經綯端疊二枚、其上供、唐錦茵等、爲主上御座、同御座北敷、大文高麗端二枚、爲一院御座」とあり。○屏風をそへて 屏風を廻しそへてなり。○はるくくと 女房のあまた居並べるが、遙に續けるをいふ。○極顯 染模様の一法にて、くゝり染なり。今俗に絞りと云ふに同じ。絞染の帷をかけたる几帳をいだし、女房の候所とせられしなり。○いろくくの袖口 つらなれる女房の袖口の、いろくくなるをいふ。准后以下座席の事も、同書に、「同西廂北御座中、立廻同屏風、敷、經綯端二枚、其上加、東京錦茵、爲准后御座、南西御座出、織物几帳、同西廂西廊作合間、立廻屏風、敷、大文高麗二枚、爲東二條院御座、東面御座出、織物几帳、其西二ヶ間南面御座出、極顯几帳帷、爲女房候所」と見えたり。○御方々云々 大宮院の女房をい

じめ、東二條院、姫宮、准後の女房等、方々にわかれしをいふ。○龍田姫云々 龍田姫の事、烟の末々の巻(一七四)に註せり。さて龍田姫といへども、かゝるうるはしき錦の色は、え染めいづまじとの意にて、かはの下に、詞を略せるなり。

事なりぬるにや、兩院御門、春宮、大宮院、東二條院、今出川院、春宮、大夫など、うちつゞき、誦經の鐘のひゞきも、耳驚くばかり、所せうきこゆ。衆僧集會の鐘うちて後、上達部御前の座に着く。階より東に關白、左大臣、内大臣、花山院、大納言、源大納言、大炊、御門、大納言、右大將通基、春宮、大夫、左大將、三條、中納言、花山院、中納言家教、左衛門、督公衡など候ひたまふ。階より西に四條、前、權大納言、春宮、權、大夫、權中納言、四條、宰相隆保、右衛門、督爲世など祇候せられたり。内のうへ御引直衣、すゞしの御袴、本院御鳥帽子直衣、あをにびの御指貫、新院、御直衣、あやの指貫、春宮、さくらの御直衣、あられにくわむの紋紫の御指貫、いひしらずなまめかしう見え給ふ。

○事なりぬるにや すべての支度と、のひて、定めの時刻となれるをいふ。○うちつゞき 下に、いでさせ給ふ、といへる文を省けるなるべし。○所せうきこゆ かばかり廣き寢殿に、狭く覺ゆるまでも、鐘の音のなりわたると也。○階 寢殿正面の階段をいふ。正面の階段をおきて、その東西の簀子に、公卿列座するなり。○左大將 註に公守とあれど、この時の左大將は兼定なれば誤れり。○隆親 弘安二年九月六日、七十七歳にて薨じたれば、こは、隆行の誤りなるべし。隆行は、從二位隆經の子にして、大納言隆衡の孫なり。隆經は、准后貞子の甥にあたりて、この年の十一月九日、六十二歳にて薨じたり。されど、諸本皆隆親としたれば、姑くもとのまゝに從へり。

四條の前三  
印本に西辻殿  
より作る一本  
に改めつ

紋の字印本  
に一本につ  
りて補ひつ







りるる雲の卷(二二九)に註せり。○講師讀師 拾芥抄の七僧に、「講師、讀師、咒願、三禮、唄師、散花、堂達」と見えたり。講師は、經を講説し、讀師は經名品名をよみ上ぐるものなり。○憲實 少納言入道信西の裔にて、法印大僧都隆承の子なり。○守助 東寺一の長者にて、西園寺實氏の子なり。○堂童子 法會の時、藏人、並に諸家の諸大夫の花籠をとるもの、稱なるよし、塵添壺囊抄に載せ、また海人藻芥にも見えたり。○花籠 佛前に供する花を、籠にいれたるにて、諸人にわかたなり。○杖とりの使 みかどより、准后貞子に、杖をたまはする御使なり。但、實躬卿記に、「度者使頭中將公教朝臣賜<sub>レ</sub>祿退出、降<sub>レ</sub>地拜舞退入」とあり。○杖を退けて云々 この句誤脱あるにはあらざるか。強ひていは、退けては、捧けてか。又は、杖を准后に奉りて退きてなどありしにや。○青柳の絲に玉ぬく 春雨の、柳の枝にか、れるが、恰も、絲に玉を貫けるかと、見えまがふとなり。こは、古今集に、「淺みどり絲よりかけて白露を玉にもぬける春の柳か」とあるによりてかけるなり。

一の舞久助といふもの、すこしねびて、いとよし／＼しう、おも、ちあしづみかみさびておもしろし。萬歳樂、賀殿、陵王、右、地久、延喜樂、納曾利、久忠、二のものにて、勅ろくの手といふ事仕うまつる時、右の大臣座を立ちて賞仰せらるれば、うけたまはりて拜し奉るほど、いと艶なり。久助正秋などいふものども、賞うけたまはりて、笛をもちながら、おきふし拜するさまも、つき／＼しうゆるありて見ゆ。講讚のことば、めてたういみじ。今の世には、富樫那尊者のごとくいはる、ものなれば、心とゞめて人々聞き給ふに、涙とゞめがたき事どもをいひつゞく。

○一の舞 舞人を左右に分ち、その中にて階級を設け、上首を一の物といひ、次班を二の物といひ、それより三

つりてとあり  
て一本に作り  
改めつ  
て一本に作り  
つりてとあり

の物、四の物など分ち、一の物死すれば、二の物これにかはるなり。一の舞は、すなはち一の物の舞をいふ。そは樂所補任を見て知るべし。○すこしねびて すこし年のふけたるをいふ。○よし／＼しう云々 由緒ありけるなるかほつき、足びやうしなど、古雅にて、おもしろしとなり。○萬歳樂云々 みな樂の名なり。下に右地久云々とあれば、萬歳樂の上に、左の字あるべきなり。九十賀記に、「次左右奏樂、左奏樂、右舞畢、右大臣於<sub>二</sub>透波殿<sub>一</sub>召<sub>二</sub>舞人近康、<sub>三</sub>仰<sub>二</sub>一級事、次召<sub>二</sub>右一久資、次樂人一多政秋、各二拜退出<sub>一</sub>とあり。○勅ろくの手 勅祿を賜はる舞の手にて、胡飲酒の舞をいふなるべし。雜祿別錄に、「胡飲酒は、まことに、舞にとりて、ことなる祿そう大事の物とかや。これを舞ひつれば、勳賞を蒙る。見たるに、たゞ同じ體にて、いづくに祿事あるべしとも見えねども、折々ふるまひ、出入につけて、祿そうの事どもありとかや」と見えたり。○おきふし拜する 拜舞するをいふ。侍中群要に、「拜舞、先再拜、若有官者、笏置<sub>二</sub>右手下地上<sub>一</sub>起再拜、次乍<sub>レ</sub>立垂<sub>レ</sub>袖左右左、次隊左右左、次乍<sub>レ</sub>居小揖、次乍<sub>レ</sub>立再拜、次乍<sub>レ</sub>立揖」とあり。○講讚 經文を講説し讚揚するをいふ。○富樫那尊者 釋迦の弟子にして、能辯の聞え高き人なり。拾芥抄釋迦十弟の中に、「說法第一、富樫那」と見えたり。尊者は、釋氏要覽に、「梵云阿梨夷、華言尊者、謂<sub>二</sub>德行智具、可<sub>レ</sub>尊之者<sub>一</sub>とあり。さて、この導師は、富樫那尊者の如き能辯家との評判ある者なればとの意なり。○涙とゞめがたき云々 聽衆ども、感涙をとゞめあへぬばかりに、尊き事を説かれたりとなり。

高座はて、のち、樂人酒胡子を奏す。その程に、僧の祿をたまふ。頭、中將公教よりはじめ、思ひ／＼のすがたにて祿をとる。あるは關腋に、平胡籙、もとほしの袍に、革緒の劔など、心々なり。俊定、經繼などは、巡方の帶をさしたり、衆僧まかづるほどに、廻忽、長慶子奏して、樂人舞人も退きぬる後、大宮院、准后の御臺まるる、陪膳權中納言、役送は實時、實冬、

脚腋をわきあ  
ありしたる本  
あり一本に  
とあり一本に  
よりつ



實躬、信輔、俊光などつかうまつる。

なり印本にな  
りぬとあり一  
め本によりて改

○高座はて、講説をはりてなり。○酒胡子 壹越調にして、舞なき樂なり。○祿をとる 祿物をとりて、講師以下に賜ふ也。○闕腋 またケツテキとよみて、袖より下、兩腋をぬはず、襦をもつけざるものにて、四位以下、武官の輩、節會行幸のときに、着用する服なり。○平胡篋 矢を盛る具にて、その様、扇をひらきたらむ様に、矢をつらねいれて、背に負ふものなり。その圖は裝束圖式に見えたり。○もとほしの袍 和名抄に、「縫腋、和名萬都波之乃字倍岐奴」とあるを詠りたるにて、文官の束帶の上にかける縫腋の袍なり。袍の事は、烟の末々の卷（一八四）に註したれば、併せ見るべし。○革緒の劔 野劔をいふ。名目抄に、「蒔繪野劔、或號平鞘太刀、或號三毛抜形太刀、或又號三革緒太刀、上下裏時令持之、又殿上人束帶之時、依事着之、或用平緒、或用革緒、其間之儀、能可思慮也、又上皇宴御幸之時、被入御車、警固非常行幸之時、衛府公卿已下、四五位、直衣衣冠束帶にも、以革緒用之、非武官者不可用之」とあり。○巡方の帶 束帶のとき、着用する帶なり。之を石帶といへり。その製は、黒色にして、後方に、玉、或は、石を、十個とち附くるものなり。その玉石の方形なるを巡方と名づけ、圓形なるを丸柄と名づく。それに又、有文無文の別あり。そは身分の尊卑によりてけちめあること、延喜彈正式、桃花葉等の書に見えて、その圖は、裝束圖式に載せたり。○さして 帶をすることをいふ。○廻忽 平調にて舞なき樂曲。○長慶子 大食調にて、これも舞なき樂曲なり。○陪膳 饗膳に侍するものなり。既に内野の雪の卷（一五二）に記せり。御賀記に、大宮院の陪膳は權中納言實冬、東二條院のは左衛門督公衡、准后のは四條宰相隆康など、勤められしよし見えたり。○役送 御膳を取次ぎ運ぶ役なり。こも同所に註せり。かくて、又の日は、三月の一日なり。寢殿のよそひ、昨日のまゝなり。舞臺樂屋ばかりをとりのけて、母屋の四方に、壁代をかく。兩院内の上の御簾の役、關白さぶらひたまふ。春宮

總印本に錦に  
作れり今一本  
によれり

のは、傳遅くまわり給へば、大夫實兼つとめ給ふ内（内）のうへ、今日は、例の御直衣、紅の打ちたる綿厚き御衣、織物の御指貫、いとめてたき御にほひなり。本院、かた織物の薄色の御指貫、少し薄らかなる御直衣、新院、雲に鶴の浮織物の御直衣、おなじ御指貫、紅の今すこし色かはれるを奉れり。あらまほしき程にねびと、のほり、しうとくに、ものくしき御さまかたち、あなきよげ、今ぞ盛に見えたまふ。春宮は、色濃き御直衣、浮線綾の御指貫、紅の打ちたるあはせを奉れり。とりぐに、めてたく清らにおはします。御かたちどもの、いづれとなく、あなうつくしと、うち見奉る人の心ちさへ、そゝろにゑまし。大宮院などは、まして何事をおぼさるらむと、おしはかられ給ふ。かなたこなたの御隨身ども、近く候ひつるを、院いでさせ給ひぬれば、退きて、御階の西になみわたる。裝束ども、いろ／＼の花をつけ、高麗唐土のあやにしき、こがねしろがねをのべたるさま、いとあまりうたてある程にぞ見ゆる。

はましての四  
字印本に脱せ  
り一本により  
て補ひつ

○舞臺樂屋 舞臺は舞ふ所にて、廣庭の中央に設けらる、もの、樂屋はその左右に設けて、樂人の樂を奏する處なり。○壁代 字の如く、壁の代りにすべき料のものなり。すべて白羽二重にて、拾縫、紐紫羽二重、表裏ともに同じ所につくるなり。但し、蝶鳥を畫き、綴絲、練繰なるよし、徵古圖録に見えて、その製法は、雅亮裝束抄に詳なり。その様は、實躬卿記に、「三月一日、賀禮翌日也、所々御裝束大概如昨日、但堂莊嚴、並舞臺樂屋御誦經等撤之、寢殿屋内四面懸壁代」とあり。○御簾の役 簾をまきあぐる役なり。同書に、「次宸儀出御、關白候御簾



御膳一本に御  
ものあり  
いふものと云  
りふ一本と云  
いふ一本と云  
りふ一本と云

云々、次一院出御、關白候御簾云々、次院出御、關白候御簾ことあり。○御にほひなり 艶なる御様子なりとの意。○かた織物 絲を堅くしめて紋を織りたるもの、浮織物は、絲をうかめて紋を織りたるものなり。いづれも既に烟の末々の巻(一七三)にいへり。○紅の今少し云々 下の御衣をいふ。今少しかはれるとは、主上のと同じ紅ながら、少しかはれるよし也。○のらまほしき程云々 かくあらまほしと思ふ程までに、大人び給ふをいふ。○新院云々 同書に、「御直衣織物、御出衣被入綿、浮織物御指貫、鶴丸とあり。○しうとく 宿徳の音便にて、徳をつみたるをいひしが、それよりうつりて、沈着にして威嚴あるさまをいへり。内野の雪の巻(一四八)、に「御聲々しうとくとく」とあるを併せ着るべし。○ものくしき 物體らしき意なり。○浮線綾 うき織物の類なり。烟の末々の巻(一七一)に註せり。○紅の打たる裕 直衣の下にきるものにて、打ちたるは、打ちて光を出したるなり。○御かたちどももの云々 兩院、みかど、春宮のめでたくきよらにおはします御容子を、かたへより、あはれにうつくしうおはします御姿かなと、見奉る人の心ちさへ、何ゆゑとなく、笑ましく、嬉しきさまに見ゆめりとなり。○大宮院などは云々 他人すら、かく心うれしきさまなれば、ましてや、その御母、御祖母とあふがれ給ふ大宮女院、はた御外祖母なる准后貞子の君は、いかばかり嬉しく、何事をか思はせ給ふらむと、推はからるとなり。○こなたかなたの御隨身 上皇、大臣、公卿の隨身なり。その員數、弘安禮節に見えたり。さて御庵まきあけて、兩院以下出でさせ給ひしかば、寢殿近く參候せる隨身どもは、退きたりとなり。○うたてある程よのつねならず、あやししく異様に見ゆる程となり。

牧馬一本に御  
親定一本に  
宣に參りたる  
作を參りたる  
洞にありたる  
本院にありたる  
つにありたる  
大納言の三下  
印本に脱せり  
補一本に脱せり  
實冬一本に脱せり  
冬一本に脱せり  
一冬一本に脱せり  
二冬一本に脱せり

今日、内、東宮、兩院、御膳まゐる。陪膳花山院、大納言、役送四條、宰相、三條、宰相中將本院の陪膳、大炊、御門、大納言信嗣、新院のは、春宮、大夫などつとめらる。その後御あそびはじまる。内のうへ御笛、柯亭といふものとかや、御宮に入れたるを、忠世もちてまゐれるを、關白とりて御前に奉らる。東宮御琵琶、歌宮權、亮親定もちて參りたるを、大夫御前におかる。上達部の笛の箱別にあり。笛兵部卿、花山院大納言、笙源大納言、左衛門督、兼兼行、朝臣琵琶、春宮大夫、琴洞院左大将、三位、中將、和琴大炊、御門、大納言、拍子徳大寺、中納言末、拍子實冬、皆人々、直衣にいろ／＼の衣をいだす。例の安名尊、席田、鳥破急、青柳、萬歲樂、三臺急、御遊はてぬれば、殿上の五位ども參りて、管絃の具をわかづ。御方々かうぶりたまはり給ふ。道々の師ども加階たまはる。

○柯亭 笛の名器なり。後崇光院の椿葉記に、「此笛は、天下の寶物にて、清曇堂の神宴のほか、公宴嚴重の時ならでは、おぼろけに出されぬ名物なり」と見えたり。さてこの笛は、昔唐土に蔡邕といへる人ありて、柯亭館に宿したる時、竹にて作れるたるきをとりにて、笛を作り、柯亭となづけたりしを、我が朝に傳へて、寶物となれりとぞ。御賀記に、「御遊共頭大藏卿忠世持參御笛、關白取<sub>出</sub>他物<sub>殘</sub>御笛、持參とあり。○忠世 藏人頭、大藏卿なり。○牧馬 琵琶の名器なり。拾芥抄に、「牧馬與<sub>立</sub>上<sub>一</sub>雙名物也、云々」と見え、樂家錄に、「牧馬、延喜帝御物也、撥面畫<sub>三</sub>牧之馬」とあり。さて、一本に、これを立象としたれど、御賀記にも牧馬とあれば、誤なり。○宮權亮 東宮權亮なり。○いろ／＼の衣を出す 出衣なり。おりるる雲の巻(二二三)に註せり。○安名尊 催馬樂呂の歌にて、梁塵愚案抄に、「あなたふと、けふのたふとさや、いにしへもはれ、いにしへもかくやありけむや、けふのたふとさ、あはれそ、こよしや、けふのたふとさ」と見えたり。○席田 催馬樂呂の歌にて、同書に、「むしろ田のや、むしろ田の、いつぬき川にや、すむつるの、すむつるのや、すむつるの、千とせをかさねてぞあそびあへる、萬代かねてぞあそびあへる」とありて、いつぬき川は、美濃の名所なるよし註したり。○







○行すゑをの御歌 のどかなる三月のけふの日に、九十の賀を賜はりたる准后は、この上、猶すゑとほく、千代八千代までのよはひを契るべしとなり。○百色のの御歌 かく九十の算をいはひまつる准后は、また來む春をむかへて、やがて百年のよはひをかさぬべしと、鶯もことほぎてなくらむとなり。さて百色、一本に百しきとあり。いづれもきこえず。百年のあやまりなるべし。○かぎりなきの御歌 新千載集に、「弘安八年三月、從一位貞子に、九十賀給はせけるに、いまだみこの宮と申ける時、よませ給ひける、伏見院御製」とありて、一首の意は、准后の限なき齡は、未僅に九十なれば、猶千年には遙に遠き春なる事よとなり。○製に應ず云々 皇太子の御歌の端作に、應製と題し、御名の下に、上の字を記されたるは、内宴の例に准據せられしなり、とぞ承りしとなり。そは、北山抄に引ける、邦基卿の延喜十九年(醍醐)の内宴の記に、「七言早春陪内宴同賦和風初著柳應製一首、(以)歌爲韻、皇太子臣保明上云々」と見えたるによれるにや。應製とは、詔に應ずる意。製は、制に通用して、詔の意。奏始皇帝の時、詔を制と改められたるよりいへり。上は、奉る意なり。○うけばりて 引受けて專にするの意。こゝは、この御賀の歌壇を獨占せるが如き名歌なるをいふ。尙新島守の卷(六五)を合せ看るべし。○代々のあとの歌 新後撰集に、「從一位貞子、九十賀給はせける時、よみ侍りける、入道前太政大臣」とありて、立のぼるを、立こゆるとしたり。次に老の波とあれば、さる方やよからむ。波のうちよすると、年のよるとにかけて、よりけむとはいへるなり。古來の長壽の人に立ちこえて、准后の長命におはしますことは、今日この光榮なる賀宴を賜はせられむ爲に、老の波もよりたる事ならんとの意なり。さて卷の名はこの歌によれり。

その後、東向の鞠のかゝりある方へ渡らせ給ふ。御方々の女房、いろくの衣、昨日には引きかへて、めづらしき袖口を、思ひくにおしいてたり。紫のにはひ、山吹、あをにび、かうじ、紅梅、櫻萌黃などは、女院の御あかれ、内の御方は、内侍典侍より下、皆松がさね、しろ

がうし、浦山吹、院の御方、えびぞめにしろすぢ、かばさくららのあをすぢ、春宮の女房、うへ紫がうし、柳など、さまざまに、めもあやなる清らを盡されたり。おなじ文も色もまじらず。こゝろぐにかはりて、いみじうぞ侍りける。後嵯峨院、蓮華王院御幸ありし時、兩貫首おなじやうに、藤の下重、山吹のうへの袴なりしをば、いと念なき事に、世の人もいひ侍りしにや。御方々の女房ども、八十餘人おしこみて候はるゝ、いづれともなく目うつりして、いみじうかたちもけしきも、めやすくもてつたり。

○鞠のかゝり 蹴鞠の庭なり。おりるる雲の卷(二二六)老のなみの卷(三六五)併看すべし。實朝卿記に、「次於北殿御所、有御鞠御會ことあり。○紫のにはひ 上紫に、紫薄を重ねるをいふ。○山吹 あすか川の卷(二八三)に註せり。○青にび 上(三九四)に註せり。○かうじ 柑子にて、表裏共に濃朽葉なり。又染色は、萱草に同じ。花鳥餘情に、「萱草色は、柑子色と大略同じ。色は藍に蘇芳木だうさを入れて染むる」由、見えたり。○女院の御あかれ あかれは、わかれの意。女院の御方々の女房をいふ。あかれの下に、女房とあるべきを省けるならむ。○内の御方云々 禁中の女房は、内侍典侍以下は、皆松がさね、しろがうしを着たりとなり。○松がさね 表は青にて、裏は紫なるをいふ。○しろがうし 白地に格子のかたを織り、又は染めたるをいふにや。○えびぞめにしろすぢ 葡萄色に白き筋あるをいふ。葡萄色は、紫の最も淺きものなるよし、衣服令義解にいへり。○かばさくらの青筋 上のえびぞめの白すぢに准じてしるべし。かばさくらは、あすか川の卷(二八五)に出でたり。○紫がうし こそ紫地に格子のかたを織り、または染めたるをいふにや。○柳 雅亮裝束抄に、柳、表は皆白くて、裏皆薄青、又裏匂ひて、表は白くて、下へ濃く匂ふなり」と見えたり。○めもあやなる 見るめも美麗なる装をつくされた



りとなり。○文 紋柄なり。○後嵯峨院云々 龜山帝文永三年四月蓮華王院の供養に御幸ありしをいふ。上の北野の雪の巻(二五二)に見えたり。○兩貫首 藏人頭なり。北野の雪の巻(二五二)に、「頭中將具氏、忠秀、(忠秀は忠方の誤なり)この人々は、松重の下がさね、藤のうへのはかま、おなじ色なる、念なしとぞさたありける」とありて、その色目、本條と違へり。○念なき事 心なき意なり。○御方々 帝、院、女院、東宮をいふ。○目うつりして 何れにも目うつりし、惑ふ意なり。○めやすく 見苦しからぬ意。○もてつけたり とりなし装ふ意なり。後鳥羽院建仁のためしとて、新院御上鞠三足ばかりたせ給ひて落されぬ。内のうへ御直衣、紺地の御袴、はじめは御草鞋を奉りけれど、後には、御沓、かたあしがはりの御したうづ、あゐしら地竹、むらさき白地桐の紋、紫革の御ゆひをなり。春宮御直衣、むらさきの御指貫、おなじ色革の御したうづ、新院織物の御直衣、御指貫、紋なき紫の御したうづ、關白殿紋なきふすべ革、内の大臣紫革に菊をぬひたり。藤大納言爲氏無紋のふすべ革、その外いろいろの錦皮、藍皮、藍白地、おのくけぢめわかるべし。爲兼紫革、爲道は藍しらぢなりけり。爲兼とは、爲氏の大納言の弟、兵衛、督爲教といひしが子なり。爲道は、大納言の孫、爲世の太郎なり。はなれぬ中にて、いといたくいどもみかはしたり。内のうへは、白骨の御扇、左の御手にもたせ給ひて、花のいみじくおもしろき木蔭に、立ちやすらひ給へる御かたち、いとゆゝしきまで、清らに見え給ふ。飽かず名残おほくおぼさるれど、春の司召、御燈などいふ事どもあれば、行幸はこよひ歸らせ給ふ。御贈物に御本まるる。

紫の下の御指貫の四字印本に  
よりにし一本に  
關白殿印本に  
殿字を脱せりて  
補ひつゝ  
爲家  
爲氏  
爲世  
爲道  
爲教  
爲家

○建仁のためし云々 建仁中、後鳥羽院蹴鞠の御遊ありしこと、諸書に見えず。承元御鞠記に、承元二年四月十三日、前太政大臣頼實の第に臨幸し給ひて、蹴鞠の御遊ありしことあり。それをいへるにや。○上鞠三足ばかり云々 蹴鞠の場に、上鞠の役といふがありて、その家筋の人、堪能の人、やむことなき人の動むるわざなる由、遊庭秘抄に見えて、詳にその作法をのせたり。この時は、龜山上皇、親らその役を勤め給へる也。三足ばかりは、物を蹴ることを三度し給ふをいふ。○草鞋 また挿鞋ともかく也。名目抄に、「挿鞋天子着之、臣ト不用之、但法中用之」と見え、服飾管見に、「其姿は麻鞋に同じく、たゞ綾をもてつゝ、めるのみ」とあり。○御沓 蹴鞠の料の沓なり。此も、その製、流派によりて故實あり。遊庭秘抄に、「當家の説は、鼻をもうらをもおし侍らす。殊にそりかへりたる沓に、木しきと申す物なき木(桐杉)くつの庭にうつくしく、すき間なく作りあはせて、續飯にてつくるなり」とあり。この書は、爲定卿の撰なれば、御子左の流なり。○かたあしがはり云々 鞆の模様、左右とも變れるをいふ。即、藍革に、竹の模様を白く出したると、紫革に、桐の紋を白くつけたるをいふべし。○藍白地付 藍地に白き竹の模様なるをいふ。貞丈雜記に、「藍白地の革といふは、白き革に藍にて紋を白く出したるなり」とあり。○紫白地桐 藍白地に准へて知るべし。○紫革 なめし革を紫に染めたるをいふ。○ゆひを 結緒にて、鞆をむすぶ紐なり。その製、遊庭秘抄にあり。○ふすべ革 地を松葉の烟にて燻べたるにて、さて、模様を白くのこしたるもあり。貞丈雜記に、「ふすべ革とは、松葉を火に焼きて、其烟にて燻べて色を付くるなり。今世は松葉に貴の莖と二色を用ふるなり。革に白く紋を出すには、厚紙にて紋をほりぬきて、それを續飯にてはりつけて、さて燻べて、後紙の紋をば剥き取るなり。其痕白くなるなり」と見えたり。○錦皮 革を紫に染めて、文を白く出したるもの、貴人の用ふる所なり。○けちめ 差別。○はなれぬ中云々 爲兼爲道は、親戚なれど、互にきそひあへりとなり。頭書の系圖を見るべし。○いどみかはす 挑み合ひ、互に競へりとなり。○春の司召 京官除



目にて、三月三日よりさきにおこなはるべき儀なれど、後には、秋の除目ともいひて、冬におよびておこなはれしよし、公事根源に見えたり。除目のことは、おりる雲の巻(二二四)に註したれば、併せ見るべし。○御燈  
 毎年三月九月の三日、北辰を祭りて、燈明を奉り給ふ儀なり。後には、御燈御卜とて、まづ一日に、宮主御燈奉らんや否やの御卜を行ひ、さて三日に、由の御祓とて、御燈を奉らざる由の御祓を行ふなり。禁秘抄に、「近代由祓也、自一日二精進、不供魚味云々」と見え、その儀式は、江次第、建武年中行事、公事根源等に詳なり。また中宮の御燈は、おほむね二日に行はれ、攝政關白は、一日に行はる、よし、諸家の記録に見えたり。

明くる日午の時ばかり、寢殿より西園寺まで筵道しきて、兩院御烏帽子直衣、春宮御く、りあげて、堂々拜ませ給ふ。左衛門督、新院の御はかせもたまへり。權亮親定春宮の御はかせもたれけり。妙音堂に御まゐりあるに、遅き櫻一本ほころびそめて、今日の御幸を待ちがほなり。佛の御前に、かりそめの御ましながら、皆渡らせ給ふ。庇に上達部つきて、御遊の具召す。笛花山院、大納言、笙左衛門督、篳篥兼行、春宮御琵琶、大夫箏、太鼓具顯、鞆鼓、盤涉調にしらべと、のへて、採桑老、蘇合、白柱、千秋樂など、いみじうおもしろし。うるはしき事よりも、なか／＼えむなり。兼行「花は上苑に明なり」と、打ち出したるに、いと物の音もてはやされて、えもいはず聞ゆ。具顯、範藤など、「羅綺の重衣」と、二返ばかりいへるに、「情なき事を機婦にねたみ」と、本院くはへ給へば、新院御聲たすけ給ふ程、そろ寒きまで艶なり。

なり印本なる  
とあり今一本  
によれり

○明くる日 三月二日なり。實躬卿記に、「二月早旦、兩院春宮御會合、御直衣御上括、兩三所皆同、西園寺方御遊行、敷筵道、院御劍春宮大夫持之、春宮御劍權亮取之云々」とあり。○筵道 地上に筵を敷きて、往來の道とするをいふ。枕草子に、「檳榔毛の車などは、門小さければ、さはりてえ入らねば、例の筵道敷きておる、に云々」とあり。○御く、りあげて 指貫の括り緒を、踵の上にてひき括りて、結べるをいふ。○堂々 西園寺の中なる處々の佛堂なり。堂の名などもは、内野の雪の巻(一三五)に見えたり。○御はかせもたまへり 御佩刀を持ちて従ひ奉るをいふ。もたまへりは、持ち給へりの意。○妙音堂 内野の雪の巻(一三五)に見えたり。○佛の御前に云々 かりそめに備けたる御座なれど、本院以下、佛のお前に着座し給ふとなり。○箏 十三絃の琴なり。北野の雪の巻(二八六四)に見えたり。○鞆鼓 形つゞみに似て、臺の上のせて、桴もて兩面よりうつものなり。あすか川の巻(二八六)に見えたり。○盤涉調 音樂の調子の名にて、十二律の中の一なり。○採桑老 唐樂の曲の名。もと巴陵三江口の諸商客のつくり詠へる三州歌の曲によりて、作れる舞なるよし、歌舞音樂略史に見えたり。○蘇合 蘇合香にて、印度の樂なり。昔阿育王病癒のとき、蘇合香草を用ひて癒えたるをもて、この曲を製し、育鳩といふ人舞を作れるよし、同書に見えたり。○白柱 舞なき樂曲なり。○千秋樂 こも舞なき樂曲なり。○うるはしき事よりも云々 おごそかにみやびやかなる儀式の折よりも、むしろ面白くえむなる趣ありとの意。○花は上苑に明なり 明詠の句なり。さて、和漢明詠に、花の題にて、「花明上苑、輕軒馳九陌之塵、猿叫空山、斜月登千岩之路」とあり。また江談抄にも見えたり。上苑は、上林苑にて、漢武帝のひらきし所なり。輕軒は奔車をいふ。○もてはやされて 兼行の吟詠せる明詠の爲に、管絃の音も一層榮え聞えて、面白しとなり。○羅綺の重衣 これも明詠にて、同書の管絃に、「羅綺之爲重衣、妬無情於機婦、管絃之在長曲、怒不関於伶人」とある句なり。羅綺は、うすもの、かんはたにて、軽く貴き織物なり。その輕妙なる衣すら、重きにたへずとするたをやめは、機婦の無



心ちして印本  
ありて改めつ  
りてつとよ  
あり改めつ  
りつとよ  
印本ありつ  
るる  
蘇合の五帖  
に作れりつ  
なまての十  
波本あり字

情なるを妬むとの意なり。○そゆる寒きまで、ぞつと身にしむほど優美なりとの意。  
歸らせ給ひても、又昨日の花のかけにて、鞆御覽せられつ、それよりやがて、御船に奉り  
ておしいでたれば、遙なる海づらに漕ぎ離れたらむ心ちして、いとをかし。小き船に上達  
部乗りて、はしにつけられたり。あかざりつる妙音堂の調子をうつされて、ありつるおな  
じ人々つかうまつる。春宮また御琵琶、箏のことは、右衛門督といふ女房、御船にまゐれる  
に弾かせらる。船の中のしらは、いとえむなり。蘇合の五帖、輪臺、青海波、竹林樂、越殿  
樂など、幾返ともなくおもしろし、兼行「山又山」など、うち誦じたるに、「變態繽紛たり」と、  
兩院あそばしたるに、水の底もあやしきまで、身の毛たちぬべくきこゆ。

○かへらせ給ひても、妙音堂より、寢殿に還御ありて後もの意。○御船に奉りて、寢殿の前なる池にうかべる船  
に乗御あるをいふ。○はしにつけられたり、池の中島にかけ渡せる橋のもとに、上達部の船をつなぐをいふ。○  
あかざりつる妙音堂云々、先に妙音堂にて、合奏せし盤涉調のしらべの面白さに、猶飽きたらずして、その儘こ  
こに移されてとなり。○蘇合の五帖云々、蘇合は、上に註せり。五帖は、舞樂小録に、「蘇合、以道行」出、序拍子  
十二、三帖、四帖、五帖、破急逆之、以道行入、有入綾ことあり。帖とは、歌儂品目に、「樂ノ遍數ノ名也。漢土  
ニハ疊ノ字ヲ用ヒ、又徧トモイフ。又ソノ一帖ノ半ヲ、半帖トモ稱ス」とあり。○輪臺、青海波、共に盤涉調にし  
て、印度の樂なり。あすか川の卷(二八七)に註せり。○竹林樂、越天樂、舞なき樂にして、おなじく盤涉調なる  
よし、拾芥抄に見えたり。○山又山、和漢朗詠の山水に、「山復山、何上削、成青岩之形、水復水、誰家染、出碧潭之  
色」とある句をいふ。○變態繽紛たり、朗詠に見えず。當時人口に膾炙せる句なるべけれど、出所詳ならず。姑

水の下印本に  
なみの二字あ  
り一本にあり  
て除きつ  
二千里印本に  
三千里とあり  
改一本によりて

く後考を談つ。○水の底も云々、すみわたる聲の、水の底までひびきて、あやしく水底に聲あるかと思ふばかり  
にて、身の毛もよだちて、ぞつとするほどに聞ゆとなり。

中島に御船さしとめて見れば、舊昔年ふりたる松の枝さしかはせる、岩のたゞずまひ、い  
とくらがりたるに、池の水心のどかに見えて、名もしらぬ小鳥どもみだれ飛ぶけしき、何  
となくをかし。遠きさかひに臨める心ちするに、めぐれる山の瀧つ岩根、遙にかすみて見  
渡さるゝほど、仙人の洞もかくやとぞおぼゆる。「二千里の外」の心ちこそすれなどの給ひ  
て、新院、

雲のなみけぶりの浪をわけてけり

たれにかあらむ、女房の中より、

ゆくするとほき君が御代とて

春宮、大夫、

むかしにもなほたちこゆる御調物

具顯の中將、

くもらぬかげも神のまに〜

春宮、

九十になほもかさぬるおいのなみ



本院

たちろ苦しき世のならひかな

○舊苦 年ふりてむせる苦をいふ。○くらがりたる 暗くなりたる意。岩を高くたみ、松の枝しけれるさまをいふ。○心のどかに見えて 當時庭中につくられる池は、心の字のかたに掘りしものなり。こは池の面も、のどかにて、波のしづかなるをいふ。○遠きさかひ云々 人のゆかぬ、遠き仙境に臨めること、ちせりとなり。○瀧つ岩根 瀧おとされたる處の岩をいふ。岩根の根は、祝詞に、「岩根木根ふみさくみて」などもありて、意なき辭なり。

○仙人の洞 仙人の住居せる洞穴も、かく幽邃にあらむと思はるとなり。○二千里の外云々 白氏文集に、「三  
五夜中新月色、二千里外故人心」とある句をひきいでて、二千里の遠き境にすむ心ちするよし、の給ひしなり。

○雲のなみ云々 いづれも連歌なり。連歌とは、一首の短歌を、上下二句に分けて、一人上句を詠み出づれば、一人下句を詠みつけ、一人下句をうち出づれば、一人上句をいひつけて一首の歌とし、それをあまたつめて詠むものなり。さて、雲烟渺茫たる浪をわけて、遠く漕ぎ出でたりとなり。○ゆく末云々 はるく見ゆる御船の如く、ゆくす速き君が御代ぞとつけたるなり。○昔にも云々 はるかに榮ゆる君が代とてあるをうけて、御調物も、昔に立こえてあまた貢せらるとなり。○くもらぬ云々 御代の榮えを、昭代とも、明代ともいふ意。神のまに、神意に隨うてなり。天皇の御威光をいふ。即、昔にもまさる御調物は、皇威の隆盛なるによる意なり。○九十に云々 神意のまに長命を保ちて、老齡九旬をも越えて年を重ねとなり。○たちろくるしき云々 老の浪といふより、浪はたちろるものなればいひて、世の慣はしとて、起居も苦しとの意なり。さて以上の如く、前の句の意味、または語調をうけて詠み續くるのみにて、全體を通じて一貫の意はなきなり。

暮れはつるほどに、釣殿へ御船寄せて、おりさせ給ひぬ。春宮こよひ歸らせ給へば、御贈物

まゐらせらるる  
印本にまゐる  
つに作れり一本  
つよりて改め

に、和琴一奉らせたまふ。まことや、准后にも、惠果和尚の三衣、紺地の錦につゝみて、しろがねの箱に入れてまゐらせらる。いづれも、大宮院の御沙汰なり。掃部寮火しげうともして、うち群れつゝ居たるさまも、なまめかしうみやびかなり。こゝかしこには、この御賀の事ども、書きつけしるす人のみぞ多かめれば、片はしだに、いとかたくならむとあさまし。

○釣殿 池に臨める殿なり。烟の末々の巻(一七六)に註せり。○御贈物 大宮院より、東宮への御贈ものなり。

○和琴 六絃の琴なり。内野の雪の巻(二四八)に出でたり。○惠果和尚 唐の青龍寺の僧にて、弘法大師かの國にわたりし時、眞言の奥旨を傳へられし僧なり。○三衣 法衣也。釋氏要覽に、「三衣、蓋法衣有三也、一僧伽梨、(即大衣也)二罽多羅僧、(即七條也)三安陀會、(即五條也、此三衣也)慧上菩薩經云、五條名中著衣、七條名上衣、大衣名衆集時衣、增輝記云、夫大衣者、三衣中主、最爲殊勝、故若從用名、入三王宮時、入三聚落時衣也、七條名中價衣、謂不貴大衣、不賤五條、故若從用名、入衆衣也、五條名下衣、謂在七條下、故若從用名、園中行道羅作衣也、(園即寺院)とあり。○掃部寮云々 掃部寮は、敷設洒掃の事を掌る職なれば、こは主殿寮の誤なるべし。職員令に、「主殿寮、頭一人、掌供御輿蓋笠笠云々、洒掃殿庭、及燈燭、松柴燎事」とあり。後世に至り、主殿寮官人は、伴、佐伯の二氏の世職となりて、こを分掌したり。中原職忠の諸司職掌に、「伴氏新大夫方、掌輿輦、御湯、蓋笠、并柴松燎之事、佐伯氏、民部大夫方、掌帷帳、班幔、燈油、并火炬之事」と見えたり。○こゝかしこに云々 この准后九十の御賀の記事は、そのころ、こゝにもかしこにも、かきしるす人たち、あまたある様子なれば、皆人のしろしめす事とて、その片端を語りきこゆるだにも、愚に頑しき事ならんと思へば、輿のさ



むるしわざなりとなり。

何となく過ぎ行くほどに、弘安も十年になりぬ。この御門位に即かせ給ひて、十三年ばかりにやなりぬらむ。本院、待遠におぼさるらむと、いとほしく推し量り奉るにや、例の東より奏する事あるべし。新院の御方さまには、心ぼそうきこしめしなやむべし。去年の春、御乳母の按察の二位殿うせにしかば、一めぐりの佛事に、龜山殿へおはしまして、いかめしう八講行はせたまふ日、雪いたう降りければ、九條、三位隆博、檜扇のつまを折りて、

跡とめてとはる、御代の光をやゆきの中にもおもひいづらむ  
女房の中にきこえたるを、院御らむじて、かへしのたまふ。

なき人のかさねし罪もきえねとて雪のうちにも跡をとふかな  
よろづ飽かず思さる、ほどなれど、その年の十月におりゐさせ給ふ。

○十三年ばかり云々 後宇多天皇位に即かせ給へる文永十一年より、弘安十年まで、十三年になれり。○本院待遠に云々 皇太子(伏見)は、後深草上皇の皇子なれば、その御即位を待遠に思しめすならむとなり。○東より奏する事 鎌倉より、御讓位あるべきよしを奏聞するなり。この時、東使屢京師に往復して、後深草龜山兩院よりも、使を鎌倉に下されし事、新抄に見えたり。○一めぐりの佛事 一周忌の佛事をいふ。○八講行はせ給ふ云々 八講は法華八講にて、法華經を講ずる儀なり。内野の雪の卷(二三九)に註せり。この事、新抄、續史愚抄に見えざれば、年次をあやまれるにや。或は、八講は、懺法の誤りにて、續史愚抄に、弘安十年二月七日、於龜山殿有懺法、新院有臨幸とあるをいへるにや。なほ考ふべし。○檜扇 檜の薄板を骨としてつくれるものにて、

三位一本二位  
とし隆博を隆  
輔としたり

もとのうへは  
の五字なき本  
あり

實雄  
京極院  
後宇多院  
支那門院  
伏見院

海人蓬芥に、公卿は骨二十五枚、殿上人は二十三枚なるよし見えたり。また婦人の用ふるは三十九枚にて、繪をかきて、綴糸のあまりを垂る、これを袖扇といふ。その圖、何れも貞丈雜記に載せたり。○つまををりて 扇のはしを折るをいふ。○跡とめての歌 かく菩提をとぶらはせ給ふ上皇の御恩をば、故按察の二位の亡靈も、雪に埋れたる草葉のかけにて、そのかたじけなきを思ひ出して、涙に咽ふべしとの意にて、跡とめては、跡を尋ねての意にて、雪の縁語にいへるなり。○なき人の御歌 故二位の罪障消滅の爲に、この雪の降積む中に、法事を修して、その菩提をとぶらふ事かなとなり。きえねといひ、跡をとふといへるも、皆雪の縁語なり。○飽かず云々 主上は猶御位に飽き給へりとは思召さぬ程なれど、意。○おりさせ給ふ 新抄に、弘安十年十月廿一日、今日御讓位也。(春宮踐祚)とあり。

もとのうへは、廿一にぞならせ給ひける。御本性もいとうるはしく、のどめたるさまにおぼして、すくよかに、御才もかしこうめてたうおはしませば、御政事なども、やう／＼ゆづりや聞えましなど思されつるに、いとあへなくうつろひぬる世を、すげなく新院は思さるべし。春宮位に即き給ひぬれば、天下本院におしうつりぬ。世の中おしわかれて、人の心ども、かゝるきはにぞあらはれける。今の御門も、故山階の大臣の御孫にてわたらせ給へば、かの殿ばらのみぞ、いづ方にもすさめぬ人にておはしける。

○もとのうへ 前帝、即、後宇多上皇をいふ。○御本性も云々 端正にして、おちつき給へる御性質なりとの意。○のどめたるさま 寛やかにおちつきたるさまをいふ。おぼしては、おはしての誤寫なるべし。○すくよかに云 剛氣にして、御學材のすぐれ給へるをいふ。花園院宸記に、「天性聰敏、博覽經史、巧詩句、善隸書」と見え、

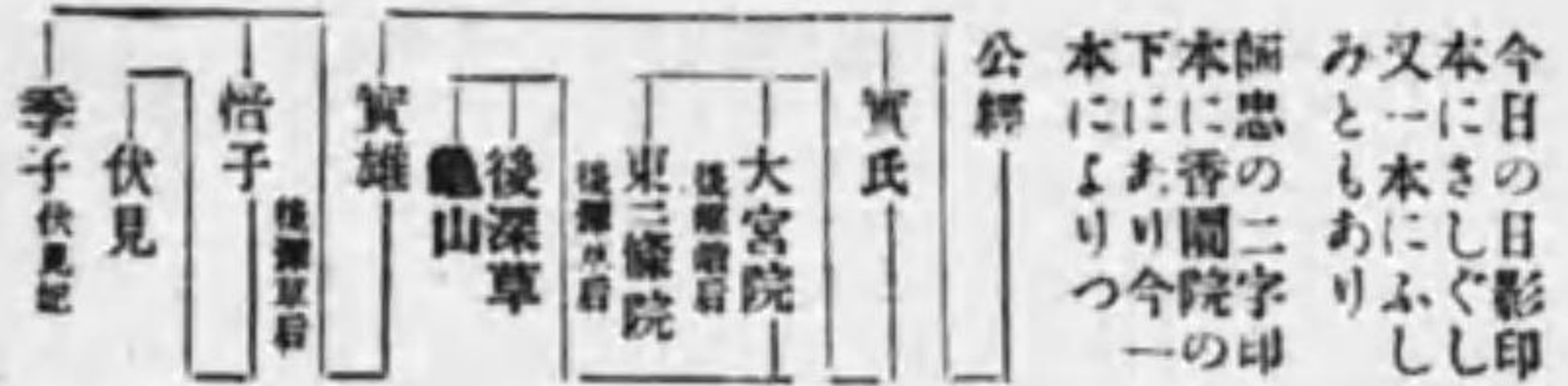


又、「末代之英主也」とも評し給へり。○ゆづりや聞えまし。この時まで、龜山上皇、院中にて政を聞しめし給ひしが、かく後宇多帝の成長し給ひて、めでたくましませば、政務を譲り給はんとおぼされつるにとなり。○あへなく張合なき意。○うつろひぬる。うつるをのべたる詞にて、かはりゆく意なり。即、後宇多帝の御讓位をいふ。○すけなく。愛想なき意なり。○天下本院に云々。政權の後深草院の御方に推移せるをいふ。○おしわかれて後深草、龜山、兩院にわかる、をいふ。○か、るきはにぞ云々。か様なるときに、淺きも深きも、人の心のほどはあらはるとなり。徒然草、花園天皇御讓國のところ、「今の世の事しけきにまぎれて、院にはまるる人もなきぞさびしけなる。か、るをりにぞ、人のこゝろもあらはれぬべき」とあり。これとおなじさまなり。○今の御門も云々。今のみかど(伏見)も、先帝(後宇多)とおなじく、山階左大臣實雄の外孫にあたり給へりとなり。○今の御門の殿ばら。實雄の一族をいふ。○いづ方にもすさめぬ人云々。かく兩院にわかれ給へば、龜山上皇の御代にときめし人も、後深草上皇の御代には、用ひられざるが多けれど、この實雄の子孫のみは、いづ方にも外戚なれば、かく御代はかはりぬれど、見すてられぬ人なりとの意なり。○すさめぬ。荒ましめぬ意にて、見捨てざること。

### 第十三 今日の日影

正應元年三月十五日、官廳にて御即位あり。このほどは香園院の左の大臣師忠關白にておはしき。その後、近衛殿、又九條、左大臣殿、その後又近衛殿かへりなり給ひき。猶後に歡喜園院など、いとしげうかはり給ふ。おりゐの御門を、今は新院と聞ゆれば、太上天皇みたり世におはします頃なり。いとめづらしく侍るにや。御門の御母三位したまふ。その御はらからの姫君、御傍にさぶらひ給ふを、うへいと忍びたる御むつびあるべし。東二條院の御ためしにやなど、さざめく人もあれど、さばかりうけぱりては、えしもやおはせざらむ。

○今日の日かけ。この巻の名は、伏見院の御製、「雲のうへに千代をめぐらむはじめとてけふの日かけもかくや久しき」とある御歌によれり。正應元年伏見院御即位より、同二年、三年の間の事を記せり。○官廳。太政官の正廳なり。既に(三二九)註せり。さて伏見帝御即位の事、中務内侍日記に詳なり。○香園院の左の大臣云々。公卿補任に、「關白師忠、正應二年四月十三日止、家基、同日詔、四年五月二十七日止、忠教、同日詔、永仁元年二月二十五日止、家基、同日詔、第二度、同四年六月十八日辭、兼忠、同七月二十四日詔」とあり。○太上天皇三人。後深草、龜山、後宇多三院を申す。○御門の御母。女院小傳に、「女御門院、藤信子、後深草妃、伏見母、左大臣實雄第三女、弘安三年正月八日叙三位、世」とあり。○忍びたる御むつび。密々に、季子を寵せられしをいふ。○東二條院の御た





めし 後深草院は、御母大宮院結子の御妹東二條院公子を、中宮に立てられしかば、その例をいふ。○さばかり云々 東二條院の如く、この季子を、中宮にたてたまはんとまでには、あらざるべしとの意なり。○うけば専にする意にて、既に(六五)註せり。ひとり後宮を占めて、中宮とならせ給ふまではなかりきとなり。

三位殿御せうとの公守の大納言の姫君も、稚くよりかしづきて候ひ給ふ、それもよそならぬ御契なるべし。この君をぞ、父の殿も、いとうるはしきさまにても、参らせまほしうおぼしつれど、西園寺の大納言の姫君、いつしか参り給へば、さしろふべきにもあらず。その年六月二日入内あり。その夜まづ御裳着したまふ。さきの御代にも、あらまはしは聞えしかど、いかなるにか、さもおはせざりしに、いつしかかうもありけるは、猶おぼす心ありけるなめりとぞ、うちつけに、ひがくしういひなす人も侍りける。この姫君の母北方は、三條坊門通成の内の大納言の女なり。さぶらふ人々も、おしなべたらぬかざりえりと、のへ、いみじう清らにおぼしいそぐ。よろづ、人の心も、昨日に今日はまさりのみゆくめれば、いやめづらにこのましうめてたし。

○それもよそならぬ云々 この公守の姫君をも、御寵愛あらせられし也。○うるはしきさま 立派に端麗なる様にて入内させんと欲したれどと也。○西園寺の大納言云々 實躬卿記に、六月二日、今夕女御入内也、西園寺大納言實兼卿息女、十八歳云々とあり。○きしろふ 懐るにて、競ひ争ふ意。○御裳着 女子成人して、始めて御裳を着給ふことにて、主人腰をゆふなり。男子の元服にひとしき儀なり。その儀、正左禮に見えたり。こは勅仲記に、六月二日、御裳着、時御裳着とあり。○さきの御代にも云々 前代後宇多院の御時にも、既に御入内あ

かしづけて印  
本ありつ本  
と改めつ本  
るの下の字印  
本と改めつ  
本にて改めつ  
心ありける云  
廿五印本に  
補ひつ一本に  
おしなべたら  
ぬ印本たえぬ  
て改めつ一本  
まさり一本に  
さまみはり  
ありのなみ二  
一印本にきり

るべく聞えたるが、さもなくて過ぎしに、當代に至りて、いつしかかく御入内あるは、かねて實兼の存意ありて、當代に心を寄せられしならむと、世の人は、直ちに僻事にいひなせりと成り。さて、後宇多帝の御代、西園寺より女御入内の沙汰ありし事は、老の波の巻(三六三)にあり。○この姫君の母北方に云々 女院小傳に、「永福門院、藤輝子、伏見后、大相國實兼一女、母内大臣通成女、從一位源顯子」とあり。○おしなべたらぬかざり 普通ならぬ、みめなどよき侍女ばかりの意。○よろづ人の心も云々 すべて人心のはなやかなる事も、世の下るにしたがひて、日にそひて、華奢におもぶ故にとなり。○いやめづらに いやく珍らしきさまにの意。いやはいよくといふにおなじ。

大かた大宮院の御まわりの例を思しなすらふべし。院の御子に、これも又なり給ふとて、東二條院御こしゆはせ給ひて、時なりぬれば、唐底の御車にたてまつりて、上達部十人、殿上人十餘人、本所の前驅二十人、つい松ともして、御車の左右にさぶらふ。出車十輛、一の左に母北方の御妹一條殿、右に二條殿、實顯の宰相、中將の女を、大納言子にし給ふとぞきこえし。二の車の左に久我の大納言雅忠の女、三條とつき給ふを、いとからい事に歎き給へど、皆人先だちてつき給へれば、あきたるまゝとぞ、慰められ給ひける。右に近衛殿、源大納言雅家の女なり。三の左には大納言の君、室町の宰相、中將公重の女、右に新大納言、おなじき三位の兼行とかやの女、四の左には宰相の君、坊門、三位基輔の女、右は治部卿兼倫の三位の女なり。それより下は、例のむづかしくてなむ。多くは本所のけいし、何くれが女どもなるべし。童下仕、雜仕、はした物に至るまで、髪かたちめやすく、おやうち具し、少

一なり本に  
補ひつ一本  
公重のわ本  
四のけつ本  
は二印本に  
右は一本に  
あり改めつ  
兼行の一本  
雑仕の一本  
に御雑の  
に御雑の



しもかたほなるなくと、のへられたり。その暮つかた、頭、中將爲兼、朝臣、御消息もてま  
れり。内のうへみづからあそばしけり。

雲の上に千代をめぐらむ初めとてけふの日影もかくや久しき

紅の薄様に、おなじ薄様をもてつゝ、まれた。めり。關白殿、包むやう知らず」とかやの給ひ  
けるとて、花山に心えたと聞かせ給ひければ、つかはして包ませられける、とぞ承りし  
と、かたるに、又この具したる女、「いつぞやは、御使實教の中將とこそは語り給ひしか」と  
いふ。

○大宮院の御まゐり 仁治三年六月三日にて、三神山の卷(一三二)にあり。○おぼしなすらふ 思ひてそれに  
准ずとなり。○院の御子に云々 東二條院公子、後嵯峨院の御猶子となりて入内ありし例によりて、こたびも、  
韓子の後深草院の御猶子とせられしをいふ。東二條院の事は、おのる雲の卷(二一五)にあり。こは、勘仲記に、  
「六月二日、今日三位殿 上皇爲御猶子儀、有入内事」と見えたり。○御こしゆはせ 御裳の腰を結ふな  
り。たとへば元服の加冠の役の如し。勘仲記に、「東二條院令結御腰」とあり。○本所の前庭 下に、本所のけ  
いしともありて、御里實兼の家の方より、つけ奉れる前庭をいふ。實躬卿記に、「殿上前庭、頭内藏頭信輔朝臣以  
下二十八人、以下藤爲先、次地下前庭二十人、四位五人、俊衛朝臣以下、院上北面並本所諸大夫等云々、次御  
車唐廂供雨皮、次出車十輛毛車」とあり。○ついで松 續松にて、たいまつに同じ。和名抄に、「松明、今按、松明  
者、今之續松乎」と見え、箋註に、「按軍防令義解云、松明、是松之有脂者、是松明、謂松樹赤心、今俗呼松秀者也」  
といへり。○三條とつき給ふを云々 呼名を、三條とつけしを、憂き事に思ひ歎きたりとなり。一二の次第にて、

紅の薄様に、おなじ薄様をもてつゝ、まれた。めり。關白殿、包むやう知らず」とかやの給ひ  
けるとて、花山に心えたと聞かせ給ひければ、つかはして包ませられける、とぞ承りし  
と、かたるに、又この具したる女、「いつぞやは、御使實教の中將とこそは語り給ひしか」と  
いふ。

ひへぎ一本に  
紅のひへぎと  
も一本にひと  
へとあり

最下に次でらる、やうに思はる、を、品さがれりと、歎きたるにや。○からい事 辛きの音便にて、つらき意。

○あきたるまゝとぞ 既に、一條二條と呼名をつけて、いまだ三條といふがなければ、しかつけたるにて、別に  
次第によれるにはあらずといひて、慰諭せられたりとなり。○けいし 家司にて、大臣家などの、家の事をつかさ  
どるものなり。烟の末々の卷(一七九)に註せり。○おやうち具し 兩親ともにそろひをるをいふ。○御消息  
天皇よりの御書なり。○雲の上の御歌 禁中に、千代までもかはらずおはしますべき初めの日とて、今日の  
日影のかばかりくれがたく、久しきにやあらんとなり。二の句、めぐらむは、下の、日影といふに、かけあはせ  
たるのみなり。下の句は、今日の日の久しきをいひて、入内を待たせ給ふ意をふくめ給へるなり。○花山に云  
云 花山院中納言家教の、消息のつゝ、みやうを、心得られたりと聞き給ひて、それに頼みたまへりとなり。○か  
たるに 例の尼の煙の物語るよしにて、地の詞なり。○この具したる女 序文に見えたる、尼の煙のつれて來れ  
る侍女をいふ。○いつぞやは云々 侍女の詞なり。さていつぞやは、その御消息の使は、實教中將なりと物語ら  
れしが、今いはる、とは、かはれりとの意にて、尼の煙の物語の違へるを、不審せる意なり。勘仲記には、「御書  
勅使左中將實教朝臣參仕、佇立中門外、侍女のいへるかた正しきを、わごとかくかけるは、  
大鏡の筆つきをまねびたるならん。

女御のよそほひは、蘇芳のはり一重がさね、濃き裏のひへぎ、濃き蘇芳の御うはぎ、赤色の  
御唐衣、濃き御袴、地摺の御裳たてまつる。女房のよそひ、おしなべて皆、蘇芳のはり一重  
がさね、紅のひへぎ、濃き袴、蘇芳のうはぎ、青朽葉の唐衣、薄色の裳、三重だすき、上下同  
じさまなり。参り給ひぬれば、藏人左衛門、權、佐俊光うけたまはりて、手ぐるまのせむじあ  
り。殿上人参りて御車ひき入れ、御せうとの中納言公衡別當かね給へり。うへの御甥の左







りなへ股印本  
ないなへ一本  
今改めつ作れ

どのなどに、けしきばみつ、群れ居たるも、艶なる心ちすべし。上達部の勸盃はて、後の御方の御乳母をはじめて、内侍、女官ども、かなへ殿まで祿たまはる。

○御ところあらはし 露顯ともいふ。こも、おりるる雲の卷(二一九)に註せり。さてこの日は、童子女御の宣旨ありし日にて、女院小傳に、「永福門院、正應元年四月二十七日叙三位、六月八日爲女御、八月廿日爲中宮」とあり。○今日は云々 女房どもの裝束をいふ。○一條殿 上に、母北方の御妹とあり。さて女御の陪膳をし給へるなり。○ねびと、のほり 老成にて、よろづ缺點なきをいふ。○うち橋 あすか川の卷(二八二)に註せり。

○わたどの おどろの下の卷(二二)にいへり。○けしきばみつ、様子ふりての意なり。○女官 下級の宮女にて、御湯殿、御臺所等の雜役を奉仕する職なり。官職要解に記せり。○かなへ殿 釜殿なり。伊呂波字類抄に、「釜殿、カナヘドノ」と見え、諸司職掌に、「釜殿六人、毎日御湯、并御神事御湯等奉仕之御神樂庭燎之黒松遣衛士」とあるを見れば、極めて卑しき宮人をいふなり。

十日の夕つ方、下大所の御らむあり。臺盤所の北の御つばへまゐる。おなじそばのまにて、内の御方御らむぜらる。やがて東面より、女御も御らむず。二位殿、一條殿、二條殿をはじめて、上薦だつ人々、あまた候ひ給ふ。御簾のにも、上達部あまたさぶらはる。いとはればれし。十四日、又うちのうへ入らせ給ひて、こなたにて、始めて御みき聞こしめせば、南おもてへ出でさせ給ふ。女御蘇芳の御ひとへがさね、はぎのたてあをの御上着、朽葉の御小掛、みな二重織物、綾の織物、すゞしの御袴、御紋竹たてわきを おる。うへは御ひき直衣、

つば一本つば  
おなじの三字  
印本に補ひつ  
東面印本に東  
向とあり  
始めての三字  
なき本あり  
たてわき印本

すゞしの御袴、櫛子まゐる。御陪膳は一條殿、今日よりは、うちとけたる心ちにて、女房ども、いろくの一重がさね、唐衣、さまざまめづらしき色どもをつくして、すゞしの袴に着かへたる。今すこし見所そひて、なづかしきさまなり。とくせむ櫛子をもてまゐる。次第にとりつぎてまゐらす。かねの御ごき、しろがねの片口の御銚子、一條殿御陪膳、その後女御殿も、御銚子にてかけさせ給ふ事侍りけり。今宵二位殿、今出河へまかせて給ひて、輦の宣旨ゆりたまふ。御おくりには、御子の公衡、中納言、御甥の通重の左衛門、督など、殿上人どもあまたなり。縫殿の陣より出で給ふけしきいとよそほし。

○下大所 下臺所にて、女御の御方にあるなるべし。供御の御物を調理する所にや。さて下臺所御覽の儀といふこと、他に見えざれば、いかなる儀とも知りがたし。○臺盤所 清涼殿西庇の朝餉間と鬼間との間にありて、供御の物を調する所。臺盤とは食膳を載する臺をいふなり。その西清涼殿との間に壺あり。○内の御方 主上方に仕ふる女房をいふ。○御簾のと 女房は皆御簾の内に居り、公卿はその外に候するなり。○こなたにて 女御の御方をいふ。○はぎのたてあを 經青に、緯蘇芳の織物の表に、青の裏なるをいふと、胡曹抄、女官飾抄に見ゆ。○付たてわき 立湧の中に、竹の葉などの紋あるをいふ。○立湧 〽〽〽の如く、中ふくれて、兩端すばまりたる線を、連接せる模様をいふ。○御ひき直衣 引直衣にて、天皇にかぎりめさせ給ふ服にて、帯をつけて、引かる、物なる故にいふとぞ。草枕の卷(三二六)に註せり。○櫛子 菓子を入れる、器、もとは酒器也。高坏の縁を高くしたる物せいへり。延喜式、源氏物語等にも見えて、河海抄に、「櫛子、高坏の姿にて、上は塗り桶の蓋をあふのけたる様なる物なり。置ぶちを高くしたる物也。内は朱塗、外は黒塗、螺鈿、さまざま也。くだ物など入れらる、物也」

れり今改めつ  
心ちして一本  
その下の下印  
一本に補ひつ  
すゞしの袴印  
あひつ一本に  
補ひつ一本に  
六字一々に十  
し一宣旨印本  
車の宣旨とあ  
りつ一本にて  
めり給ふ印本  
内より給ふと  
改めつ一本にて



と、又江次第には、「有蓋」と見ゆ、「櫛又作鬢」と、和訓栞にいへり。○とくせむ 得選にて、江次第抄に、「得選者、御厨子所女官也、於采女中選其人、故得其名」とあり。禁秘抄に、「得選三人也、又髪上采女兼之、近代華族過法、與采女房、大略無差別、氣色也」と見えたり。○かねの御ごき 金屬にて作れる盒器にて、おももの、椀の蓋付きたるをいふ。○片口の御銚子 銚子の、口の片一方にのみつきたるもの。貞丈雜記に、「兩口は略儀也、古、殿中にては、片口を用ひられし也」と見えて、勅聚雜要抄に圖をのせたり。○てかけさせ給ふ 銚子をとり給ふよしにて、酒を注がしめ給ふなり。○今出川 西園寺の第。○縫殿の陣 北の陣をいふ。老の波の卷(三七五)に註せり。

まことや御入内の夜の御使、勾當の内侍まゐれりし祿に、うはぎ唐衣をたまはる。御消息の御使にまゐれりしうへ人も、女の装束かづきながら歸りまゐりて、殿上の口におとしすつ。主殿司ぞとるならひなりける。後朝の御使には公貫、中將なりし、公衡の中納言對面して、勸盃の後、これも女の装束かづけらる。かくて八月二十日、后に立ちたまふ。かねてより今出川の御家へまかせて給ひて、節會の儀式、ひきうつし待ちとり給ふさまいとめてたく、今さらならぬ事なれど、父の殿も、つひの御位はさこそなれど、只今さしあたりては、いまだ淺くおはするに、すがやかに后妃の位に定り給ふ事、かぎりなき御世のおぼえと、めてたく見ゆ。大宮院、本院、東二條院、皆わたりおはしまして、見奉り給ふさへぞやむごとなき。今日は紅のはりひとへがさね、ひへぎ、をみなへしのはぎ、二藍の唐衣、薄色の裳、すべて二十人、おなじ色のよそひなり。この外、おぎの女房八人、白きはり一重がさね、濃き

公貫印本に實  
買とあり一本  
つよりて改め

すがやかに一  
本あり

すべて云々八  
人まで一本に  
なし

所おほく一本  
所くあり

ひへぎ、おなじはかま、女郎花の衣にてさぶらふ。いづれとなく、かたちども清げにめやすし。その年の十一月八日、后の宮の御父右大將になり給ひぬる。おなじ廿五日、正二位したまふ。この程は、大嘗會五節などの、しる。前の御世にはひきかへて、中宮、皇后、宮院たち、あかれく多くおはしませば、殿上人ども、推參の所多く、頭いたきまでめぐりありく。その年の十二月に、御門の御母三位殿院號あり。朝に准后の宣旨ありて、同じ日の夕に、玄輝門院と申す。めてたくいみじかりき。

○まことや云々 祿の甚華美なるをいふ。○勾當内侍 あすか川の卷(三三三)に註せり。○御消息の使 中將實教朝臣なるよし、上(四二〇)に見えたり。○殿上の口に云々 殿上間の、入口の所に至りて、祿の装束をおけり也。さて主殿司をとりて、隨身などに渡すが例なりとなり。○かづきながら 被きて歸りながらなり。被ぎは、祿を賜はるることにて、その装束を肩の上に打被く故にいふ。おどろの下の卷(四〇)及び内野の雪の卷(一六一)被物の條併せ看るべし。○主殿司 名目抄に、「主殿寮女官敷」とあり。禁秘抄に、「主殿司、六人、近代十二人、華族幽玄、透日添時、今不取侍臣脱杵裏無候殿上杵脱不入御殿(中略)主殿司、美麗姿也、公人内、可稱神妙之職」とあり。○後朝の御使 掣取りの翌日、早朝に、男君歸りて後、女のもとに文を遣さる、御使をいふ。勸仲記に、六月八日、今日三位殿露顯之儀也、勅使左中將實連朝臣」とあり。公衡の中納言は、女御鐙子の兄なれば、對面せしなり。○勸盃の後 御使に、酒を賜ひし後となり。勸盃のこと、内野の雪の卷(一五一)にいへり。○今出川の云々 立后あるべきによりて、その以前より、女御鐙子は、里第なる今出川へ退出し給ふとなり。○節會の儀 立后の節會をいふ。勸仲記に、「弘安十一年八月二十日、女御從三位鐙子立后宮給節會也」とあり。○ひき







印本にその夜九日とあり一本によりて改めつ

南ざま印本に南さきとあり一本にて改め

大かた人もなしの七字一本

の中へはせ入りて、上にのぼりて、女孀が局の口に立ちて、「や、」といふものを、見あげたれば、丈高くおそろしげなる男の、赤地のにしきの鎧直垂に、ひをどしの鎧着て、只赤鬼などのやうなるつらつきにて、「御門はいづくに御よるぞ」と問ふ。「夜のおとぎに」といらふれば、「いづくぞ」とまた問ふ。「南殿より東北のすみ」とをしふれば、南ざまへ歩みゆく間に、女孀内より参りて、権大納言、典侍殿、新内侍殿などにかたる。うへは中宮の御方に渡らせ給ひければ、對の屋へ忍びて逃げさせ給ひて、春日殿へ、女房のやうにて、いと怪しきさまをつくりて入らせ給ふ。内侍劔璽を取りていづ。女孀は、立象鈴鹿とりて逃げけり。春宮をば、中宮の御方の按察殿抱きまわらせて、常磐井殿へかちにて逃ぐ。その程の心の中ども、いはむ方なし。この男をば、淺原のなにがしとかいひけり。辛くして夜のおとぎへ尋ね参りたれども、大かた人もなし。

○紫宸殿 内裏承明門内にあり。皇居の正寢にて、大極殿に對する内朝の正殿なり。その南面せるをもて、又南殿ともいふ。○獅子狛犬 南殿の御帳の前に、左右に相向へてあるものにて、清涼殿の同じ。さて禁秘抄に、「南殿、御帳如恒無几帳、有獅子狛犬、立御倚子」とあり。類聚雜要抄、母屋調度の條にも、「立獅子形時者、帳前南方、帷末之表に、戸之左右之際に、相向天立之、左獅子、於色黄、右胡摩犬、於色白、不開」と見ゆ。さて清涼殿は東面なれば、南北に相對へるを、南殿は、即、南面なれば、東西に對へて立つる也。猶くはしくは、獅子狛犬考につきて見るべし。○御占 神祇官、陰陽寮の官人をめして、卜筮するをいふ。さて軒廊にても、又は藏人

所にてもする事あり。○血流るべし 占形の文にて、禁中に血の流る、由の象あらはれたりとなり。○右衛門陣 内裏の西面なる宜秋門をいふ。拾芥抄に、「宜秋門西面之間、云右衛門陣、謂之西面中門」とあり。○禁秘抄に、「女孀近代不着衣、只小袖唐衣也、以左道姿、御殿御調度觸手、上下格子奉仕、是藏人等如在不當故也、御所中掃除指油等役、女孀所知也」と見え、また名目抄にも、「女孀掃部寮女官也」とあり。されど、その局は、いづこなるか詳ならず。○や、といふ や、は、呼びかくる詞にて、かの武士の、女孀をよびかけて、物を問はんとするなり。○見あげたれば 詞をかけたる者を、女孀の、ふと仰ぎ見ればとなり。○鎧直垂 鎧下の裝束なり。貞丈雜記に、「常の直垂に替る事はなき事なれども、袴は長くしては、合戦に宜からざる故、短くして裾に括緒をさし、袖にも括緒をさして括る也。又軍陣の服なる故、花麗を専らとして、錦なども縫物をも用ふる故、常の直垂とは、別なる様になりたるなり。生絹にても、練貫にても、布にても用ふる事、舊記に見えたり。又きくとちは、絲にてふさをして、平くおしひらめて、菊花の如くして、とち付る也。菊綴あるもあり、なきもあり云々、鎧直垂の色、大將たる人は、十が九つ迄は、皆赤地の錦也。外の色は稀なる事なり」と見えたり。○緋威の鎧 平義器談に、「ひをどしの鎧の事、緋に染めたる革にて、威したるをいふなり。緋威、火威とも書くなり。又緋の絲にて染めたるをば、絲の字を添へて、絲緋威と云ふなり。絲の字を添へていふは、革の緋威にまぎれぬ爲なり。又緋威と、赤威との差別は、緋は紅色にて染むる、赤は茜根にて染る。緋は華やかにて、火の燃え出る如くなる故、火威とも書くなり。赤は少し黒みある様にして、もえ出る如き光彩なし。くらべ見てしるべし」とあり。さて、威とは、緒通しの意にて、威の字は、後にあてたるなれば、假名違へるよし、貞丈雜記に見えたり。○赤鬼 獄卒の形相、顔貌身體ともに赤きをいへるなるべし。○つらつき 顔の様子。○御よる 御寢なるの意。今も俗にしかいへり。○夜のおとぎ 天子の御寢なる間にて、清涼殿の晝御座の北、朝餉間の東にあり。禁秘抄に、「夜御殿、四方有妻戸、南大妻戸一間也、帳同清涼殿、(東枕)疊御座敷也、御枕有二階、奉案







子は板なく、郡は板を張りて、同物ならぬよしいへれど、松岡行義の後松日記には、そはあやまれるよし記せり。○ひきかなぐり ひきやり、搔拂ふをいふ。○かなはじと かの浅原の心なり。○御しとね 禁秘抄清涼殿の條に、「平敷疊二帖中唐綾、端、中央置茵一枚、錦裏打」とあり。さて御茵は、平敷にあるものにて、夜御殿にあるものならねば、若し御茵は、御衾の誤にはあらずか。されど、さる本もなければ、姑くもとの儘とす。○太郎 浅原爲頼の太郎なり。次なる弟も、爲頼の子にて、この太郎といへるが弟なり。○大床子のあしの下 晝の御膳を聞召す臺にて、清涼殿の身屋に据ゑおくもの故に、晝の御膳を、また大床子の御膳ともいふ。さてこも、禁秘抄に、「清涼殿、大床子三脚、敷高麗、非疊、端ヲ疊ノ弘サニシテ、有裏、圓座一ツ、脇息一ツ、或二以」と見え、又雅亮装束抄に、「大さうじは、御丁の西のま、もやはしらのきはにたつるなり。そのてい、うへはすのこにて、ながさ三尺ばかり、あしの高さ二尺ばかりなるを、二つさしあはせてすゑて、うへにかうらいを、たはんでうのやうに、うちうらをつけてしきて、そのうへに、すがゑんざをきたたり」とあり。延喜式には、「大床子一脚、長四尺五寸、廣三尺四寸、高一尺三寸」と見えたり。○よるもの、あしを云々 大床子の脚の下に隠れ伏して、傍に寄り来る者の、足を切りてはたふし、きりてはたふして、多勢を惱しむたれどとなり。○脇を皆くり出し云々 切腹して脇を攫み出したるなり。太平記には、「紫宸殿にて腹を切、脇をつかみ出し、聖賢の障子御帳に投付て、三人一所に死き」とあり。○いづれをも 浅原父子三人をいふ。○かき續け 昇きつゞけてとなり。

給ひて三字なき本あり春日殿の下一本に御出の二本あり印本に今本より改めつより

ほのくくと明くる程に、伏見内、後醍醐春宮御車にて、忍びて、歸らせ給ひて、晝つかたぞ、又更に春日殿へなる、大方雲の上げがれぬれば、いかゞにて、中宮のひの御座へ腰輿よせて、兵衛の陣よりいでさせ給ふ。春宮は絲毛の御車にて、又常磐井殿へわたらせ給ふ。中宮も春日殿へ行啓なる。世の中ゆすりさわぐさま、ことの葉もなし。

○春日殿 伏見帝の御母、女輝門院の御所にて、春日萬里小路にあり。帝王編年記に、「午刻天皇乘御腰輿出御京極右北門、行幸春日萬里小路女輝門院御在所、春宮同行啓、中宮行啓、今出河第」と見ゆ。○雲の上げがれぬれば 雲の上とは、禁中をいふ。けがれとは、觸穢せるをいふ。さて觸穢とは、延喜神祇式に、「凡觸穢惡事、應忌者、人死卅日、産七日、六畜死五日、産三日、其致害三日、凡吊喪問病、及到山作所、遭三日法事者、雖身不穢、而當日不可參入内裏、但問喪問病、限三日忌之」など、この外、忌血、傷胎、失火、食蒜の類、いと多かり。これら穢惡に觸れたるものは、神事にたづさはり、禁中に入出入する事をえざるなり。まして禁中に血あえ、死人いでこしなれば、これを避けて、春日殿へ行幸なりしなり。○中宮のひの御座 清涼殿の晝の御座と同じく、中宮の御所の晝のおまし所をいふ。○兵衛の陣 拾芥抄に、「陰明門、三間、云右兵衛陣、謂之宮西面門、宣秋内、宣陽門、三間、云左兵衛陣、建春内」とあり。○絲毛車 草枕の卷(三二九)に見えたり。○ゆすりさわぐ 動搖し騒ぐとなり。○言の葉もなし 形容すべき詞もあらずとなり。○さてこの珍事のさま、中務内侍日記には、「三月九日夜、せいらやう殿に、むしやまゐりて、つねの御所へまゐらむ道を、藏人やすよにとひける程に、にけて、かゝる事と申せば、御所は、中宮の御方にぞわたらせおはしますほどに、つねの御所へ、中宮ぐしまゐらせて、にけさせおはしませぬ。女つとひしめきの、しりて、とく女孀火をけちて、女上とりて、これと申せば手さぐりにうけとりて、御所におきつ。夜のおとやへ、劍聖とりにまゐれば、人のとりいだしまゐらせて、道にあひたり。世間その後ひしめき、大番の武士ひしめく。恐ろしき事どもいできぬ。清涼殿穢れて、御所も、あくれば春日殿へなる。とりあへぬ事なれば、御ひきなほしにて、腰輿にてなる。供奉の人々、ちよくいなる姿にて、めづらしくことしくしき、常よりもおもしろくて」とあり。

この事、次第に六波羅にて尋ね沙汰するほどに、三條の宰相、中將實盛も召しとられぬ。三



權大納言印本に權大夫とあるは誤なれば改めつ

まさる事や一本に申つる事やとあり

かし二字一本つよりて補ひ

おぼしおどろふとあり給

條の家につたはりて、テマツ鯨尾とかやいふ刀のありけるを、この中將、日頃もたれたりけるに、かの淺原自害したるなどいふ事ども出てきて、中<sub>山</sub>院もしろしめしたるなどいふ聞えありて、心うくいみじきやうにいひあつかふ。いとあさまし。中宮の御兄權大納言公衡、信實一院の御前にて、この事は、猶禪林寺殿の御心あはせたるなるべし。後嵯峨院の御處分を引きしたがへ、あづまより、かく當代をもする奉り、世をしろしめさす事を、心よからず思すによりて、世をかたづけ給はむの御本意なり。さてなだらかにもおはしませば、まさる事や出てまうてこむ。院をまづ六波羅にうつし奉らるべきにこそなど、かの承久の例も引きいてつべく申し給へば、いといとほしうあさましと思して、いかでかさまではあらむ。じぢならぬ事をも、人はよくいひなすものなりかし。故院のなき御影にも、思さむ事こそいみじけれ」と、涙ぐみてのたまふを、心よわくおはしますかなと見奉り給ひて、猶内よりの仰など、きびしき事ども聞ゆれば、中<sub>山</sub>院も、新院も、おぼしおどろく。いとあわただしきやうになりぬれば、いかゞはせむにて、しろしめさぬよし誓ひたる御消息など、あづまへ遣されてのちぞ、事しづまりにける。

○尋ね沙汰する 事のもとを、詮議し糾すよしなり。○三條の宰相中將云々 從一位右大臣實親の孫にて、正二位中納言公泰の子なり。さてこの事は、歴代皇紀に、正應三年四月八日、六波羅武士等馳向實盛宅、子息侍從公久、并小童一人召取之。尊卑分脈に、依去月十日淺原反逆事、被召補關東とあり。○鯨尾 刀身の形、鯨尾

尾に似たる故に名づけたる稱にや。そは、中右記嘉保元年十一月二日の條に、「節刀十柄、劍、切鋒八柄、鯨尾二柄」と見え、又本朝軍器考に、「刀ノ形制モ亦多シ。鑄作、葛蒲作、鶴頸ナド云アリ。葛蒲作ヲバ、又鯨尾トモ云ニヤ」とあるにて知るべし。さて三條家傳來の鯨尾にて、爲頼自害したるに依て、實盛卿に嫌疑懸りたりと也。○中院もしろめしたる 此の淺原の事につきて、龜山院も、その事に與り知り給へる事ぞとの意。○いひあつかふ 取沙汰し給せりととの意。○權大納言公衡 公卿補任によるに、公衡、この時、權大納言中宮大夫、年廿七なり。印本に權大夫とあるは、誤なれば、今改めたり。○この事は云々 公衡の、後深草院に奏する詞なり。この度、淺原爲頼父子の、禁闕を犯し奉りしは、素より、彼等みづからの企にはあらで、そのもとをきはむれば、必、龜山院の御同意ありし事にて、語ひ給ひし事ならむと也。○禪林寺殿 龜山院を申せり。さて禪林寺は、山城名勝志に、「在<sub>三</sub>南禪寺北、若王寺南、號<sub>三</sub>聖衆來迎山、世謂<sub>三</sub>永觀堂」とあれば、龜山院の仙洞御所にあらず。同書に、「南禪寺、在<sub>三</sub>禪林寺南」と見え、南禪山寺記に、「太上皇龜山院、弘安中置<sub>三</sub>離宮於此地、正應之初、物<sub>三</sub>怪于宮中、人辟<sub>三</sub>暇安寢、顯密諸師、下及<sub>三</sub>咒術巫祝、百計拱<sub>三</sub>手矣、四年有<sub>三</sub>勅、召<sub>三</sub>東福釋普門、奉<sub>三</sub>命率<sub>三</sub>二十禪侶、安<sub>三</sub>居宮中、九旬、祖圖爲<sub>三</sub>之冠、無<sub>三</sub>別行、唯<sub>三</sub>二時齋粥、四時坐禪而已、物怪匿<sub>三</sub>跡、上下安寢、寂感之餘、革<sub>三</sub>宮爲<sub>三</sub>寺」とあり。且つ本書下文に、「禪林寺殿をば、おはしまし、時より、禪院になされき。南禪院といふは是なめり」とあるを合せ考ふれば、禪林寺殿は、即、南禪寺の、いまだ寺とならざりし程の仙洞御所の名にて、禪林寺の傍なれば、しかよべるなるべし。○後嵯峨院の御處分を云々 後嵯峨院の御遺詔に、龜山院の御一統のみ、皇位をつぎ給ふべき御處分ありしを、引違へて、關東よりの沙汰として、後深草院の皇子伏見院、即、當今を、皇位にする奉りしが、御不滿にて、伏見院をなきものにし奉りて、天下をかたづけて、わが御世にかへさむとの御素志にて、この度の事は起れるなりとなり。後嵯峨院御處分の事、あすか川の卷(二二六)に見えたり。○さてなだらかに云々 されば、事既に危急に及びたるを、もしこのま、緩やかに猶豫し給はば、この度には立ちこえたる、不測の變も出來て、天下の



大事とならむも知れねば、龜山院を、まづ六波羅に遷御せさせ奉りて、武士に守護を申付け給はでは、あるべからずとの意なり。○まさる事 浅原の事よりもまさりたる大事の意。○かの承久のためしも云々 後鳥羽、土御門、順徳三上皇を、遠所に遷し奉りしやうに、こたびも、龜山院を遠所に遷し奉らむとまでに、公衡奏上せられたりとなり。承久の事、新島守の巻につまびらかなり。○いといとほしう云々 後深草院の、龜山院の御上を、氣の毒に思召す意也。○いかでか云々 後深草院の御詞なり。じちは實の音なり。いかで汝が奏する如きほどの事あるべきぞ。眞實にはなき事をも、人はその實あるやうに、いひこしらへ、まことしやかにいふものぞ。されば此度の事も、眞實に龜山院の御心をあはせたりといふは、人のいひなせる事なるも知るべからずとなり。○故院のなき御影にも云々 よし其實ありとすと、今龜山院を、遠所に遷し奉る如き事ありては、もとより、後嵯峨院の愛し奉れるを、そのなきあとに、朕が、しかなし奉らむは、不孝の罪もさがりたく、父院のなき御影に對しても、その恨み憤り思さむことも恐多ければ、さる事は、必ず爲すまじとなり。○涙ぐみて云々 後深草院の御さまなり。○心よわく云々 後深草院の、あまりに御心よわくおはしますが、切齒扼腕にたへずと、公衡の思へるよしなり。○きびしき事ども聞ゆれば 伏見帝よりの嚴重なる勅定を、龜山、後宇多兩院に申上げたればとなり。○いとあわたしきやうに云々 事危急にせまりたればとの意。○しろしめさぬよし誓ひたる御消息 この度の事には、決して關係せざりし由の御誓状を、關東へ下されて、さて後に、その事も落着せりとなり。この事は、島津家本及び今川家本太平記にも見えたり。按ずるに、紫宸殿怪異より、浅原父子叛逆の一段は、正應三年の事にて、前後の年次錯雜せり。宜しく次篇つけの小櫛、後深草院御落飾の次などにあるべし。

さて九月の初つかた、中の院は御ぐしおろさせ給ふ。いとあはれなる事ども多かるべし。禪林寺殿にて、やがて御如法經など書かせ給ふ。一院の世の中恨みおぼされし時、既にと

聞えしは、さもおはしまさず、かくすがやかにせさせ給ひぬる。いと定めなし。しばしは禪僧にならせ給ふとて、緑衫の御衣に、くわらといふ袈裟かけ給へり。四十一にぞものし給ひける。御法名金剛覺と申すなり。新陽明門院をはじめ奉りて、いろくの御召人ども、廊の御方、讀岐、二位殿など、さびしき院に残りて、あるはさまかへ、あるは里へまかてなど、さまざまちりちりになる程、いと心ぼそし。

○中の院は云々 一代要記に、「正應二年九月七日御出家、彼岸第七日、法名金剛源、御戒師了遍僧正」とあり。次には、御法名金剛覺と見ゆ。さて本書の趣によれば、正應三年、浅原爲頼の事ありしによりて、御出家せられし如くなれど、上に引ける一代要記には、二年の事とし、吉續記、紹運録等も、皆同じければ、本書の趣、恐らくは誤なるべし。○禪林寺殿 龜山院の離宮。前條に委しく註せり。○御如法經云々 如法に法華經を書寫すること。山のもみぢ葉の卷(二四四)に註せり。○一の院の云々 後深草院は、初め後嵯峨院の御處分の事によりて憤り、世を恨めしく思召されし時、既に御出家あらむとし給ひしに、思ひ留り給ひて、今もその事なくおはしますを、龜山院は、未練もなく、すがやかに御出家ありしを思へば、既に御出家あるべきは残り、よもと思へるは、様をかへ給へるなど、實に定なき世なりと也。後深草院の出家し給はんとせられしことは、草枕の卷(三三三)に見えたり。○すがやかに すがくしく、さつぱりとの意也。○禪僧 禪學を修むる僧也。禪とは、僧史略に、「禪者、卽是定惠之通稱、明心達理之趣也、昔者菩提達磨觀此土機緣、一期繁素、乃曰、不立文字者、遺其執文滯相也、直指人心見性成佛者、明其頓了無生也、其機峻而理深故、漸修者篤加訕謗焉」とあり。○緑衫 みどり色の法衣をいふ。○くわらといふ袈裟 禪僧の着る、肩より胸間に懸くる小き方形の袈裟也。下學集に



「掛落、落或作格也」と見え、釋氏要覽に、「格子、或呼掛子、蓋此先輩僧創之、後僧効之、又亡衣名、見掛格、在身故、因之稱也、今南方禪僧、一切作務皆服、以相不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>法、諸律無名、幾爲<sub>レ</sub>講流非<sub>レ</sub>之、予因讀<sub>レ</sub>根本百一羯磨第十卷云、五條有三品、上者豎三肘、廣五肘、下者減半、二内名<sub>レ</sub>中、又佛言、安施會有<sub>レ</sub>二種、一者豎三肘、廣五肘、二者豎二肘、橫四肘、此謂<sub>レ</sub>守持衣、最後之量限、蓋<sub>レ</sub>三輪、上蓋<sub>レ</sub>、因詳頗是今格子之量也、若作<sub>レ</sub>之、但五幅、一長一短、或幅或貼、呼<sub>レ</sub>安陀會、即免<sub>レ</sub>謗、一切處着、合<sub>レ</sub>律無<sub>レ</sub>過、實勝<sub>レ</sub>空身<sub>レ</sub>矣」と見え、和漢三才圖會に「掛格、(格子)按掛格、浮屠以掛<sub>レ</sub>肩者、其結交處有<sub>レ</sub>輪環、川<sub>レ</sub>象牙或犀角<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>之、名<sub>レ</sub>哲那環、俗以爲<sub>レ</sub>掛格<sub>レ</sub>とて、その圖を載せ、又佛像圖彙にも見ゆ。○御召人 御寵愛ありし女房どもをいふ。○廊の御方 安嘉門院大納言の雜仕にて、田樂法師玄嗣の女なり。後、花山院師繼の養女となりて、廊の方と稱す。讃岐の二位殿は、大宮院讃岐にて、西園寺家の侍景房の女なり。後、西園寺實兼の養女となれり。いづれも、老の浪の卷(三二六)に見えたり。

○さまかへ 姿を變へたるにて、剃髮せるをいふ。○里へまかで わが里亭へ退出せるをいふ。

中務の宮の御むすめは、もとよりいとあざやかならぬ御おぼえなりしかば、世を捨てさせ給ふきはとて、とりわきたる御名残もなかるべし。禪林寺のうへの院の、人はなれたる方にする聞えさせ給へれば、事にふれて、いとさびしく、心ぼそき御ありさまなるを、おのづからことゝひ聞ゆる人もなし。源氏の末の君に、中將なる人、院に親しくつかうまつりなれて、家もやがてそのわたりにあれば、程近きまゝに、をりく、この宮の御とのゐなど、心にかけてつかまつるを、候ふ人々も、いとありがたくも思ふ。宮の御方は、この頃いみじき御盛のほどにて、まほにうつくしうおはしますを、あたらしう、見奉りはやす人のなき事と、思ひあへり。

きはとても一  
本きはまてと  
あり  
末の君印本に  
夫の君とあり  
今一本によれ  
り  
中將の下印本  
あり

のなき事と、思ひあへり。

○いとあざやかならぬ云々 あざやかは、はつきりと、うるはしき意なり。さて御おぼえめでたからざりしをいふ。○世を捨てさせ給ふ 龜山院御出家をいふ。さて院の御出家の際とても、格別に、御名残を惜み給へる事もなかりしならむとなり。○禪林寺のうへの院 掬子の御住居なり。○すゑ聞え 据ゑおき申してとなり。○源氏の末の君に云々 後に、「内大臣までのぼられき、有房ときこえし」など見えたり。この内大臣源有房は、太政大臣通光の孫、右近衛少將通有の子にして、六條内大臣と號し、和漢の才人能書と、系圖に見えたり。○御とのゐ 宿直なり。○候ふ人々 掬子の御方に伺候せる人々をいふ。○いとありがたくも ことのさびしき所に、心にかけて宿直せらるゝが、世にめづらしく嬉しき事と思ふとなり。○宮の御方は云々 こも侍ふ人々の思へるよしなり。○御盛のほど 美しき盛の年齢。○まほに かたほといふに對へて、かけたる所なく、揃へるをいふ。即、難すべき所なく、うつくしとなり。○見奉りはやす 見あけて賞め奉るの意なり。○思ひあへり 宮に候ふ人々の、皆さやうに思合ひたりとなり。

七月ばかり、風あらゝかに吹き、電けしからず閃きて、神鳴りさわぐ、常よりもおそろしき夜、はかぐしき人もなければ、上下いとあわたしく、心ぼそう思しまどふ。法皇は龜山殿に、過にし頃よりおはしませば、近きあたりに、人のけはひも聞えず、哀なる程の御ありさまにて、墨をすりたらむやうなる空の氣色のうとましげなるを、ながめさせ給ひなどするに、例の中將、そぼちまゐりて、侍めくもの一二人、弓などもたせて、御宿直つかうまつらせ侍るべし、なにがしも侍のかたに侍らむ」など申すにぞ、いさゝかたのもしく

あに本なり  
字に本なり  
給ひて補ふ  
本に給ふ  
なかに給ふ  
なかに給ふ  
つらふ  
りせつな  
りまかど  
つり一本  
り一本  
とつら  
あから



なよらか一本  
にふりか  
ありだめ  
ふくた  
たふく  
たふく  
たふく

て、人々慰め給ふ。おはします母屋にあたる廂の、高欄におしかゝりて、香染のなよらかなる狩衣に、薄色の指貫うちふくだめるけしきにて、しめくと物語しつゝ、いたう更けゆくまで、つくくと候ひ給へば、御簾の中にも心づかひして、はかなきいらへなどきこゆ。

○あら、かに 荒々しく也。○けしからず 異様にの意。世の常ならず電光のきらめくとなり。○神鳴りさわぐ 神は雷なり。雷鳴轟き渡るを云ふ。○はかなくしき人 しつかりとしたる人。さて然るべき宿直の人もなれば、只女房などばかりにて、狼狽し、心細く恐ろしがりて、いかにせむと惑ひるたりとなり。○法皇は龜山殿に云々 龜山殿は、後嵯峨院の作らせ給へる離宮にて、所がらをかきさまなど、おりるる雲の巻(二二五)に見えたり。法皇は、この頃龜山殿の方にうつりすませ給へば、このおはします禪林寺のうへの院は、ことに人けもなく寂しとなり。○墨をすりたらむやうなる云々 黒雲の、油然として、空を覆ひいでたるさまをいふ。○うとましけなる 厭はしくいやに思はる、空となり。○ながめさせ給 見つめて、案じがほなるをいふ。○そぼちまるり 白雨に、ひたと濡れて、宮の御方にまゐりたりとなり。○侍めくもの 侍の如きもの、意なり。○御宿直云々 中將の詞なり。○なにがし 中將みづからをいふ。○侍のかた 侍の詰所の意なり。○おはします母屋にあたる云々 母屋の内、掬子の御方の間に當れる所の廂の高欄に、中將押か、れりとなり。凡いにしへの殿づくりは、その本屋を寢殿といひ、寢殿の内、中央の間を母屋といふ。また身屋ともかけり。その端の間を、廂といふ。ひさしの外に簀子あり。その外邊に、高欄はあるなり。○香染 淡紅にして、すこし黄ばめる色に染めたるをいふ。○なよらか 萎えてしなやかなる意。○うちふくだめる 指貫の裾を括らすして、ふくらかにせる様なり。○しめくと ひとつそりと靜なる意。○はかなきいらへ しかとはせぬ假初の返答をいふ。○御簾

の中にも 掬子の御方のさまをいふ。

暁がたになりぬれば、御几帳ひきよせて、御殿ごもりぬるかたはらに、いとなれがほに添ひ臥すをとこあり。夢かやとおぼして、御覽じあげたれば、年月思ひ聞えつるさま、おほけなくあるまじき事と思ひかへさひ、こゝら忍ぶるにあまりぬるほど、只少し、かくて胸をだにやすめ侍らむばかりなど、いみじげに聞ゆるは、はやうありつる中將なりけり。いとたて心うのわざやおぼすに、御涙もこぼれぬ。ちかき手あたり、御もてなしのなよびかさなど、まして思ひしづむべうもなければ、いとほしう、ゆくりなき事とは思ひながら、のこりなうなりぬ。身のうさのかざりなうもあるかなと、前の世もうらめしう、いふがひなき事を思しつゞけて、よと泣き給ふさま、いよくうたし。見るとしもなき夢のたゞちを、うちおどろかす鐘の聲、鳥の音も、人やりならぬ心づくしに、えいてやらず。

おきわかれ行く空もなきみち芝の露よりさきに我やけなまし

出てがてにやすらひたる面かげも、何の御めとまるふしもなし。さばかりいみじかりし院の御目うつりに、こよなの契の程やと、おぼし知らるゝもつらければ、いらへもし給はず。あさましうも心うくも、さまぐおぼし亂るゝに、御心ちもまめやかに損はれぬべし。



按察の君といふ人、かたらひとられけるなめり。忍びて御消息しげう聞ゆるをも、いとうたて心づきなう思されながら、さてしもはてぬならひにや、いと又哀なる事さへものし給ひけり。かゝるにつけても、この世ひとつにはあらざりける御契の程、浅からずおしはかからる。中將も、世と共にあくがれまさりて、夢の通路あしもやすめずなりゆく。この御氣色も、やうくしるきほどになり給へば、空おそろしとて、忍びて、御めのとだつ人の家などいひなして、白川わたり、かごやかにをかしき所用意して、ゐてわたし奉りつゝ、猶自らはさすがに世のつゝ、ましければ、忍びつゝ、ぞ御とのゐしける。そこにてこそ、御子もうみ給ひけれ。

○御殿ごもり 御寝なるをいふ。○なれがほに 慣れくしき様子にての意。○夢かや云々 夢かまアと思してとなり。宮の御様なり。○添ひ臥す 宮の御側になり。○年月云々 有房の詞なり。○おほけなく 身分不相應にの意。○思ひかへさひ 思ひかへしなり。さひは、しを延べいへるなり。○こゝら あまたの日数をいふ。○忍ぶるに云々 我慢するに堪へずしてなり。○只少し云々 只少しばかり、胸のおもひをはらし安むるだけ御側にそひ奉れりとなり。○いみしけ 甚切なる様になり。○はやうありつる 宵より宿直し居りたる有房なりとなり。○いとうたて云々 宮の思召すなり。甚しく心憂き不都合の仕業の意。○近き手あたり 宮の御身近くふる、手ざはりの意。○御もてなし 御身のふるまひこなしさま。○なよびかさ なよらかに物やはらけるさま。○思ひしづむべうもなければ 有房は、よそなるよりも、かく御身近くなつさひふれ奉りては、情炎史に鑑めがたくてとなり。○のくりなき 思ひもかけず、不意の意。○のこりなう 心残りなくの意。つひに御契ありしを

いふ。○身のうさの云々 掬子の御方の御心なり。○いふがひなき事 宮御自身の宿因拙く、不甲斐なき事の意。○よ、と泣き 聲をたて、なくさまなり。榮華物語浦々の別に、「さくりもよ、と泣き給ふ」とあり。○見るとしもなき 夢を見たりともさだかになきほどにの意。○夢のたいぢ 夢の直路にて、よき路せずして、直にゆく道を、たい路といふ。○人やりならぬ わが身からの事をいふ意。○心づくし 心をつくすこと、氣をもむをいふ。○おきわかれの歌 ゆく空もなきは、ゆかんとする心もなき意なり。空は、ふち衣の巻(一〇八)に「天の下やすきそらなく」と見えたり。今も俗に、何する空もなしといふにおなじく、それとさすかたをいふ。道しは、道に生ひたる芝をいふ。けなまは、消えなんの意なり。○出がてに云々 有房の、宮の御方を立去りにくけにして、躊躇しをる面影も、身のつらさに、御目にとまらずとなり。○さばかり云々 龜山院のすぐれておはします御姿に見慣れておはし、に、それは縁淺く、今有房と契るに至れると思へば、この上もなき深き宿因の程も思ひしられてとなり。○御心ちも云々 眞に御病氣ともなるべしとなり。まめやかは、眞實の意。○按察の君 宮の御方の女房なり。○かたらひとられる 中將にかたらはれて、御中だちをせるならむとなり。○忍びて云々 中將よりなり。○いとうたて云々 宮の御心をいふ。○心づきなう 御心にそはず、氣にくはぬ意。○さてしも云々 さうしてのみは終られぬ人情にやあらんとなり。○哀なる事さへ云々 宮たゞならず、御妊娠などありしをいふべし。○この世一つには云々 前世よりの宿因の深きことも知らるとなり。○世と共に云々 月日をかさぬるまゝに、いよく／＼ます／＼かぎりもなく心うかれてとなり。○夢の通路云々 夢の通路の如く、はかなき戀に絶えず通ふとなり。○この御氣色も云々 御中らひの様子、世にきこえぬべくなりしをいふ。○御めのとだつ人 乳母の如くしたまへる人となり。○かごやか もの靜に四方をとりこめてある意にて、ひろくと、はれやかにあらぬさまをいふ。○世のつゝまはし 世に恥ぢ遠慮してとなり。



この中將、才かしくて、末の世には、ことの外にもてなされて、まづ一品して、しばしおはせし頃、御百首の歌に、

位山のぼりはて、も峰におふる松にこゝろをなほのこすかな

さてつひに内大臣までのぼられき。さて元應のころかとよ、百首歌奉りし中に、

あつめこし窓の螢のひかりもて思ひしよりも身をてらすかな

とよまれ侍りき。有房と聞えしが、若くての世の事なるべし。

○才かしくて 學問すぐれたるをいふ。○一品して 從一位に叙せられたるなり。○位山の歌 下句、なほ官職の思ふまゝならぬを、あかす思ひて、位こそきはめたれ、なほ高き官をえざるを残念に思ふ事よとなり。位山は、飛驒國なる山にて、名所なるを、位にとりなせるなり。されば、峰、松などもいへり。この歌、新千載集にも載せて、「文保百首歌奉りける時、六條内大臣」とあり。○元應の頃 後醍醐天皇の年號なり。○あつめこしの歌 上句は、學問の勞をいふ。さてその學問の光によりて、思はざる高位に昇進し、この身の光榮を得たりとの意なり。螢を聚むとは、晋の車胤の故事なり。この人家貧しくて、油なければ、夏は數十の螢を囊にいれ、その光にて書を読みけりとぞ。窓の螢といふ事、古くより歌などによりり。この歌、續千載集に、「嘉元御百首歌奉りしとき、螢、前大納言有房」とあり。さて上に、元應の頃とあるは誤なるべし。そは續千載集に、嘉元の時奉れる歌とあればなり。又この有房は、公卿補任によるに、「文保三年七月二日薨、年六十九」とあり。この年、即、元應元年なるをや。

新陽明門院も、禪林寺殿のしもの放出はなちいでに、つれづれとしておはします程に、松殿の宰相、中

歡喜園の下院  
字印本なしつ  
本にて補ひつ  
一とほしくし  
一本いとほし  
く思ひとあり  
きこえの下の  
本に給ひてあ  
りつ

將かねつぐ、いかゞしたりけむ。常に参り給ひし程に、はてにはその宰相、中將の御子に、世をのがれたる人ありき。その御房ごぼうにおぼしうつりて、かぎりなくおぼしたりしほどに、御子をさへうみ給ひき。その姫君は、初は富小路の中納言秀雄の北の方にておはせしが、後に歡喜園院の攝政ときこえし末の御子に、基督教の三位の中將と聞えしうへになりて、うせ給ふまでおはしき。故女院むすめのみかいとほしくし給ひしかば、御處分ごゑぶんなど、いとまうにありき。「さのみかゝる御事どもをさへ聞ゆるこそ、物いひさがなき罪つみなり所ところなければ、よしや、昔もさることありけりと、この頃の人の御ありさまも、おのづから輕き事あらば、思ひゆるさるゝためしにもなりてむものぞと思へば、遠き人の御事は、今は何の苦しからむぞとて、少しづつ申すなり」とうち笑ふもはしたなし。「いづら、この頃は、誰かあしくおはす」と問へば、「いな、それはそらおそろし」とて、頭かしらをふるもさすがをかし。

○禪林寺殿のしもの放出 新陽明門院の御所なり。放出の事は、烟の末々の卷(一七七)に、家屋雜考を引きて委しく註せり。○松殿の宰相中將 松殿關白基房公の孫、權大納言忠房の男、兼嗣なり。○その御房 永正本の旁註に、頓悟房とあり。但し系圖には見えず。○うへになり 北方になりてなり。○御處分 財物の配分をいふ。既に(三二七)註せり。○まうに 猛たけにて、盛にあまたある意なり。○さのみ云々 前の物語につきて、さるき、にくき事を語れるゆゑよしを、こと更に、尼のことわれる詞なり。○物いひさがなき罪 悪口する罪の意。さり所なれどは、避け通る、所なければの意なり。○よしや云々 よし、自然、今の人の上に、輕々しく、たはけたる事な







水八幡宮の、御分靈を勧請して、鎌倉に若宮八幡社をつくられしは、源頼義にて、義家更にこれを修營し、その後源頼朝、鎌倉に幕府を創するに當りて、小林郷に遷し奉れるよし、吾妻鏡に見えて、既に新島もりの卷(六八)に註せり。又若宮といふ事も、老の波の卷(三八四)に委しくいへり。○都の 石清水八幡宮をさしていへり。

○放生會 社前に於て魚鳥を放ちやる儀にて、毎年八月十五日に行はる。これは最勝王經、長者子流水品の池魚の事よりおこりて、元正天皇の御代にはじめ行はれたるよし、公事根源に見えて、その儀は、同書、及び江次第に載せたり。さて鶴岡放生會も、頼朝の頃、既に行はれし事、吾妻鏡に見ゆ。○位あるつはもの 位階ある武士也。○諸國の受領 國々の國守をいふ。百寮訓要抄に、「諸國の守をば、受領と申す也。國司の事なり」とあり。即、前任の引繼を受領して、吏務をとるをいふ。官職要解に註せり。○あかはし 新編鎌倉志に、「赤橋、本社へ行く反橋ナリ。五間ニ三間アリ。昔ヨリ是ヲ赤橋ト云フ」と見えて、吾妻鏡に、「建曆三年五月三日、於若宮橋之砌、流失所犯、義清亡命」とあるに同じき所なり。○うへのきぬ 袍なり。袍の事、既に註せり。○この頃權中納言にて云々 公卿補任に、「正二位權中納言源惟康、弘安十年六月五日任、兼右大將、十月四日爲三品親王、于時二十四歳」とあり。○花を折らせて云々 はなやかに着よそひたるをいふ。○法會 放生會の儀式をいふ。

○本社 即、石清水八幡宮なり。○田樂 既に、北野の雪の卷(二六九)に註せり。鶴岡放生會に、舞樂、童舞、競馬など行はれし事、吾妻鏡に見えたり。○獅子がしら 獅子舞の事なり。貞丈雜記に、「獅子舞といふは、からし、の頭を作りて、それを冠りて舞ふもの也」とあり。太平記にも、持明院吉野へ遷幸の條に、「獅子田樂を召れ、日夜に舞ひ歌はせしなど見えたり。○やぶさめ 騎射の式にて、放生會の時は、必ず行はれし事、吾妻鏡に見えたり。さてその儀は、角板の的を三處に立て、馬を走らせながら、鎗矢にて射るものにて、武家にては重き儀式としたり。なほ吾妻鏡、及び貞丈の夏草に詳なれば、併せ見るべし。○所にしつたたる事 鎌倉にて常に行はる、儀式、あそびなどをいふ。○棧敷 物見のために、假に設け構へたる床をいふ。○幔幕 貞丈の庭訓

鎌倉より印本  
に鎌倉うちと  
改めつ

網代の下のの  
字一本にのれ  
御母印本に  
所は御息所  
とあり一本  
近衛大正し  
に近衛殿と  
女とあり  
宗尊

往來諸抄大成扶翼に、「幔幕は、上下ニ横幅ヲシテ、中堅幅也、五色ノ幅交也。但シ五色ニ定マラス、三色モアリ、織物ヲ用フ」とあり。猶軍用記に詳なり。○さまかはりて云々 大宮人とは、様子かはりて、武士どもの、さるべく好ましけなるさまの、わが專業なるがごとく、得意がほなるが、さち愉快らしく見えてとの意なり。○うけばりて 既に新島守の卷(六五)老の波の卷(四〇四)等に見えたり。○所につけては 鎌倉は鎌倉と、場所がらにつけては、この上もなくをかしき事と思はるとなり。

その後いくほどなく、鎌倉よりさわがしき事出てきて、皆人きもをつぶしさぐめくといふ程こそあれ、將軍都へ流され給ふとぞ聞ゆる。めづらしき言の葉なりかし。近く仕うまつる男女いと心ぼそく思ひなげく。たとへば、御位などのかはる氣色に異ならず。さてのぼらせ給ふありさま、いとあやしげなる網代の御輿を、さかさまに寄せて乗せ奉るも、げにいとまがくしき事のさまなり。うちまかせては、都へ御のぼりこそ、いとおもしろくめてたかるべきわざなれど、かく怪しきはめづらかなり。御母御息所は、近衛大殿と聞えし御女なり。父みこの、將軍にておはしまし、時の御息所なり。先に聞えつる禪林寺殿の宮の御方も、おなじ御腹なるべし。文永三年より今年まで廿四年、將軍にて天下のかためといつかれ給へれば、日の本の兵をしたがへてぞおはしましたつるに、今日はかれらにくつがへされて、かくいとあさましき御有様にてのぼり給ふ。いといとほしうあはれなり。道すがらもおぼし亂るゝにや、御たゝう紙の音しげう漏れ聞ゆるに、たけきものゝふも涙



おとしけり。

○鎌倉より云々 鎌倉に騒亂のこと出でて、將軍の上如何にと、京師にては驚き沙汰しあへるほどもなく、すぐ其時の意なり。○將軍都へ流され給ふ 續史愚抄に、「正應二年九月十四日庚寅、征夷大將軍二品惟康親王依鎌倉物騒、俄上洛」とあり。流されとは、流罪に處せらる、をいふ。およそ流とは、律の五罪の一にして、近中遠の三等あり。皆京都より、その遠近を定めたり。さるを都に流さるといへるは、けにめづらしき詞なりけり。○御位などの云々 天皇の御位のはりめの時の如しとなり。○網代の御輿 網代にて張りたる輿をいふ。○さかさまによせて云々 罪人を遠所に押送する時は、都の方に向はしめ、ゆく先を背にして、後ざまに昇ぎゆくが例なり。そは源平盛衰記成親卿流罪の條に、「追立官人來テ、車サシヨセテ云々、御手ヲ取、アラ、カニ引立奉リ、ウシロザマニ投ノセ、サテ車ノ廐ヲ逆ニ懸テ、門前ニ遣出ス。大路ニテ先火丁寄テ、車ヨリ引落シ奉テ、誠ノ碓トテ、三杖アテタレバ、次ノ看督長、殺害ノ刀トテ、二刀突マネヲシテ、其後、山城判官秀助、宣命ヲ含サセテ、又車ニ押乗奉リテ、前後ニハ障子ヲ立タリケル云々」と見えたり。されば、今惟康親王御上洛に、御輿にのせられて、罪人の如くに扱ひなざる、を、まがくしき事の様といへり。○まがくしき事 不吉なる事。縁起わるき事の意。○うちまかせては 大方普通の事にてはとなり。○御母御息所 惟康親王の御母をいふ。即、宗尊親王の御息所なり。○御息所 もと天皇の御休息所とする便殿の稱にて、そこに候する宮女を、やがて其の稱とせり。されば女御更衣のみならず、寵幸せらる、宮女の泛稱なりしが、後皇太子親王等の妃の稱に用ひらる。官職要解に記せり。○二十四年 文永三年、征夷將軍に任せられしより、今年正應三年まで、二十四年なり。○天下のかため 幕府の主腦として將軍たりしをいふ。○日の本の兵を 日本國中の武家武人の棟梁にて、それを率る從へたりとなり。○かれら 鎌倉の武士どもをさしていへり。○くつがへされ 預けられて

將軍を廢せらる、をいふ。○道すがらも 途中もの意。○御た、う紙の云々 た、う紙は、貞丈雜記に、「疊紙とかきて、鼻紙の事なり」とあり。○音しけう たびく鼻うちかみ、涙をおしのごはる、音にて、御輿の中に、はかなき御身をかなしび給ひて、泣き給ふをいへり。○たけきもの、ふ云々 道すがら警護し奉る武士も、氣の毒に思ひて、共に涙をおとしたりとなり。

さてこのかはりには、一院の御子、御母は三條内大臣の御女、御匣殿とて候ひ給ひし御腹なり。當代の御はらからにて、今少しよせ重く、やむごとなき御有様なれば、只受禪の心ちぞしける。もとの將軍おはせし宮をば造り改めて、いみじうみがきなす。つはもの、勝れたる七人、御むかへにのぼる中に、いひぬまの判官といふもの、前の將軍のぼり給ひし道もまがくしければ、あとをも越えじとて、足柄山をよぎてのぼるなどぞ、あまりなる事にや。みこは十月三日御元服したまひて、久明親王ときこゆめり。おなじき十日、院より、やがて六波羅の北方、さきくも宮のわたり給ひし所へおはして、それよりぞあづまに赴かせ給ふ。

○このかはりには一院の御子云々 惟康親王御上洛のかはりに、久明親王を鎌倉に下し給ふとなり。○御匣殿 上藤の女房の御匣殿の別當となれる者を、略して只御匣殿といふ。なほ烟の末々の卷(一八六)にいへるを併看すべし。○よせ重く 惟康親王は、宗尊親王の御子にて、孫王にあたらせ給ふを、これは、後深草院の皇子にて、殊に當代伏見天皇の皇弟におはしませば、うしろだてのおもくしきは、この上もなきをいふ。よせのこと、新島守の卷(八四)にいへり。○受禪の心ちぞしける 名目抄に、「受禪無別義、有讓位者、有此稱矣」とあり

御母はの三字  
印本に補ひつ  
本にて補ひつ  
受禪印本に補  
幻を作りにし  
れり

めり印本に補  
し一本にて補  
ひつ一本にて  
十日の下一本  
の二下あり



て、先帝の讓をうけて、帝位にのぼり給ふをいふ。さて、久明親王の將軍となり給ふは、天皇受禪の如き心ちのせらる、ほど、やむことなかりきとなり。○もとの將軍の云々 惟康親王のおはせし宮にて、六波羅の北方をいふか。または鎌倉の御殿にや、いとまぎらはし。○いひぬまの判官 鎌倉より、迎へに上れる武士の一人なり。○判官 檢非違使尉をいふ。こも新島守の卷(五九)に出でたり。○あとをも越えし 前將軍の上れる道のいまはしき跡をば、越えて上洛すまじとなり。○足柄山 新島守の卷(七二)に出でたり。○よきて 避けてなり。○あまりなる事 道筋までも憚るといふは、程度をこしたる仕方との意。○みこは十月三日云々、續史愚抄に、「十月一日丁未、皇子(十六歳)親王宣下、御名字久明、六日壬子、於本院御所、久明親王有元服儀、本院有出御、御加冠内大臣兼忠、已次公卿三條大納言實重、已下十七人參仕、理髮藏人頭右中將冬季朝臣、有鬘祿、御遊、拍子權大納言公守、已上奉行院司右中辨雅藤、今朝關白家基進親王御袍、笏、石帶等云々、親王三品宣下、又親王勅授帶劔宣下」と見えたり。本書に、「三日」とせるは誤なるべし。○おなじき十日云々 同書に、「九日乙卯、三品久明親王征夷大將軍宣下、十日丙辰、今晚征夷大將軍久明親王、自常磐井殿(本院御所)渡給六波羅、上達部堀川中納言基俊、殿上人左少將資藤朝臣以下二人供奉、即今日久明親王下向關東」とあり。

同廿五日、鎌倉へつかせ給ふにも、御關むかへとて、ゆゑしき武士ども、うちつれてまゐる。宮は、きくののれむじの御輿に、御簾あげて、御覽じ習はぬえびすどものうち困み奉れる、たのもしく見給ふ。しのぶをみだれ織りたる萌黄の御狩衣、紅の御ぞ、濃き紫の指貫奉りて、いとほそやかになまめかし。いひぬまの判官、とくさの狩衣、青毛の馬に、金のかなものを、鞍おきて、隨兵いかめしく召し具して、御輿のきはにうちたり。都にたとへば、行幸

金のかなもの  
一本きり  
のときあり

にうちたり  
とあり  
一部に  
りば一部  
りば一部

法光寺一本  
寛光寺一本  
宣光寺一本  
今光寺一本  
應永寺一本  
太永寺一本  
印太寺一本  
ふ太寺一本  
に太寺一本  
一太寺一本  
さ太寺一本  
つ太寺一本  
印太寺一本  
と太寺一本

に、しかるべき大臣などのつかうまり給へるによるへぬべし。三日が程は、わうばむといふ事、又、馬御覽、何くれといかめしき事ども、鎌倉うちのけいめいなり。宮の中のかざり、御調度などは更にもいはず、帝釋の宮殿もかくやと、七寶を集めて磨きたるさま、目もかやく心ちす。いとあらまほしき御有様なるべし。關の東を、みやこの外とて、おとしむべくもあらざりけり。都におはしますなま宮たちの、より所なくたゞよはしげなるには、こよなく勝りて、めでたくにぎは、しく見えたり。時宗朝臣といひしも、又頭おろして、法光寺の入道とて、いとたふとく行ひて、世にもいろはず。太郎貞時相模の守といふにぞ、よろづいひつけゝる。さても上り給ひにし前、大將殿は、嗟峨のほとりに、御ぐしおろし、いとかすかにさびしくてぞおはしける。

○御關むかへ 當時關迎とて、遠方より來る人、及び旅よりかへりくる人を歡迎する儀ありて、京都にては、逢阪關まで迎へに出でし事、北山抄、源氏物語等に見えたり。これももそれになぞらへて、鎌倉より、足柄の關まで、將軍奉迎のために、武士どもまるるなり。○きくののれむじの御輿 詳ならず。或は、菊の外櫛子の輿にて、菊は菊の花などの紋をつけたるをいひ、櫛子は、和名抄に、「櫛、(字亦作櫛、和名禮通之)窓櫛子也」とありて、窓に設けたる格子をいふべし。こ、は、外れむじとあれば、御輿の外さまに、格子のある窓を設けたるにや。尙考ふべし。○しのぶをみだれ織りたる云々 久明親王の御裝束をいふ。しのぶは、草の名にて、和名抄に、「垣衣、一名烏重、(和名之乃布久佐)」とあり。又忍草ともかきならへり。その草、檜の葉に似て、色いと青やかなるものなり。さてその忍草の形を、亂模様織出せるものをいふ。○とくさの狩衣 木賊草色にて、青黒きをい











御位印本に御  
一の本にて補  
つそのかみの下  
なりなれしと  
たなりしと

事なり。○さしのぞかせ給ふ 窺ひ給ふよしにて、立寄らせまへるをいふ。○さ、やかにて 御身の小さやかなるをいふ。これより下は、大納言の女の御ありさまをいへり。○衣がち 衣をまた纏ね着たまへるをいふべし。○花櫻の云々 胡曹抄に、表白に、裏青なるをいふ由見えたり。○あはひ句はしき 襲ねたる衣の取合せ、色あひの華やかに艶めけるを、しかいへり。○山吹 表薄朽葉に裏黄なりとも、又表黄に、裏青などもいへり。○寄り臥し 物によりか、り臥したるなり。○玄輝門院の御側云々 女院は、後深草院の妃、伏見帝の御母にて、藤情子なり。さて大納言の女は、はじめ、この女院の御方に養ひ奉れりしなり。○うへ宮仕 禁中に奉仕する意にて、通常の宮仕といふ意なり。諸本にうひに作れるは、假字のあやまれるなるべし。よりにて今改めつ。その故は、大納言の女、伏見帝をば、女院の側におりし時より、常に見奉りなれしかば、宮仕なれたるさまをいへるなればなり。○思ひあがれる 氣位を高く思ひなしてゐるをいふ。○そなたさま 季子の御曹司のかたをいふ。○心しづかならねど 心おちる給はぬをいふ。○おしなべてのきはならず 尋常の妃たちよりは、格別に幸し給ふ意なり。○御子達あまた云々 季子は、藤實雄の女にて、後に顯親門院と申す。その御腹に、花園院、寛性法親王、朝平門院、延明門院など生れ給へり。○年のつもりに 例の尼の詞にて、年老いたる故に、何事も、たしかに覚えてゐるすとなり。○月日などおぼろに侍れば 行幸などの、その月日といふことを忘れて、たしかならねばとなり。○なか／＼云々 不確實なる故、却て今は物語せずとなり。

程なく明けくれて、永仁も六年になりぬ。七月廿二日、春宮に御位ゆづりて、おり給ひぬ。霜月になりて、五節の頃、去年をおぼしいて、そのをりに關白にておはせし兼忠のおとどに、櫛つかはすとて、新院、少女子がさすや小櫛のそのかみを共になれにし時ぞわすれぬ

御かへし、歡喜園前、攝政殿、いとゞ又こそぞの今宵ぞ忍ばる、つげのを櫛を見るにつけても

具守のおとど  
の女一本に御  
女とあり  
なり給ふ一本  
にあり給ひぬ  
中宮もおりさ  
せ印本に中字  
補ひつ  
きこゆ云々の  
十八字一本に  
申すの下一本  
にありとあり

堀川の具守のおとど（後深草院の御腹に、前の新院の若宮生れ給へりし、六月廿七日御元服し給ひて、八月十日春宮に立ち給ひぬ。御諱邦治ときこゆ。これも、内よりは、御年三まさり給へり。今の御門は十一になり給ふ。御諱胤仁ときこゆ。あてになまめかしうおはします。中宮の御腹には、大かた、宮もものし給はねば、この御門をぞ、御子にし奉らせ給ひける。讓位の後は、中宮もおりさせ給ひて、永福門院ときこゆめり。皇后宮も、この頃は遊義門院と申す。法皇の御傍におはしましたるを、中の院、いかなるたよりにか、ほのかに見奉らせ給ひて、いと忍び難くおぼされければ、とかくたばかりて、盗み奉らせ給ひて、冷泉萬里ノ小路殿におはします。またなく思ひ聞えさせ給へる事かぎりなし。正安二年正月三日、御門御元服したまふ。今年十三にならせ給へば、御行末はるかなるほどなり。

○春宮に御位のづりて云々 一代要記に、「伏見天皇、永仁六年七月二日丁未、讓三位於皇太子胤仁親王、」また、「今上皇帝、（後伏見）諱胤仁、伏見第一子、母參議經氏卿女、正應元年三月三日誕生、同八月十日爲親王、同二年四月二十五日甲戌立坊、永仁七年七月二十二日丁未受禪、年十一歳」とあり。○霜月になりて云々 同書に、「十一月二十日癸卯、大嘗會」と見えたり。○櫛 五節の舞姫のさす料の櫛なり。この時、兼忠の大臣の舞姫ありしなるべし。○少女子の御歌 上二句は、そのかみといはん序にて、櫛は、髪にさすものなればなり。さてつかはし







○東よりの御使 一代要記に、「正安三年辛丑十月七日、東使入洛、山城守行貞、隠岐前司時清、依御治世事也」とあり。十月は、正月の誤なるべし。○禪林寺殿云々 禪林寺殿は、龜山院の御所にて、やがて龜山法皇をさし奉れり。さて今は、後深草法皇の御一流、當代に居給ふを、こたび關東よりの使は、龜山法皇の御系統なる東宮を位につけ奉りて、即、龜山法皇の院中に、天下の事を知り給ふべき世にし奉らむ、とにやあらんとの意なり。○正月廿一日 一代要記に、「後二條天皇、正安三年正月二十一日壬戌受禪、年十七」とあり。○わづかに三年 永仁六年七月二十二日受禪、明年正安と改元あり、さてことし正安三年まで、四年にわたれり。本書三年とあるは、いかにぞや。○何事のはえもなし 御在位の程僅なれば、一向に、世にはえなくしき事もあらざりきとなり。○この春は云々 さればこの春には、春日行幸など、華やかなる事もあるべしとて、早くより、面白き事に思ひて、待ちたるに、かく御讓位なりたれば、世の中寂寞として甚さびしとなり。○まだき 末だその時にならぬ程の意。○かいしめり かいし、搔きの音便にて、接頭語なり。しめりは、人の心ひそまり沈めるをいふ。○一所 後宇多院、龜山法皇と御同所におはしますをいふ。○おしかへし一方に 持明院殿の御方をさりて、上下ともに押し返しつ、禪林寺殿の方に歸くさまをいふ。○さも目の前に云々 昨日は今日と、眼前に、人の心の變りゆく世の中なる事よと、物うく思はると也。○あぢきなし つまらなく面白からぬをいふ。

土御門の前の内の大臣定實、六月に太政大臣になり給ふ。いとめてたし。故大納言、入道顯定の本意なかりし御おもておこし給へる、いとゆゝし。院の御おぼえの人なるうへ、才もかしこくおはすれば、世に用ひられ給へり。御子の大納言雅房、中納言親定とて、いづれも才ある人にておはしき。持明院殿には、世の中すさまじくおぼされて、伏見殿に籠りおは

給へり印本に  
給へるとあり  
一本に改めて  
給へり印本に  
一本に改めて  
雅房一本に  
房とあり印本  
に房の下印本  
の字本

あり一本にて  
割り  
顯親門院印本  
に頭親門院印  
本に  
て改めつ

女御代印本に  
女の字なし一  
本によりて補  
ひつ

しますべくの給へれど、二の御子坊に定り給へば、又めてたくて、なだらかにておはしますべし。さきに聞えつる御母女院の御はらからの姫君、顯親門院と聞えし御腹なり。八月十五日まづ親王になし奉らせ給ひて、同廿四日に春宮に立ち給ひぬ。かくて新帝は十七になり給へば、いとさかりにうつくしう、御心ばへもあてに、けだかうすみたるさまして、しめやかにおはします。三月廿四日御即位、この行幸の時、花山院、三位、中將家定、御劔の役をつとめ給ふとて、さかさまに内侍に渡されけるを、今出川の大臣御覽じとがめて、出仕とどめらるべきよし申されしかど、鷹司の大殿、なかくさたがましくてあしかりなむ、ただ音なくこそと申しとゞめ給へりしこそ、なさけ深く侍りしか。後に思へば、げにあさましきことのしるしにや侍りけむ。十月廿八日御禊、この度の女御代にも、堀川の大臣の姫君いて給へり。今のうへも、源氏の御腹にてもものし給ふ。いとめづらしくやむことなし。されど、うけぱりたるさまにはおはせぬぞ、心もとなかめる。

○土御門の前内大臣定實 公卿補任に、「太政大臣源定實、正安三年六月二日任」とあり。○故大納言入道の云云 後深草院建長七年四月十二日の除目に、右大將望みたりしに、引たがへて、藤原公基を任せられしかば、その恨にたへずして、即夜出家し、高野に籠れるが、その後、後嵯峨院御幸の時、かの菴室をたづねさせ給へりしに、跡をはらひて、桂の葉室の山莊へにけのぼりし事、おひるる雲の卷(二三四)に見えたり。さてこの定實公、父顯定卿の、本意なかりし不面目を挽回して、かく太政大臣にのぼり給へるは、まことにゆゑ、しき御有様なりとの意



なり。○おもておこし給 面目を擧ぐるよしにて、榮えある時のことをいふ。不名譽なるを、面ぶせといへる反對なり。○院のおぼえの人 この定實は、龜山法皇の御寵遇を蒙れる人の意。御おぼえは、御おぼえあるといはんが如し。○才もかしこく 學問もすぐれたるをいふ。○大納言雅房云々 一代要記に、「大納言源雅房、正二位、元春宮大夫、正安四年二月二十八日彈正尹、同九月二十八日薨、年四十一、中納言正二位源親定、嘉元三年正月十二日、任大納言」とあり。○伏見殿に云々 また禪林寺殿がたの御治世となりしかば、持明院殿がたは、俄に寂寞のさまとなりて、世の中も面白からず思召さる、によりて、一旦は伏見殿に籠居して、世にまじらであらんかとの給ひしかど、伏見院第二の皇子、先帝の御弟の宮の、太子に定め給へるによりて、又その行末を樂み思召しつ、めでたくて、平穩におはしますべしとなり。○伏見殿 老の波の卷(三七一)に見えたり。○すさまじく 面白からずの意。○なだらか 平穩に、角だちたる事もなくの意。○先に聞えつる云々 これは二宮の御所生を申す也。○御母女院 伏見院の御母立藤門院藤信子にて、藤實雄公の御女なり。さて顯親門院季子は、その御妹なり。一代要記に、「常帝(醍醐)諱富仁、號花園院、伏見帝第二皇子、母廣義門院寧子、左大臣藤公衡女也、以永仁五年七月二十六日薨焉、正安三年八月十五日辛巳爲親王、同二十四日庚寅立坊、年五歲」と見えたり。されど、女院小傳は、猶本書の如く、花園院の御母は顯親門院にて、廣義門院は、後二條帝の准母なるよし見えたれば、一代要記は誤なるべし。○すみたる様 眞面目に落つきて、すましたるさまの意也。○この行幸 即位につきて、太政官の正廳に行幸なりしをいふ。一代要記に、「三月二十四日甲子、即位於太政官廳」とあり。○御劍の役 行幸の時、晝の御座の御劍を奉持して供奉する役なり。御殿より内侍取出てこれを中將に傳へ、即、中將これをもちて供奉し、還御の時、中將又これを内侍に渡し傳ふるなり。○御らむじとがめて云々 御劍をさかさまにして、内侍に渡したるを、不吉の事なりと、見咎め給ひて、家定を召籠めんといはれたりとなり。○なか／＼云々 鷹司基忠公の詞にて、さるは不敬の事なれど、それを咎めて、出仕を停めなど、沙汰がましくせば、即、不吉

とか、凶兆とかいふ事もいできて、折角の大禮を傷くるやうの事になりて、却ておほやけの御爲に、わろき事にならんと思へば、たゞ知らず顔に、音もせず過るこそよけれとなり。○音なくこそ 人に聞かせず、黙つて居ることをいふ。こそ下、あるべけれなどの語を省けり。○後に思へば云々 この帝、在位わづかに七年おはしまして、御年二十四にてかくれさせ給へば、思へばこれぞ、その前兆にてありしならむと也。○しるし 前兆の意。○女御代 山のみみぢ葉(二三五)に出でたり。○今のうへも源氏の御腹云々 うへは主上を申す。後二條帝も、御母は内大臣源具守の御女基子、西花門院と申す御腹におはして、又この度の女御代に、そのはらからなる璋子のまわりしかば、源氏のかく代々後宮にあら給ふが、めづらしくやむことなしとなり。○されど云々 併しなから、後宮にはあがり給へど、猶攝家西園寺家などより、あがれるにくらべては、更に勢なくおはしませば、それぞ猶心もとなきとなり。○うけばり 前々にいでたり。○心もとなき 不安心なる意。

又の年は乾元元年、六月十六日龜山院行幸あり。法皇いと珍らしくうつくしと見奉らせ給ふ。曉歸らせ給ひぬるのち、法皇より、内に聞えさせたまふ。

したはる、名残にたへず月を見れば雲の上にご影はなりぬる  
御かへし、内のうへ、

君はよし千年の齡たもてればあひ見むことのかずもしられず

一、院は忠繼の宰相の女の中納言、典侍殿といふ腹にも、男女御子たちあまたものし給ふ。中にも、勝れ給へる内親王を、いとかなしきものにかしづき聞えさせ給ふ。この御代にもまた、爲世の大納言うけたまはりて撰集あり、新後撰集ときこゆ。嘉元元年ひろうせらる。



○又の年 乾元元年にて、正安四年十一月二十一日改元ありて、乾元元年といへり。六月は、いまだ正安の年號なり。○したはる、の御歌 あまりのめづらしさに、一夜の御對面にあかず、したはしき名残にたへかねて、還御ありし空をうちながむれば、有明の月も、さながら雲にへだてられて、影の見えぬ如く、わが君もはや禁中にたちかへらせ給ひて、見れどく、影だに見奉りえずとなり。月の雲にかくる、を、主上の禁中に還御あらせられしに譬へたり。○君はよしの御製 わが法皇には、千年の齡をも保ちおはしますべければ、これより後、行末久しく逢見奉らむことの數は、幾千たびといふ數もしられず。されば、この曉たちわかれまつりたりとて、いたくわび給はでおはしませと、なぐさめきこえ奉れる意なり。○中納言典侍殿 藤忠子、後に談天門院と號せらる。○内親王 後に達智門院と申し奉る。これ後醍醐帝の皇姉なり。○新後撰集 拾芥抄に、「新後撰集二十卷、正安三年辛丑十一月二十三日、依後宇多院々宣、前大納言爲世卿撰之、嘉元二年十二月十九日奏之」とあり。本書に、嘉元元年の事とせるは、いかにぞや。○ひろう 披路にて、奏し了りて、世に發表せるをいふ。

かくて父の年春の頃より、東二條院御惱日々におもり給ひて、今はと見えさせ給へば、伏見殿へいでさせ給ひて、遂にうせ給ひぬ。七十にあまらせ給へば、ことわりの御事なり。法皇もその御なげきの後、をさく物聞しめさずなどありしをはじめにて、うち續き心よからず、御わらはやみなど聞ゆる程に、七月十六日、二條富小路にてかくれさせ給ひぬ。六十二にぞならせ給ひける。いとあはれに悲しき事とも、いへばさらなり。御孫の春宮もひとつにおはしましたれば、急ぎて外へ行啓なりぬ。御修法の壇ども、こぼくと毀ちて、くづれいづる法師原のけしきまで、今をかざりと、とぢめはつる世のありさま、いとかな

など聞ゆる印  
本に開ゆると  
あり今一本に  
よれり

し宵過ぐるほどに、六波羅の貞顯憲時二人、御とぶらひに参れり。京極おもての門の前に、床子にしりかけてさぶらふ。隨ふものども、左右になみゐたるさま、いとよそほしげなり。

○東二條院 後深草院の皇后にて、實氏の二女なり。女院小傳に、「東二條院、正應六年六月七日爲尼、(圓鏡智、禁嘉元二年正月十日御事、三十一)とあり。○今はと云々 今は御命の限りと、見えさせ給へるによりてとなり。○ことわりの御事 御年七十三におはしませば、もはや御十分の御壽命なれば、御道理なりと也。○その御なげきの後 東二條院御の御愁傷よりとの意なり。○をさく 俗に、あまり、又は少しも、などいはんが如し。○御わらはやみ 癩病をいふ。和名抄に、「癩病、説文云、癩、熱寒並發、二日一發之病也、音虐、俗云、衣夜美、一云、和良波夜美」と見え、狩谷氏の箋註に、「和良波夜見、見源氏物語若紫卷、萬安方、訓於古利也美、又布留比也美、今俗呼於古利云々」とあり。法皇御癩病の事は、續史愚抄に、「嘉元二年六月二十一日法皇御癩病、今或言とあり。○外へ行啓なりぬ 皇太子も、後深草法皇と御同宿におはしませ、によりて、御穢にふれ給はぬためなり。續史愚抄に、「嘉元二年七月十六日丙寅、申刻法皇(一院)崩於富小路殿、(御年六十二)因春宮渡御二條富小路殿、(按新院御方歟、日來法皇、院、一院御同座)」と見えたり。○御修法の壇 法皇の御惱祈禱のために、設けられしなるべし。○こぼく 壇を毀つ音なり。○くづれいづる法師原 御修法のかひなくて、法皇の崩御ましくたれば、あまたの法師どもの、うちつれうろたへて、亂れいづるをいふ。○今をかざりと云々 法皇の御身も、この世も、今を限りと、とぢめ終るやうに思はる、ありさまのかなしきとなり。○六波羅の云々 南北六波羅探題ども、やがて非常警固にまるれる也。公衛公記六月十六日の條に、「今夜子刻兩六波羅北方爲御訪參上、于時、予在陣家、先南方參二條京極、京極殿下馬敷床子此子御家祇候、北御所御所等以使者相觸參上之由於予、々々不出仕之間、以定衛付中御門中納言奏院、故參上神妙之由有勅答、定衛仰其由此家云々、觸貞顯、



退出、此間時範又參三二條萬里小路邊、下馬子細同前、承勅答之後退出とあり。○京極おもての門 二條富小路殿の東の御門なり。○床子 床几にて、腰などかくるものなり。○随ふものども 随兵をいふ。

又の日、夜に入りて、深草殿へゐてわたし奉る。御車さしよせて、御くわん乗せ奉るほど、うちとよみあひたる、いとことわりに、心をさむる人もなし。院の御前、宮たちなど、わらぐつとかやいふもの奉りて、門まで御送つかうまつらせ給ひて、とみにもえのぼらせ給はず。御直衣の袖をおしあて、遙に程経てぞ、御車にたてまつりて、伏見殿への御おくりもせさせ給ひける、院のうちゆ、しきまてなきあへり。後深草院とぞきこゆめる。御日數のほどは、伏見殿に、宮たち遊義門院などおはします。秋さへふかくなり行くまゝに、よととの御涙、ひる間なくおぼしまどふ。遊義門院、

物をのみ思ひねざめにつくぐとみるも悲しきともし火の色  
春きてしかすみの衣はさぬまにこゝろもくる、秋ぎりのそら

○深草殿 舊跡詳ならず。下に引ける公衡公記に、「御葬禮之御殿可尋記」ともあり。又、「以深草經親卿山莊之傍山爲山作所」とあれば、この山莊をいへるにや。深草は、山城國紀伊郡にあり。郡名所圖會に、「深草里は、ひがしは谷口山を限り、西は竹田里、南は墨染、北は稻荷を限る、これ一ヶの勝地にして、いにしへより、高貴の山莊、寺院の大廈多し」とあり。○御棺 なき御からを藏め奉れるひつぎなり。ひつぎは、ひときの轉にて、和名抄に、「棺、四聲字苑云、棺、(音官、一音貫、比度岐)所以盛屍也」とありて、その製は葬儀類記に見えたり。○うち

とみにの下の  
の字一本に  
りて補ひつ

行くの下のま  
の二字一本に  
よれり  
よともいも印本  
よともいも印本  
て改めつ  
春きてし一本  
あり

とよみあひたる 人々の、聲を擧げて、泣きかなしむ意なり。うちは、接頭語なり。○心をさむる人なし 心もそらにみだれ感へるよしなり。源氏物語桐壺の巻に、「亂りがはしきを、心をさめざりけるほどと、御覽じ免すべし」と見えたり。○わらぐつ 藁履にて、今の草鞋と同物にあらず。和名抄に、「履、史記注云、履、(和良久豆)草屨也」とありて、粗末なるもの也。さて葬送のとき、供奉する人は、藁履をつけて、白木の杖を持つよし、葬儀類記に見えたり。さてこの時も、伏見院、及び皇子達、富小路殿の御殿より、御門まで、藁履をつけ給ひて、送り奉り給ひし也。○とみにも云々 とみには、頓にて、にはかにの意なり。さて富小路殿の御殿より御棺出でさせ給ひて後も、直に御車にのり給はず、直衣の袖を顔におしあて給ひ、しばし見送り給ひてのち、漸く御車にて、伏見殿まで送り奉り給へりとなり。なほこの時のさまは、公衡公の記、嘉元二年七月十七日の條に、「次御車云々、次上皇御歩、(但於門内北腋)令留御、公卿以下於御前躡居出門」云々、出御之後、上皇即幸伏見殿、(但密々御幸山作所、御遠見御茶思之儀)云々、又遊義門院同如此云々、御葬禮之御殿可尋記、依御存日御遺誠、以深草經親卿山莊之傍山爲山作所、法華堂造營以前、御骨暫可奉安置安樂光院(雅親卿官領之堂也、在深草)佛壇下云々、是皆有沙汰云々と見えたり。○院のうち云々 院中の人々、忌々しき程、いづれも泣きたりと也。○御日數のほど 御中陰の間をいふ。○よととの御涙 世と共は、生涯の意、一生つくる限りもなき涙をいふ。さて古今集戀二に、貫之の歌、「よとともにながれてぞゆく涙川冬も氷らぬ水泡なりけり」とあるによれるなるべし。○物をのみの歌 物思ひをのみしつ、寢たる寢ざめにはの意なり。下の句、こゝろあきらかなり。○春きてしの御歌 この春む月ばかりに、東二條院崩御に依て、着御せる喪服の涙にぬれたるを、いまだほしあへぬほどに、又法皇の崩御ありて、心もいと間にくれまどふほどに、霧たちわたる秋の空さへ暮れゆくとなり。霞の衣とは、たゞ霞をいふに、墨の衣をかくしそへたり。くる、は、心のくれまどふに、秋の暮るをそへ、さて露といひ下して、上句の、霞といへるにかけあはせたり。正月廿一日、東二條院崩御の事、前段に見えたり。



御なやみ印本  
にて補ひつ

給へりしの下  
よりて補ひつ

年かへりぬれば、嘉元も三年になりぬ。万里小路殿の法皇、また御惱とて、龜山殿へ移らせ給ふ。いろ／＼に御修法や何くれ御祈ども、こちたくせさせ給へるも、しるしなくて、九月十五日の曙に、終にかくれさせ給ひぬ。去年今年の世のさがなさ、うち續きたる人々の御歎ども、いはむかたなし。世を背かせ給ひにし初つかたは、いときはただけう聖だちて、女房など、御前にだに参らぬ事なりしかど、後には、ありしより猶たはれさせ給ひし程に、永福門院の御さしつぎの姫君、はや御さかりも過ぐる程なりしを、この法皇にまゐらせ奉らせ給へりしが、かひ／＼しく「水の白浪」に若やがせ給ひて、やがて、院號ありしかば、昭訓門院と聞えつる、その御腹に、をとゞしばかり、若宮生れ給へるを、限りなくかなしきものに思されつるに、今少しだに見奉らせ給はずなりぬるを、いみじう思されけり。

○万里小路殿の法皇 龜山法皇、この殿におはします故也。○御なやみとて 續史愚抄に、「四月七日、法皇自昨有御耳痛、同一院幸之、（其時）とありて、五月の始御平癒あらせられしかど、九月七日に至りて御再發あらせられしなり。さて龜山殿に御幸の事は、續史愚抄に、「七月廿一日、法皇依御惱、今晚寅時自常盤井殿幸龜山殿」とあり。○こちたく云々 種々の御修法、その他神社佛寺へ、御惱平癒の御祈禱等、仰山なるまでせさせ給へれど、更にその驗なしと也。その様は、七佛藥師法、法華法、普賢延命法等を修し、壽命經大般若經の御讀經、諸社諸寺の御誦經を行はれし事、實躬卿記、續史愚抄等に見えたり。○去年今年の世のさがなさ 去年正月に、東二條院、七月に後深草院、今年又龜山院、打續き崩御ありしをいふ。○さがなさ 不詳の意也。○世を背かせ

給ひにし云々 龜山院の御行跡をいへり。さて龜山院の御出家は、正應二年にて、今日の日影の巻(四五九)にあり。○きはだけう 際は、物の境目、たけうは、猛くにて、甚しきをいふ。御出家前と其後との境目はつきりする意。さて御出家前の御行跡とは引かへて、其だきはだちて、浮世の煩惱を捨て、聖人めきて行ひすまされ、女房なども遠ざけ給ひたりしが、程經給ひては、御出家已前よりも、一しは甚しき御ふるまひなりとなり。○聖だちて 聖めきてなり。高德の僧らしくあるをいふ。○ありしより云々 御在俗の時よりもまさりて、淫蕩なる御行跡となり。龜山院の御たはれのさま、草枕の巻に詳なり。○御さしつぎの姫君 女院小傳に、「昭訓門院、瑛子、龜山妃、太相國實兼二女、母内大臣通成女、從一位源顯子」とあり。○はや御盛りも云々 同書に、「正安三年正月十六日入法皇宮」とあり。○水の白浪に云々 新古今集春上に、「降積る高ねのみ雪とけにけり清瀧川の水の白浪」とある歌の意にて、再び春に立かへり、若返るをいふ。○若やぐ 若々しくなる意なり。○若宮 恒明親王にて、後に二品式部卿となり給へり。○今すこしだに云々 若宮、本年未だ三歳におはしますを、今少しおよすけ給ふ程までも見奉らずして、崩御ありしを悲しきことに、法皇の思召れたり也。この若宮を皇儲とし給はん御慮なりし事、後宇多院より、法皇に上られし宸翰に、「恒明親王儲貳間事、當時后宮女院等之間、可備其器之仁、無所生之上者、承候之趣、非無謂候歟、今度沙汰之時、以此旨可被仰合關東之由、承候了、每事被仰置之趣、不可有相違之條、勿論心安被思食之條、年來孝行所存、可顯此時候歟、恐惶謹言、嘉元三七月廿八日、世仁」と見え、法皇より若宮に遣し給ひし宸翰(佐々木信綱氏所藏)に、「立坊之間事、院並持明院殿御返事如、此、不絶夜鶴之思、奔波、以至孝之志、可被謝者也、且以此旨、必可被仰關東者也、每事前右府候へば、可被仰合也、雖不及成人、如此事、宜可被達遠方也、嘉元三年八月五日」とあるによりて、その程の事情を窺ひ知るに足れり。











に、談天門院忠子、後醍醐母、後宇多妃、永仁六年七月廿一日從三位、龜山御沙汰、正安三年七月廿日准三宮、四一とあり。上に、中納言典侍殿と見えたる御方なり。○昭慶門院以下、性融法親王まで、皆龜山院の皇女皇子たちなり。○昭訓門院はやがて云々、女院小傳に、「嘉元三年九月廿一日爲尼、眞性覺、三」とあり。○この院に法華堂をたて云々、山城名勝志に、「龜山院法華堂、嵯峨小指圖、在天龍寺雲居菴西」とあり。なほ御納骨のさまは、公衛公記に、「翌日巳刻事了、御骨奉納、茶坑酒海、三日納□□手箱一合、上座、中座、下座、出座」本道奉懸之、奉渡法華堂、相並後嵯峨院大宮院等御骨奉安了」とあり。○禪林寺殿をば云々、禪林寺殿は、龜山院、弘安中、離宮として創立せられ、正應中、改めて禪院とせられたるものにて、即、南禪寺なり。山城名勝志に、「倭漢禪刹次第云、南禪寺者、爲勅願皇居之間、可爲五山之上者也、至徳三年七月十日、左大臣」と見えたり。南禪寺の事、既に今日の日影の卷(四三七)に註せり。尙くはしくは、南禪寺記を見るべし。

院の二のみの御母、忠繼の宰相のむすめ、今は准后と聞ゆる御腹におはします。この頃、後醍醐帥宮と聞ゆるを、法皇とりわき御傍ついでさらすならはし奉り給ひて、いみじうらうたがり聞えさせ給ひしかば、人より殊におぼし歎くべし、頃さへしぐれがちなる空のけしきに、山の木の葉も涙あらそふ心ちして、いとかなし。所がらしも、いとあはれをそへたり。川浪のひゞき、となせの瀧の音までも、とり集めたる御心の中どもなり。御日數のほどは、帥後醍醐の宮ひとつ御腹の内親王なども、この院におはしますほど、つれづれなるまゝに、はかなし事など聞えかはして、花紅葉につけても、むつまじくなれ聞え給ふべし。

○帥宮 大宰帥に任せられ給へばしかいへり。○御傍さらす云々 御傍をはなたす、近く御馴れし給ひてとなり。○人より殊に この親王は、他の人よりは、格別になしみ歎き給ふべしとなり。○頃さへ云々 時節は恰も九月末つ方なれば、空もうちしぐれたるに、山の木の葉もみだれちりて、たぎちおつる涙に争ふ心ちして、ますく悲しとなり。○所がらしも云々 龜山殿の場所がらさへも、寂しき所にて、あはれさを加へたりとなり。○川浪のひゞき 大井河の浪の音なり。○となせの瀧 大井川の上流にて、おりるる雲の卷(二二六)に註せり。すべて、龜山殿のありさまは、かの卷をあはせ見るべし。○御日數のほど 上にも見えて、即、中陰の間をいふ。○ひとつ御腹の親王 驛子内親王にて、上にも見えたり。○この院 龜山殿なり。○つれづれなる 徒然なる意。○はかなし事 なにといふ事もなく、かひなき事の意。○きこえかはし はかなき歌を、かたみに詠みて贈答し給へるをいふ。

帥の御子は大多勝院の西の廂にわたらせ給ふ。御前の松の木に、はひかゝれる蔦の紅葉の、いたう染めこがしたるをとりて、ながづき三十日の夕つかた、昭訓門院の御方へ奉らせたまふ。

あすよりのしぐれもまたて染めてけり袖の涙や蔦のもみぢ葉  
よもはみな涙の色にそめてけりそらにはぬれぬ秋のもみぢ葉  
あはれに見奉らせ給ひつゝ、名残もいみじくながめられて、高欄におしかゝり給へる夕ばえの御かたち、いとめてたし。ありつる紅葉を、西園寺、大納言公顯のとのゐ所へつかはす。

御母の二字准  
后の下のとき  
に印本に四字並  
つ一本にて補ひし

内親王の下な  
ども云々は七  
なしまて廿七  
一字印本にて補ひし

大多勝院の下  
の字印本にて  
改めつ



雨とふるなみだの色やこれならむ袖より外にそむるもみぢ葉  
女院の御せうとなれば、しめやかなる御山すみの心苦しさに、さぶらひ給ふなりけり。御返事

いくしほか涙の色のそめつらむ今日をかざりの秋のもみぢ葉

○大多勝院 龜山殿の中にあり。おりるる雲の卷(二二七)に、「大多勝院と問ゆるは、寢殿のつゞき、御持佛す  
る奉らせ給へり、云々」と見えたり。○いたう染めこがしたる いみじく紅に、もみぢしたるをいふ。染めは、  
露霜などに出たれて、色に出でたるをいふ。こがしては、焦してにて、甚しく紅になるを、物の火に焦れたるが  
如きに譬へいへり。○あすよりのの御歌 あすよりは、しぐれする神無月になるべき今日、まだそのしぐれも  
またで、かく奉れる如く紅にそめたり。さてしぐれせぬほどに、紅葉すべき理なきを思へば、こは、わが法皇を  
かなしみ慕ひ奉りて、泣く袖の紅なる涙の、かく蕙の紅葉を染めたるならむかと也。初二句、時雨は、冬のはじ  
めにふるものなれば、しかいへり。○もろき御涙 はかなく、こぼれやすき涙をいふ。○せきかね 涙のたえず  
おちてとゞめ難きを、川の水の堰き留めがたきにたとへいへり。○よもはみなの御歌 初句は、四方の山々は  
皆の意、四句は、空よりふりくる時雨にはぬれぬの意にて、まだ九月にて、時雨にはか、らぬに、かく色にい  
でたる四方の山々の紅葉は、みなわれらがこぼす紅の涙にそめたるにて、今のたまへおこせつる御歌の如くに侍  
りとの意。○あはれに云々 帥宮の御歌を、昭訓門院の、あはれに見奉り給ふよしなり。○名残もいみじく云  
云 帥宮の御歌につけて、法皇の御名残も、いとゞしのばれ、いみじく物思ひせられて、高欄によりか、り、も  
たれ給へる御姿に、夕ぐれの日影の映れるほど、いとめでたき御有様なりとなり。○ながめ 長目にて、物思ふ

経など印本  
なりとあり  
りほひとあり  
りそひとあり  
並に一本に  
改めつ一本  
申す一字印  
中將一印本  
てに補ひつ  
なく印本は  
す印本はた  
ねた一本に  
あり一本に  
改めつ一本  
光忠一本光  
かに作れり

とき、何となく、空など見つむるをいふ。○夕ばえ 夕日のかややき映れるをいふ。○ありつる紅葉 帥宮より  
おこせたる紅葉なり。○とのる所 宿直せる所をいふ。大納言公顯も、中陰のほど、この殿に籠り候せるなり。  
○雨とふるの御歌 一首の意、前々の御歌とおなじく、雨となりてふる涙の色といふは、わが袖の紅なるのみなら  
ず、蕙の紅葉を見てもしるべしとの意。袖より外とは、袖の紅にそまれるは勿論なれど、袖の外に、なほ紅葉まで  
そめたるよしなり。○女院の御せうと 昭訓門院も、この公顯も、ともに太政大臣實兼の子にて、公衡の兄弟な  
り。○しめやかなる御山すみの云々 中陰のほど、女院の、龜山殿にこもり給ふ御心苦しさを慰め奉らむと  
て、かく伺候せるなりとの意なり。○いくしほかの歌 しほは、物を染め浸す度数を数ふる時の語なり。さて幾  
返りか、る紅の涙の色をもて染めたるならん、今日を最後の秋のこの紅葉の色の濃きはとの意なり。今日をかざ  
りの秋とは、九月三十日なれば、しかいへり。

時雨はしたなく、風あら、かに吹きて暮れぬれば、宮内に入り給ひて、御殿油ちかくめ  
して、晝御覽じさしたる御經など読み給ふほどに、若殿上人どもうちつれて、こなたの御  
とのゐにまわれり。晝のつたの葉のちりほひたるを、人々見るに、宮、それにおのゝ歌  
書きて」とのたまへば、中將爲藤、朝臣、

もみぢ葉になくねはたえず空蟬のからくれなるも涙とや見む

清忠、朝臣、

山姫のなみだの色もこのごろはわきてやそむる蕙のもみぢ葉

光忠、朝臣、



北殿一本に常盤井殿とありのこりけり印本にのこりけり印とあり一本にて改めつ

世の中のなげきの色をしらねばやこぞに變らぬ蔦のもみぢ葉  
これらをととりあつめて、北殿の内親王の御方へ奉らせ給ひければ、  
さすがなほ色は木の葉にのこりけりかたみもかなし秋の別路

○時雨はしたなく、時雨の甚しくふるをいふ。○はしたなく、不都合なる意にて、物の甚しきをいふ。○御殿油御燈火をいふ。○御覽じさしたる、よみかけ給へるの意。なかばにして、いまだ了らざるを、見さす、聞きさすといふなり。○こなたの御とのるに云々、この帥宮の方の宿直として、参上せりとなり。○ちりばひたる、散りこばれてあるをいふ。○それにおのゝ歌かきて、その蔦の葉に、各歌よみて、書きて奉れと、帥宮の仰せ給へるなり。○もみぢ葉にの歌、法皇におくれ奉りてより、泣く聲は、常にたゆることなく今に至れるが、この紅葉を見るにつけて思へば、紅の色も、やがてわが涙の色なるかと思はるとなり。空蟬は、蟬のぬけがらをいひて、からといはむ料也。さてなくねも、蟬の縁語なり。○山姫の歌、この蔦の紅葉の色を見れば、山姫も、この頃は、法皇をかなしみ奉りて、なく涙の色も紅にて、さてこそ、別して、かく蔦の紅葉をそめなしたるならめとなり。○世の中の歌、なげきの色とは、墨染の衣をいふべし。さて法皇の崩御によりて、世の中なげきかなしびて、一様に、墨の衣にやつること、も知らぬ故にや、蔦の葉は、去年にかはらず、紅の色にそめいでたるならめとなり。○北殿、龜山殿の北の方の殿なるべし。内親王のおはします所なり。○さすがなほの御歌、秋は昨日と暮れゆきたれど、その色は、さすがに、やはり蔦の木に葉に残りたり。さてこをかたみにとめてわかれいにし秋も、別れ奉りし法皇の御上も、この形見を見るにつけて、悲しく思はるとなり。○かたみ、形見にて、なき人の形をば、見て思ひ出づるくさはひをいふ。即、記念なり。

雨うちそゝぎて、けはひあはれなる夜、いたう更けて、帥宮、例の北殿へ参り給へれば、姫宮も御殿ごもりぬ。候ふ人々も、みなしづまりぬるにや、格子などた、かせ給へど、あくる人もなければ、空しく歸らせ給ふとて、書きてさしはさせたまふ。

おのづから眺めやすらむとばかりにあくがれきつる有明の月  
御かへし、またの日、  
いたづらに待つよひすぎし村雨は思ひぞたえしありあけの月

○けはひあはれなる夜、様子何となくあはれに悲しき夜となり。○北殿、即、非子内親王の御殿なり。○御殿ごもりぬ、御寝なりたるをいふ。○格子、木をたて横にくみて戸とし、あけおろしするやうに作れるもの也。既に註せり。○かきてさしはさせ給ふ、次の歌をかきて、格子に挿みおかせ給へりとなり。○おのづからの御歌、自然、物思ひしつ、うちながめ給ひて、夜ふかくおきる給ふらむとばかり思ひて、曉かけてとひ奉れるに、われをば待ちつけ給はで、おんのごもらせ給へれば、空しくかへれりとの意なり。あり明の月を、みづからにたとへ給へるにて、曉かけてとひ奉れる由をしらせたり。○いたづらにの御歌、よひのほど、とぶらひ來給はむかと、まちく、徒に夜をすごしたれど、つひに見えたまはねば、さてはこの村雨には、あり明の月も、見えぬ事と断念して、人々もみづからも、しづまりたるなりとの意。三の句は、村雨にはの意。思ひぞたえしは、俗にあきらめたりといふに同じく、断念の意なり。ありあけの月は、前の御歌をやがてうけて、帥宮をさし奉れり。月日程なくうつりぬれば、院も宮々も、おのゝちりぐにわか給ふほど、今すこし。



都の下にも二  
字印本になし  
つ一本にて補ひ

ものがなしさまさる御心のうちどもはつきせねど、世のならひなれば、さのみしもはいかゞ。昭慶門院は、あまたの宮たちの御中に、勝れてかなしきものに思ひ聞えさせ給ひしかば、御處分なども、いとこちたし。大井河にむかひて、離れたる院のあるをぞ奉らせ給へれば、そこにおはしまし、ほどに、川ばたどの、女院など、人は申し侍りし。かの所は臨川寺とぞいふめる。都にも土御門室町にありし院、いづれも、この頃は、寺になりて侍るめりとぞ、めてたくこそあはれなれ。

○月日程なくうつりぬれば云々 かく中陰にこもりあるほどに、月日は矢の如く、幾程もなく、四十九日を過ぎ、女院たち、御子の宮々も、各々が御方に立別れ、遷らせ給ふほどに、共に一所に給へるよりも、一層物悲しさの増りて、哀しき御心は、いづれもつくる期なけれど、さりとて世のならはしなれば、いつまでも、かくてあるべき事ならねば、やむことを得ず、立別れ給へりとなり。○かなしきものには、かはゆき者の意。○御處分なども云々 御領の莊園などの御處分も、あまたつけ奉られたりとなり。○臨川寺 山城名勝志に、「臨川寺、在三龍寺東、大井川端、十刹第二、三會院云々、嵯峨舊園、河端殿御所、在大橋社東、當臨川寺地こあり。○土御門室町にありし院 この昭慶門院の御所にて、そを後には寺となせりとなり。寺の名詳ならず。

### 第十五 うら千鳥

院のうへは、御位におはせしほどは、なか／＼さるべき女御更衣も候ひ給はざりしかど、おりさせ給ひてのちは、御心のまゝに、いとよく紛れさせ給ふほどに、この程は、いどみかほなる御方々、かずそひ給ひぬれど、なほ遊義門院の御志にたちならび給ふ人は、をさをさなし。中務の宮の御女も、おしなべたらぬさまに、もてなし聞え給ふ。勝れたる御おぼえにはあらねど、御姉宮の、故院にわたらせ給ひしよりは、いと重々しうおぼしかしづきて、後には院號ありき、永嘉門院と申し侍りし御事なり。

○うら千鳥 この巻、徳治二年遊義門院の崩御より、文保元年伏見院崩御の事までを記せり。さて、伏見院の御製、「我が世にはあつめぬ和歌の浦千鳥むなしき名をやあとにのこさむ」とあるによりて、題號とせり。○なかなかなるべき云々 御在位の間は、却て女御更衣どもは、伺候せしめ給はざりしに、御讓位の後になりてはとなり。こは老の浪の巻(三三六三)に、「内にはなかく、女御更衣も候ひ給はず、いとさう／＼しき雲の上なり」とあるをうけていへり。○女御更衣 御寝に侍する者の稱。既に註せり。○紛れさせ給ふ さるかたに、うちまぎれかかづらふ意にて、女御更衣と定められざる宮人を幸せさせ給ふをいふ。○いどみがほなる云々 かたみに寵幸を得んと、競ひがほに、挑みきしうふ人々、あまたになりたりと也。○御志に云々 遊義門院を寵幸し給ふ御志の深きには、他に及ぶ者もなしとなり。○おしなべたらぬさま 大方一通なるもてなしにはあらで、志ふかく寵

御位の御字印  
本に脱せり  
本に御心印  
のち御心印  
本に御心印  
し本に御心印  
て補ひつ

おぼしの下  
本めしの二  
ありし印本  
ありし印本  
りてに作る  
本にて改め

一皇子女王  
一皇子女王  
一皇子女王



し給ふとなり。○勝れたる御おぼえ云々 格別にすぐれて、御勢ありといふほどにはあらざれども、姉宮掬子女王の、龜山院の妃にて、すさまじかりしほどに比べては、やむことなき御寵幸なりしかば、後には、院號さへありたりとなり。掬子女王の寵なかりし事は、今日の日影の卷(四四二)に見えたり。○後には院號あり云々 女院小傳に、「永嘉門院、瑞子、中務卿宗尊女、母大納言通具孫女 平准后家女房、正安四年正月廿日准三宮、同日院號」とあり。

又一條ノ攝政殿の姫君も、當代堀川の大<sup>即具守</sup>臣の家<sup>攝政</sup>にわたらせ給ひし頃、上らうに、十六にて参り給ひて、初つかたは、基俊の大納言、疎からぬ御中にておはせしかど、かの大納言のあづまくだりの後、院に参り給ひしほどに、ことの外にめでたくて、内侍のかみになり給へる、むかしおぼえておもしろし。加階したまへりしあした、院より、

そのかみに頼めし事のたがはねばなべて昔の世にやかへらむ  
御返し、内侍のかむの君瑣子、

契りこし心の末はしらねどもこのひとことやかはらざるらむ

○上らう 上臈の女官をいふ。禁秘抄に、「不謂是非、二三位典侍號上臈」とあり。○十六にて云々 十六は廿六の誤なるべし。さるは、女院小傳に、「萬秋門院、瑣子、圓明寺關白女、母中納言典侍、中納言成俊女、乾元二年三月五日爲後二條尚侍、同日叙從三位、德治三年後八月十六日、爲尼、後二條御事、元應二年三月廿六日准三宮、同日院號、建武五年三月廿六日御事」とあるによれば、瑣子十六の時、弘安六年にて、後二條

殿の下の字姫  
に一本にて補  
ひつ本にせし  
おはせしかど  
改めつ本にて  
たがはれば一  
本にありはら  
れ子一に作  
項子等印本  
しと開ゆめり  
つ一本にて除  
契りこし一本  
と契りおきし

帝御降誕の前二年なれば、事實悞はず。さて廿六は、永仁元年、後二條帝九歳の御時にて、堀川の大<sup>即具守</sup>臣の家<sup>攝政</sup>に渡らせ給ひしほどに、よくかなへるをや。○基俊の大納言云々 この瑣子、始めは源基俊の思人にてありしをいふ。基俊は、具守の弟なり。○かの大納言のあづまくだり 一代要記に、「正應二年十月十日、征夷大將軍下向關東、御共公卿中納言基俊」とあり。○院にまゐり給ひしほどに云々 後宇多上皇の宮に入り、御寵幸をかうぶりしをいふ。さて大日本史に、この瑣子を、後二條帝の后妃の中に收めたるはいかにぞや。さるは、本書の趣の如くにて、殊に前に引ける女院小傳によるも、後二條帝の崩御をかなしみて、德治三年尼にはなられたれど、別に後二條帝の妃といふことを載せず。さて尼の後も、後宇多上皇の寵幸にあひて、元應二年には准后にもなされ、院號をも蒙りしなり。また年齢も、前にいへる如く、後二條帝よりは、十七歳も長じたる人にて、相應せず。後宇多上皇より少かきこと一歳なれば、かたぐ上皇の寵幸によりて、准后になされしこと、本書にいへるとあはせ考ふれば疑なし。○むかしおぼえて云々 次の後宇多上皇の御歌によりて考ふるに、瑣子の、いまだ基俊卿の思人たりしほどより、はやく寵幸し給へる事ありしにて、そのほどのことを、昔とはいへるならん。

○加階し給へる朝 除目に、位階を加へられ、昇進せし明朝をいふ。女院小傳によれば、この三月五日、尚侍に任じ、從三位に叙せられたり。○そのかみにの御歌 新後撰集に、「除目のあした、尚侍藤原瑣子朝臣に給はせける、太上天皇」とあり。一首の意は、その以前、しかく、と頼ませし約束を違へず、かく宮中に召し、加階させられたれば、この他すべての事も、そのかみいひ契れる時の世に立かへり、打とくる事ならむとの意なり。○契りこしの歌 同集に、「御返し、尚侍藤原瑣子朝臣」とあり。當時、互にかうくと契りし御心の、この末いかならむとも知られねども、只今度御恩を蒙れる事のみは、かの折の御詞に、變り給はぬならむ、いさや、この他の事はいかゝあらむとなり。



御祈祭印本に  
改めつた印  
一本にて補ひ  
つみならずし  
一本に皆おと

露霜かさなりて、ほどなく徳治二年にもなりぬ。遊義門院そこはかとなく御惱ときこえしかば、院のおぼしさをわぐ事かぎりなし。よろづに御祈祭祓との、しりしかど、かひなき御事にて、いとあさましくあへなし。院も、それゆる御ぐしおろして、ひたぶるに聖にぞならせ給ひぬる。そのほどさまぐのあはれ、思ひやるべし。悲しき事どもおほかりしかど、みなもらしつ。

歸りさまに  
とかり

○露霜かさなりて 月日の過ぎゆくをいふ。○そこはかとなく 何といふ事もなくてなり。○御祈祭祓 例の諸寺諸社、および陰陽師巫女などにおほせて、祈禱せられしをいふ。○あへなし かひのなき意。女院小傳に、「遊義門院、始子、後字多后、後二條准母、後深草一女、母實氏公二女東二條院、文永七年月日誕生、永仁二年六月卅日入ニ上皇宮、徳治二年七月廿四日御事入」とあり。さてその御惱のさまは、續史愚抄に、「徳治二年七月二十二日甲申、遊義門院自昨有御惱、二十四日丙戌、御惱増氣、因今夜爲一院御代官、被立中務卿尊治親王於石清水宮、其後俄一院遊義門院、幸ニ西郊、次女院崩、因今夜爲今御惱、御惱増氣、御惱増氣」とあり。○御ぐしおろして 一代要記に、「徳治二年丁未七月二十六日御落飾、法名金剛性、以三前大僧正禪助爲御戒師、年四十一」とあり。○ひたぶるの聖 ひたぶるは、ひたすらに一筋の意。さて一向に佛道に歸依して、高德の僧の如くおほしきとにて、花園院宸記、正中元年六月二十五日の條に、「中遇遊義門院之早世、一旦落飾入佛道、續有ニ後二條院之晏駕、彌厭俗塵、深歸釋家」とあり。○聖 高德の僧をいふ。既に註せり。○そのほど云々 院の御出家につき、宮々御方々などの、かなしみ奉れるよしなり。

明くる年の春、八幡の御幸の御歸りさまに、東寺に三七日おはしまして、御灌頂の御加行

おろし下給ひ  
補ひつた印  
一本にて補ひ  
つみならずし  
一本に皆おと

とぞ聞ゆる、仁和寺の禪助僧正を御師範にて、かの寛平のむかしをやおぼすらむ。密宗をぞ學せさせ給ひける。六月には、龜山殿にて、御如法經か、せ給ふ。御ぐしおろし給ひて後は、大方、女房はつかうまつらず。男、番において御臺などもまゐらせ、よろづにつかうまつる。いつも御持齋にておはします。いとありがたき善智識にてぞ、故女院はおはしましける。嗟峨の今林殿にて、御佛事なども、日々に怠らずせさせ給ふ。この今林は、北山の准后のおはせし跡なり。遊義門院の御ぐしにて、梵字ぬはせ給へり。かの御手のうらに、法華經一字三禮に書かせ給ひて、攝取院にて供養せらる。大覺寺の覺守僧正御導師なり。故女院の御骨も、今林に法華堂建てられて、おき奉らせ給へれば、月ごとの廿四日には、かならず御幸ありけり。おぼし入りたる程いみじかりき。

○明る年 徳治三年なり。○八幡御幸の御歸りさま 石清水八幡宮へ御幸ありし御歸りがけになり。○東寺教王護國寺と稱す。京城朱雀大路の東九條にあり。今下京區九條町なり。○三七日 二十一日間參籠せられしをいふ。○御灌頂 内野の雪の卷(一六〇)に註せり。さて續史愚抄に、「徳治三年正月四日甲子、法皇此日幸石清水宮、今夜爲御逗留、五日乙丑、法皇自八幡直幸東寺、至來二十八日、可有御參籠、二十六日丙戌、法皇被遂御灌頂於東寺、先御于灌頂院、王卿中務卿尊治親王、右大將已下三人、殿上人藏人頭治部卿仲親朝臣、已下十五人供奉、次於西院道場、有御灌頂、大阿闍梨長者前大僧正禪助、教授無品性融法親王、勅使藏人左少辨光忠參向、今夜法皇入御内道場、向曉有後夜御入堂、已上奉行院司權右中辨隆長朝臣、廿七日丁亥、法



皇御灌頂後朝、廿八日戊子、法皇自東寺還幸<sup>（一）</sup>とあり。○加行 大乘五位の中なる加行位にて、華嚴經隨疏演義抄に、「二、加行位、謂四加行位菩薩、由得福智資糧、加功用行、而入見道住、眞如性、是名加行位」と見え、眞宗法要典據に、「向滿四善根位なり。四善根は、轉頂忍世第一法なり云々、加行は、加功修行するなり」など見えて、御灌頂の加行とは、御灌頂をうけ給ふ前数日の間、その儀につきて、功を加へ勤行あらせらる、事なり。○禪助僧正 内大臣源通成の子なり。○御師範 灌頂加行のことを教ふる師僧とせられしをいふ。○寛平の昔云々 おぼすらむは、宇多天皇の事を思召しならはせられてかの意。神皇正統記宇多天皇の條に、「弘法大師四代の弟子、益信を御師にて、東寺にして灌頂させ給云々。弘法の流れを宗とせさせ給ひければ、その御法流、今にたえず仁和寺に傳へ侍る」とありて、上に引ける花園院宸記の續に、「習律義、學密宗、以西郊大覺寺、有栖霞之仙居、擬寬平法皇座、仁和寺、徳治中對前大僧正禪助、度祕密灌頂以來、密宗之高徳少比肩者、二品親王、道意僧正以下受法皇之密灌頂者多矣」と見えたり。○密宗 眞言宗をいふ。○學せられ 學習修行せられたるをいふ。○龜山殿 おりるる雲の卷（二二六）にあり。○如法經 山のみち葉の卷（二四四）に註せり。○男 侍臣をいふ。○番におりて 當番を定めてなり。○女房をつかはせ給はねば、侍臣結番し、臺所に下りて、供御の臺盤など奉り、その他の御用をも、仕うまつりたりとなり。○御持齋 齋法をたもたせ給ふこと。齋はトキとて、僧侶は正午を過ぎて食をとらざるをいふ。もしその時を違ふる時は非時といふなり。釋氏要覽に、「起世因本經云、烏脯沙陀、隋言増長、謂受持齋法、増長善根、故以過中不食名齋」また、「齋正時、毗羅三昧經云、佛爲法慧菩薩、說四食時、一日一時爲天食、二午時爲法食時、佛斷六趣因、令同三世佛、故、制日午爲法食正時也。僧祇律云、午時日影過一髮、卽是非時」と見えたり。○善智識 一心を歡樂に導くものをいふ。あすか川の卷（三二一）にくはしく註せり。故遊義門院のために、かく御出家せさせ給へるのみならず、よく御戒を持たせ、御勤行あらせらる、ことなれば、女院こそ、法皇にとりては、ありがたき善智識なれと

り。○嵯峨の今林殿 次にあるが如く、これ准后藤貞子の第なり。卽、關太曆に、「建治三年十月十四日、幸准后嵯峨第」また、「帝王編年記に、「藤貞子、鑑尼大納言隆衡卿女、大宮女院母、帝并春宮外祖母、號今林准后」と見えたる處にて、山城名勝志に、「在清涼寺東二町許、大覺寺東南、今大聖寺宮御領也、此地嵯峨大指圖、有蓮花清淨寺」とあり。○北山の准后 西園寺太政大臣實氏公の室貞子にて、大宮院、東二條院等の御母也。○御ぐしにて云々 御髮の毛筋をもて、梵字を縫ひたるなり。○梵字 印度の文字をいふ。書言字考に、「本名悉曇章、西域所用點畫、波羅質摩天所作、詳名義集」とあり。○かの御手のうらに云々 法皇の御手のひらに、一字に三禮しつ、法華經の文を書き給へるなり。○一字三禮 文字一つを書くごとに、三たび三寶に禮拜するをいふ。○攝取院 今林殿のうちにあるにや。今詳ならず。○月ごとの廿四日 卽、女院の御忌日なり。○おぼし入りたる 思ひ入りて、一心に、女院の後世をとらひ奉るをいふ。

かくて八月のはじめつかたより、内のうへ例ならずおはしますとて、さまざまの御修法、五壇、藥師、愛染いろくの祕法ども、諸社の奉幣神馬、何かとの、しりさわぎつれど、むげにふかくにならせ給ひて、廿三日御氣色かはるとて、世のひびきいはむ方なく、馬車はしりちがひ、所もなきまで人々は参りこみたれど、いとかひなく、廿五日子の時ばかりにはてさせ給ひぬ。火の消えぬるさまにて、かきくれたる雲のうへのけしき、いはずともおしはかられなむ。まことや、中宮は、徳大寺の公孝のおほき大臣の御女ぞかし。めづらしくかの御家に、かゝる事のいたくなかりつるに、御おぼえもめてたくて候ひ給へるに、あさましともいはむ方なし。廿八日にまかして給ふ。

はてしなく  
に崩れ  
とあり  
雲の上  
字のま  
やまへ  
補へり  
おほき  
本にほ  
三本に  
あめづ  
あかの  
本のの  
め本の  
つにの  
改より



○八月のはじめつつかたより云々 續史愚抄に、「八月廿一日丁未、自當月上旬、主上有御惱、而御増氣間、被始行五壇法於宮中、中壇阿闍梨無品順助法親王、(聖護院)奉行藏人左衛門權佐光經、廿三日己酉、爲御惱御祈、被行藥師法、愛染王法等、廿四日庚戌、依御藥事、被發遣八社奉幣使」と見えたり。○五壇云々 内野の雪の卷(一五〇)にあり。○藥師法 同上。○愛染王法 既に内野の雪の卷(一三五)及びあすか川の卷(二〇三)に註せり。○諸社の奉幣神馬 御祈禱の爲に、諸社に幣帛を奉り、神馬を獻せらる、をいふ。○むげにふかくに云々 一向に、不覺にのみなりまさりての意。○むげ 全くひたすらにの意。○ふかく 不覺にて、心みだれて、たしかならぬをいふ。○御氣色かはる 御病勢にはかに革りて、危篤におはしますをいふ。○所もなきまで云 公卿以下、あまた参内して、候する場所もなきまで、混雜するたりとなり。○子の時ばかり 今の午後十二時ごろをいふ。○はてさせ給ひぬ 崩御ありしをいふ。一代要記に、「後二條天皇、徳治三年八月二十五日崩、年二十四、自二條高倉御所、奉渡北白川殿」とあり。○火の消えぬるさま 間夜に燈火の消えたる如くにての意。○かきくれたる云々 禁中も間夜のやうなるさまとなり。○いはすとも云々 今更申さずとも、皆人推量せらるべしと也。○中宮は云々 女院小傳に、「長樂門院、祈子、後二條后、大相國公孝女、母内大臣公親女從三位喜子、正安四年八月二十二日入内、先之叙從三位、同二十八日爲女御、嘉元元年九月二十四日爲中宮」とあり。○めづらしくかの家に云々 徳大寺家より上りて、中宮となられしが、めづらかなるをいふ。○まかで給ふ 内裏より、里亭へ退出せられしをいふ。

給へるも一本  
と給ひけるも

先帝の御わざのさたあり。院號ありて、後二條院とぞきこゆる。堀川右大将具守御車よせらる。心のうちいかばかりかおはしけむ。大将になり給へるも、この御門の西華門院むつまじうも仕う奉り給へるに、いとほしき御事なり。御素服を着給はざりしをぞ、思はずなる事に、世の人もいひさたしける。内侍のかむの君もさまかはり給ふ。中宮も院號ありて、長樂門院ときこゆ。よろづ哀なる事のみ書きつくしがたし。

○御わざ 御葬儀のとり定めなり。○御車よせらる 御棺を載せ奉る料の御車なり。○心のうち云々 この具守大将は、後二條院の外祖父なればなり。○大将になり給へるも云々 一代要記に、「右大将源具守、嘉元四年四月十四日任」とあり。さて大将に任せられしも、後二條院、御母后西華門院を思ひ奉り給へる故に、その御父なれば、任せられしなりとの意なり。むつまじうもの文の續きわろし。この處諸本かくの如くなれど、詞たらぬ心ちす。恐らくは脱文あるべし。○いとほしき事 後二條院の崩御は、大将には誠に氣の毒なる事となり。○西華門院 女院小傳に、「西華門院源基子、後宇多妃、後二條母、内大臣具守一女、父太相國基爲子、母從三位平親繼女、徳治三年八月廿六日爲尼、清淨法、依後二條御事也」とあり。院號を蒙りしは、延慶元年十二月なり。○御素服 黒布の喪服をいふ。つけの小櫛の卷(四七七)に註せり。○思はずなる 思ひかけざることの意。具守の喪服を着けざりしを、世に非難せられたりと也。○いひさたしける 評判し噂したりとなり。○内侍のかむの君 上(四八六)に、女院小傳を引きていへり。○中宮も云々 女院小傳に、「長樂門院、徳治三年閏八月二日爲尼、眞實覺、延慶三年十二月十九日院號」とあり。○さまかはり給 落飾せられたるをいふ。

春宮は正親町殿へ行啓なりて、劔璽わたさる。八月廿五日踐祚なり。十二にぞならせ給ふ。夢のうちの心地しつゝも、ほどなくすぎうつる御日數さへはてぬれば、盡せぬあはれさむる世なけれど、人々もおのがちりぐくなる程、今一しほたへがたげなり。持明院殿に

廿六日印本に  
廿五日とあり  
一本にて改め



遊義門院の御  
事印本に御の  
字補ひつ本に  
帥の中務のみ  
にあり印本今  
と改めつ本今  
程

は、いつしかめてたき事どものみぞ聞ゆる。大覺寺殿には、遊義門院の御事にうちそへて、御涙のひる世なくおぼさるべし。帥のみこの御事を、あづまへの給ひ遣したる。相違なしとて、九月十九日立太子の節會ありて、坊に居給ひぬ。今はと世をとぢむる心ちしつる人、少しなぐさみぬべし。

○正親町殿 既に見えたり。○劍璽 前にいへり。○踐祚 一代要記に、「當帝、(花園)延慶元年八月二十六日受禪、時年十二、同十六日、庚子、即位於太政官廳」とあり。○夢のうちの心ち云々 後二條崩御の後、夢路をたどる心ちしつ、月日も程なく過ぎゆくとなり。○御日數 例の中陰の程をいふ。○さむる世なけれど かぎりなきあはれさは、いつまで程とも、やみさむる時あらざれどの意なり。○おのがちりぐ 各自別れくになること。○持明院殿には云々 花園帝踐祚にうち續きて、御即位、大嘗會など、何くれと、めでたき事のみ行はれしをいふ。○大覺寺殿には云々 遊義門院崩御の事、上に見えたる如く、それに打添へて、こたび又、後二院條崩御あらせられし御かなしみに、御涙のひる時もなしと也。○帥のみこの御事を云々 太宰帥中務卿二品尊治親王を、儲君にす給ふべき旨を、關東へ示されしに、御定の如くあるべしと、鎌倉より奏せられたりとなり。これ即、後醍醐天皇なり。○立太子の節會 續史愚抄に、「延慶元年八月十九日甲辰、三品中務卿尊治親王、即年廿一日册爲皇太子、節會、有宮司除目」とあり。○今は世をとぢむる云々 後二條院崩御になりて、人々かきくらし、大覺寺殿の御世もこれやとぢめならんと、思ふばかりなりしに、帥宮皇太子に定まり給へるにより、世の中少しくおちるて、これまでのうさを慰むとなり。

その年十月大なりつるを、保元の例とかやとて、十一月朔日に宣下せられたり。あたらし

十月の二下一本

大なりつるを、保元の例とかやとて、十一月朔日に宣下せられたり。あたらし

き御代にあたりて、月日さへあらたまりにけり。十一月十六日御即位あり。攝政は後照念院殿、今日は御悅申ありて、やがて行幸にまゐり給ふ。あるべきかぎりの事ども、ふるきにかはらて、めてたく過ぎゆきぬ。延慶二年十月廿一日御禊、おなじ廿四日大嘗會、應長元年正月三日御年十五にて御冠したまふ。御諱富仁ときこゆ。ひきいれには殿、理髮家平つかうまつり給ふ。南殿の儀式はて、御よそひ改めて、更にいてさせ給ふ。清涼殿にて御あそびはじめ。攝政殿筆、右大將公顯琵琶、土御門、大納言冬時笙、和琴大炊、御門、中納言冬氏、笛は西園寺、中納言兼季、別當季衡笙の笛吹き給ひけり。筆策公守、朝臣、拍子有時、めてたくさまく、おもしろくて明けぬ。五日には後宴とて、今すこしなづかしうおもしろき事どもありき。この御門をば、新院の御子になし奉らせ給ひてしかば、朝觀の行幸の御拜なども、この御前にてぞありける。廣義門院も、おなじく國母の御心ちにて、よろづめてたかりき。

○十月大なりつるを云々 德治三年十月は、もと大の月なれど、小に改めて、その晦日なる十月三十日をば、十一月朔日とすべきよし、宣下せられたりとなり。そは續史愚抄に、「十一月一日乙酉、今年雖爲朔旦冬至、有議兼有改曆、大嘗會退朔、因無旬賀表奏、保元例也」とあり。保元の例とは、百練抄に、「保元元年十月十八日、諸卿定申朔旦曆論事云々、廿六日、以十月卅日戊辰、爲十一月朔、以冬至置二日、兼又除十二月卅日丁卯、以廿九日丙寅、可爲晦日、宣下事」とあるをいふ。さて、そのゆゑよしは詳ならねど、當時、朔旦冬至は、めでた



き祥瑞として、百官賀表を奏するならばはしなるを、保元元年には、七月二日鳥羽法皇崩じ、やがて兵亂起りて、災禍うちつきたれば、改曆の議おこりて、冬至にあたる十一月朔日をば、わざと二日とせられし也。この徳治三年も、並義門院、後二條院うちつきたり崩御ありしかば、かの例により給へるなるべし。○宣下 宣旨を下さる、こと。○御即位 花園院御即位記に、「十一月十六日、天皇御即位也」とあり。○攝政 御幼帝なれば攝政を置かれし也。一代要記に、「攝政左大臣從一位師教、延慶元年十一月九日止之、左大臣從一位冬平、同日爲攝政氏長者」とあり。○御悅申 拜賀をいふ。新島守(六二)及び北野の雪の卷(二二七)に註せり。こは、花園院御即位記に、「及午刻殿下御參内云々、於殿上前御拜賀」とあり。○やがて行幸に 御即位によりて、太政官廳に行幸あらせらる、に、攝政は御拜賀より直様供奉せられたるをいふ。○あるべきかぎりの事ども 御即位の儀式ども、皆代々の先例によらせ給へるをいふ。○南殿の儀式はて、云々 元服の儀、當日、天皇紫宸殿に御して、まづ御髪を理め奉り、太政大臣加冠し奉り、さて天皇後殿に御して、朝服に改め給ひて、再び玉座に出御し、太政大臣壽詞を奏し、畢りて天皇又後殿に御し、更に出御し、群臣拜舞すとあり。○御よそひあらためて 上にいへる如く、御裝束を更め着る儀なり。委しくは新儀式を見るべし。尙、此時の様は、繼應記に、「延慶四年正月三日、今日天皇御元服日也、皇居二條殿、未刻事始、天齡十五歲、加冠攝政太政大臣冬平公、理髮左大臣家重、能冠内藏頭俊定朝臣」と見え、花園院宸記に、「次又出清涼殿書御座一如恒云々、次召御遊具、攝政、權大納言通重室、季衛室、右大將比呂上、兼季衛室副實館也、拍子有時朝臣、無付歌」とあり。○ふしみといふ名物 拾芥抄に、「名物、筆、臥見」とあり。○土御門大納言冬時 公卿補任にさる人名見えず。こは源通重の誤ならむ。○きささぎる 拾芥抄に「筆、大紺氣繪」とあり。續教訓抄に、「大キサダエハ、下ニハ人形ノ一寸許リナルヲ刻ミタリ。其上ニハ鳳凰ヲゾギザミタル。物ノ形ヲバ、竹ヲノコシ、其外ヲバ、竹ノ皮ヲキサゲトリタルナリ。帶ヨリ下ハ、黒クテ、帶ヨリ上ハ、新シキヤウナリ。吹ハ手ヨリ飛テツル

專ゆふの下に  
りて補ひつ

今だにと云々  
印本今だに  
そきたらせ  
りあり一本

ルヤウニテ、竹ノ末ノ、ハラケタト、ハタラクヤウナルナリ」とあり。小紺氣繪も、同書に、「二條殿ノ小紺氣繪ハ、只刀ノサキニテ、カキタルトイヘリ云々、而ニ保延四年三月廿四日、土御門内裏ノ焼亡ニ燒亡畢」とあれば、こは、大紺氣繪のかたをいへるなるべし。○後宴云々 天皇御元服和抄に、「後宴とは、御元服のうちに宴會行はれて、群臣に酒祿を給ふ儀なり」と見えたり。この日、上壽とて、祝詞を奏するなり。なほその儀どもは、江次第、及び諸家の記録に詳なり。○新院の御子になし奉らせ云々 伏見院の第二皇子におはしませど、後伏見院の御猶子とせられし故、朝觀の行幸なども、御父のさまにて、新院にぞ御拜はせられたるとなり。○朝觀の行幸の御拜 あすか川の卷(三二七)に註せり。○廣義門院も云々 女院小傳に、「顯親門院、花園母、廣義門院、藤季子、後伏見后、花園准母」とあれば、まことの御母は、顯親門院におはしませど、この廣義門院を、准母にせられたるにて、即、國母の御心ちにてといへるなり。一代要記に、廣義門院を、まことの御母の如くに記せるは、誤なること、つけの小櫛の卷(四六七)にもいへり。○國母 天子の御母をいふ。おりるる雲の卷(二二〇)に出でたり。

院のうへ、さばかり和歌の道に御名たかく、いみじくおはしませば、いかばかりかとおぼされしかども、正應に、撰者どもの事ゆるゑに煩どもありて、撰集もなかりしかば、いとゞ口をしうおぼされて、

我が世にはあつめぬ和歌の浦千鳥むなしき名をや跡に残さむ

など、よませおはしましたりしを、今だにと、急ぎた、せ給ひて、爲兼の大納言うけたまはりて、萬葉よりこなたの歌ども集められき。正和元年三月廿八日奏せらる、玉葉集とぞいふなる。



○院のうへ云々 伏見院、殊に和歌の名匠にて、御高名におはしましたればとなり。この事、他の書には見えぬど、續古今集以下の勅撰集に、御製あまた入れられ、東野州聞書に引ける勅撰目錄に、「玉葉集は、大略上皇所<sub>レ</sub>令撰書<sub>二</sub>給<sub>一</sub>也」とあるにてしるべし。はた御百首一卷、及び金玉歌合とて、爲兼卿と共によませ給へる六十番の歌合など、今も世に残れり。○いかばかりかと云々 かく歌仙におはしませば、いかばかりか、めでたき撰集をものし給はんと、思されしにと也。○正應に撰者ども云々撰者は、救命を承りて和歌の集を撰び集むる人をいふ。伏見院御記に、「正應六年八月廿七日晴、今日可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>撰集之間事<sub>一</sub>、爲<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>合前藤大納言<sub>一</sub>、權中納言<sub>一</sub>、二條宰相<sub>一</sub>、九條二位等<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>召也、雅有卿依<sub>二</sub>所勞<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>參、自餘三人所<sub>レ</sub>參也、以<sub>二</sub>右大將<sub>一</sub>、條々問答、一々被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>、月事、八九十月可<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>何哉云々、一、以<sub>二</sub>御教書<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>、賦云々、一、時代、自<sub>二</sub>何比<sub>一</sub>歌可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>撰載<sub>一</sub>哉、藤大納言申云、續古今沙汰之時、民部卿入道有<sub>二</sub>申旨<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>之故大納言入道續拾遺之時、撰<sub>二</sub>中古以來之歌<sub>一</sub>了、於<sub>二</sub>所存<sub>一</sub>者同前、上古歌、代々集被<sub>レ</sub>撰殘、爲<sub>二</sub>下品物<sub>一</sub>賦云々、爲兼卿申云、近日專被<sub>レ</sub>慕<sub>二</sub>古風<sub>一</sub>、尤可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>撰<sub>二</sub>上古以來<sub>一</sub>賦、隆傳卿申云同<sub>レ</sub>之、一、被<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>百首歌<sub>一</sub>之事、近來定事也、此事撰集被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>以前賦<sub>一</sub>、以後賦、各申云、前後依<sub>レ</sub>時不同也云々、以<sub>二</sub>右大將<sub>一</sub>重仰云、度々佳例各別月也、今月可<sub>レ</sub>宜、又上古歌被<sub>レ</sub>棄之條、尤無念、今度可<sub>レ</sub>撰載、今日即爲<sub>二</sub>吉日之間<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>俊光<sub>一</sub>仰<sub>レ</sub>之、論旨案右大將持參、蒙<sub>二</sub>論言<sub>一</sub>、稱、萬葉集之外、不<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>代々集<sub>一</sub>之上古以來和歌、宜<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>撰進<sub>一</sub>給<sub>二</sub>者<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>此之由<sub>一</sub>仰了、仰<sub>二</sub>撰者四人<sub>一</sub>、撰者有<sub>二</sub>隆傳卿<sub>一</sub>、藤大納言、藤原朝臣、藤原朝臣云々とか、せ給へれば、この時撰集の勅ありしを、幾ばくもなくして、爲兼卿は謀反のきこえありとて、關東よりの沙汰にて、佐渡へ流され、御門も、やがて讓位なりしかば、さてやみにしを、本書に撰者の事故云々といへるなるべし。されど遂に、玉葉を撰ばれしも、この正應の時の勅旨のごとく、爲兼の意見を採用せられて、上古よりの歌を撰ばれし事、次の文に見えたり。○わが世にはの御歌 新後撰集に、「三十首歌めされしついでに、浦千鳥、院御製」とあり。上句は撰集をし給はざりしをいひ、下句は、この道の名の後世に残らぬを、惜み給へる意にて、わが御治世の間には、撰集といふ事なけ

この爲兼の大納言は印本に

納言は大納言の四

前藤大納言一本に藤の字なし

爲家

爲氏

爲世

爲教

爲兼

爲相

この爲兼の大納言は、爲氏の大納言の弟に、爲教、右兵衛、督といひしが子なり。かぎりなき院の御おぼえの人にて、かく撰者にもさだまりにけり。そねむ人々おほかりしかど、さはらむやは、この院のうへ、好みよませ給ふ御歌のすがたは、前藤大納言爲世の心地にはかはりてなむありける。御手もいとめてたく、むかしの行成大納言にもまさり給へるなど、時の人申しけり。やさしうも強うも、書かせおはしましけるとかや。

○御おぼえの人 おぼえある人の意にて、御寵任ありしをいふ。○撰者に云々 この玉葉集の撰者を命ぜられたりとなり。○そねむ人々 冷泉家の一流、爲世卿などなるべし。延慶兩卿訴陳狀に、爲兼は庶流にして、刑餘の人なれば、撰集にあづかるべからざるよしなど、いへるを見て知るべし。○さはらむやは 人々いかにそねむとも、更にそれに故障を生ずべきにあらずとにて、思ふまゝに、撰集を終へたる意をふくめたるなり。○院のうへこのませ給ふ云々 歌のすがたは、和歌の作風をいふ。この時、俊成卿の末三つに分れて、二條、冷泉と、毘沙







とあり。○御籠 社殿に参籠すること。○をかきさまの云々 次の歌の贈答など、風流にありしをいふべし。○うちしほたれつ、院の御出家の事をなげきて、涙を流さる、をいふ。○つごもりがた 新撰字鏡に、「晦、豆支己毛利」とあり。二十日以後をいふ。○長月やの御歌 つごもりがたとはいへど、なほ世は長月の秋なれば、木の葉もつれなくて、枝をはなれず、時雨もふらぬほどなるに、この世の名残を惜む袖の、紅葉の如く、涙に色のかはりもせむかとなり。袖の色とは、紅の涙をぬぐふよしなり。さて長月やのやは、のといはむが如し。○我が身こそ御歌 わが身は、思ひのまゝに、出家をとけて、この世の外になり、俗の身とはかはりゆくとも、なほくれていぬる秋の名残を惜む心は、いつもありし世とかはることなしとなり。あらずなるは、もとの身にかはり給ふよしなり。○人々もさと云々 上の二首の御歌の詞によりてかけるにて、さぶらふ人たちも、その御歌によりて、いよく御出家の御志、堅固なるよしをうけ給はり、にはかに涙の時雨の、さとふりわたる袖の上は、秋を今日かぎりと思ひ、名残を惜むよりも、堪へがたくなしとの意なり。○大納言爲子 印本分註に、「撰者のはらからなり」とあり。撰者とは、上(五二四)に「撰者にも定まりにけり」とあるによりたるにて、爲兼をさせるにや。爲兼の妹に、従二位爲子といへるが有りて、尊卑分脈には、大納言の呼名をのせざれど、蓋しこの人なるべし。但し、爲世の女にも大納言爲子といへるがあれど、後二條院の女房なれば別人ならん。○一すぢにの歌 院の思ひいり給ひて、御出家せさせ給ふ御名残は、今更いかにをしみ奉るとも、却りて御出家のさまたげとこそなれ、かひなき事なり。且は、兩方かけて、名残を惜む苦しさにてへねば、その御出家の御名残は、思ひそへずして、たゞ一筋に、くれゆく秋のわかれを、惜むこと、せまほしといへるにて、却りて院の御出家を、深く惜み奉れるよしなり。あらぬ名残とは、即、伏見院の御出家の御名残をいへり。○また誰にか こもさぶらふ女房の中なるべし。○いかにしたひの歌 ゆく秋ごとに、惜まぬはなけれど、年々の秋にはまさりて、一しほをしき今年の秋の名残を、いかに慕ひ、いかに惜まば、このくれゆく秋も、しばしとゞまらむかとなり。下旬、今

御心印本に御  
の字なし一  
つによりて補ひ

事の下は字  
本になし一  
つによりて補ひ

年は、伏見院の御出家の名残の、わけてをしきよしをそへて、年々の秋にはまさるといへり。○伏見殿へ云々 伏見院御幸記に、「正和二年十月十五日、今日上皇御幸伏見殿、明後日可被遣出家之故也」と見えて、供奉のさまを詳記し、欄塵記にも、「申刻御幸、人々折花」とあり。○かぎりのたびと云々 やがて出家せさせ給ふべければ、これぞ世にあるかぎりの御幸と思して、一しほよそほひつころはせ給へりとなり。○庇の御車 和名抄に、「長簷車、俗云庇刺車、是乎」とあり。さて院御出家の事は、一代要記に、「伏見天皇、正和二年十月十七日御出家、法名素融」とあり。

世の政なども、新院に譲り奉らせたまひにしかば、御心しづかにのみおぼされて、伏見殿がちののみぞおはしまし、程に、そこはかとなく御惱月日へて、文保元年九月三日かくれさせ給ひにき。伏見院と申しき。御母玄輝門院、永福門院などの御歎思ひやるべし。御門は御輕服の儀なれば、天下も色かはらず。この院、姫君あまたおはしまし、かど、院號は章義門院、延明門院ばかりにておはします。二條富小路のむかしの院のあとに、あづまより造りて奉る内裏、この頃、御わたましありしなど、いとくおもしろかりき。近き事は、皆人々御らむせしかば、なか／＼にてとゞめつ。

○世の政など云々 院中の御政務を、後伏見院に譲り奉り、すべての事をすてさせ給へるによりて、御閑適におはします故に、常に伏見殿のかたにのみ、引籠りおはしましたりとなり。花園院宸記に、「正和二年十月十四日今日新院始聞食政事」云々と見え、公卿補任、皇年代略記等にも見えたり。○かくれさせ給ひにき 伏見上皇御中陰記に、「文保元年九月三日寅刻、法皇有御事、自昨日御體御危急、終以及珍事云々候、仍念參仙洞、持







ば、後宇多院遺告に、「暨于元亨元年、起金堂營造宇智院、爲給老之地、入佛家行密法、送十餘回涼燠」とか、せ給へり。○密教 眞言宗をいふ。既に註せり。○神さび 神々しく物寂しき意。○引きかへ云々 かく後宇多法皇は、大覺寺にて、心しづかに、密教の奥がを學びきはめさせ給ひて、道心の外、他事なくおはせしに、こたびは、それに引きかへて、再び事しけき政務をきこしめし給ふによりて、おのづから、佛道の修行も怠りがちにならせ給へば、事わづらはしく、厭はしと思しめすと云なり。○行 佛道の修行。○けたいし 懈怠なり。○むづかしく 煩しく厭はしき意。

三月廿九日御即位なり。行幸の當日に、左大將内經、花山院、右大將家定、行列を争ひて、隨身どもわ、しくの、しれば、御輿をおさへて、職事そうしくだしなどすめり。左大將の御父君は、内實のおとと聞えし、嘉元の頃、俄にかくれ給ひにしかば、せうろくもしあへ給はざりしにより、今はたゞ人にてこそいますべければとて、かく争ふとぞ聞えし、

○行幸 御即位あるべきによりて、その以前、太政官廳に行幸あるをいふ。歴代皇紀に、「文保二年三月廿九日、即三位太政官廳」とあり。太政官廳の事は、草枕の卷(三三九)に註せり。○行列を争ひて この二人、共に權大納言にて、家定一藤、内經二藤なれば、大納言にては、家定上首なれど、近衛にては、右大將なれば、内經の下に在るべければ、互に班次を争ひしなり。○わ、しくの、しる やかましく騒ぐをいふ。○御輿をおさへて 天皇の御輿をとめて、藏人そのよしを奏して、御裁可あるをいふ。○職事 藏人の稱なり。職原抄藏人所の條に、「四位侍臣中、殊撰其人爲頭、五位中又撰補三人、六位中又撰補四人、謂之職事云々、凡殿上事、頭以下職事所奉行也」とあり。○嘉元の頃云々 一條内實公は、内大臣正二位にて、嘉元二年十二月十七日薨す。時に年廿

九。○ぞうろく 攝關にて、攝政關白をいふ。しあへ給はざりしとは、早世せしかば、攝關の職まで昇進を遂げざりしとなり。○たゞ人にて云々 たゞ人は、攝關に對して、常人をいふ。この内經卿は、一條家の人なれど、父内實、攝關ならざりしかば、執柄家の人のやうにはあらで、勢なくおはしませば、かく班次を争ふなりとの意。

十月二十七日大嘗會、清暑堂の御神樂の拍子のために、綾小路の宰相有時といふ人、大内へまわり侍るとて、車よりおりられけるほどに、いとすくよかなるゐなか侍めくもの、太刀を抜きてはしりよるまゝに、あやなくうちてけり。さばかり立ちこみたる人の中にて、いとめづらかにあさまし。さて拍子俄にこと人うけたまはる。大事どもはて、後、尋ねきたあるほどに、かい川の三位顯香といふ人の、この拍子をいどみて、我こそつとむべけれと思ひければ、かゝる事をさせせけり。道にすけるほどはやさしけれども、いとむくつけし。さてかの三位はながされぬ。かくて今年はくれぬ。

○十月廿七日大嘗會云々 廿七日の下、「御禊十一月廿二日」の八字を脱せるなるべし。公卿補任に、「文保二年十月廿七日甲寅、御禊、十一月廿二日己卯、大嘗會」と見えたり。○清暑堂の御神樂 大嘗會巳の日の節會の後行はる、儀なり。○清暑堂 八省院十二堂の一なり。後世大極殿荒廢し、官廳に行はる、時は、渡廊を以てその所とす。しかれども、なほ、清暑堂の御神樂といへるよし、代始和抄に見えたり。○御神樂 草枕の卷(三三〇)に出でたり。○拍子のために 神樂を奏する拍子をとる爲になり。拍子の事、内野の雪(一五八)に出でたり。○大内 大内裏をいふ。○すくよか 剛健なる意。無骨に逞しきをいふ。○ゐなか侍 田舎より上りたる武士ら

まをり侍るとて、車よりおりられけるほどに、いとすくよかなるゐなか侍めくもの、太刀を抜きてはしりよるまゝに、あやなくうちてけり。さばかり立ちこみたる人の中にて、いとめづらかにあさまし。さて拍子俄にこと人うけたまはる。大事どもはて、後、尋ねきたあるほどに、かい川の三位顯香といふ人の、この拍子をいどみて、我こそつとむべけれと思ひければ、かゝる事をさせせけり。道にすけるほどはやさしけれども、いとむくつけし。さてかの三位はながされぬ。かくて今年はくれぬ。

家定の家の字、印本に脱せり。公卿補任に、りども印本もつりあり一本もつり改めつよ



しき者。ゐなか、田井中の意にて、田舎村落をいふ。○あやなく、何の理もなく、有時卿を殺害せりとなり。さて、この事は、歴代皇紀に、「十一月廿四日、清暑堂神宴也、前参議源有時卿、爲取拍子、参宮司之處、於陣中討了、年廿八」とあり。○さばかり立ちこみたる、巳の日の節會、清暑堂の御神樂によりて、官人どもうちつどへるをいふ。○大事どもはて、大嘗會の儀竟りて後をいふ。○かい川の三位、紙屋川の三位顯香卿にて、從二位顯雄卿の男なり。○拍子をいどみて、拍子をとる役を争ひてとなり。○我こそ云々、自分こそこの役を勤仕すべくあれとてとなり。○か、る事、有時を害したる事。○道にすける云々、顯香卿の、藝道に嗜みふかく、熱心なるは感心すべき事なれど、それによりて、人命を害するなどいふは、おそろしく厭はしき事なりとなり。○やさし、優雅なる意。○むくつけし、氣味わるく恐しとなり。○かの三位はながされぬ。公卿補任に、「侍從從二位藤原顯香、元應三年月日出家、關東配流」とあり。○今年はくれぬ、文保二年もくれて、元應元年になれるをいふ。

櫻印本梅とし  
たり今一本に  
よりて改めつ

まことや、こたみの春宮には、後二條院の一の御子定り給ひぬれば、御門坊にておはしまし、時のまゝに、冷泉萬里小路殿の寢殿にうつりすませ給へるに、二月の頃、軒の櫻さかりにをかしき夕ばえを御覽じて、内に奉らせたまふ。かの花につけて、なれにけるはなは心やうつすらむおなじ軒端の春にあへども御返しは、南殿の櫻にさしかへたまふ。

花はげに思ひいづらむ春をへてあかね色香にそめしころを

○春宮には云々、歴代皇紀に、「邦良親王、後二條第一皇子、母参議宗親女、文保二年三月九日立坊、十

九」とあり。○二月の頃、上文歴代皇紀によれば、三月の誤ならんか。次に櫻の盛といへるを思ふべし。○夕ばえ、櫻花の、夕日の光に映えて、艶なる色に見ゆるをいふ。○かの花、軒端にさける櫻なり。○なれにけるの御歌、君が東宮におはしまし、御所なる、この冷泉萬里小路殿の軒端の櫻も、昔にかはらず、春にあひて咲きほへども、花はなほ、年久しくなれ奉りし君をしたひて、心をうつすならんとなり。さて春にあへどは、わが新に東宮にたち給へるをそへていへるなり。○花はけにの御製、後醍醐天皇の御製なり。さて、年久しく東宮の位にゐて、冷泉萬里小路殿の軒端の櫻のめでたく飽かぬ色香に、あまたの春を経て馴染めたる心を、のたまひおこらせる、如く、花は思ひ出るならむ。朕もまた、そのあかね色香を、なつかしくしたはしく思へば、今折り取りて贈りたまへるを、満足におぼしめすとの御意なり。

あはひ印本に  
あそびとあり  
一本に  
改めつ

おりの御門は、御兄の本院と、ひとつ持明院殿にすませ給ふ。もとより御子のよしにておはしませば、まいて、ひとつ院の内にて、いさゝかもへだてなく聞えさせ給ふ。いと思ふやうなる御ありさまなり。さるべき御中といへども、昔も今も、御腹などかはりぬるは、いかにぞや、そばくしき事もうちまじり、くせあるならひにこそあるを、この院の御あはひ、まめやかにおもほしかはしたる、いとありがたうめてたし。本院は、廣義門院の御腹の一の御子を、この度の坊にやおぼされしかど、ひき過ぎぬれば、いとはるけかるべき世にこそと、さうぐしくおぼさるべし。御歌合のついでなりしにや、

いろくくに都は春のときにあへどわがすむ山は花もひらけず



○持明院殿 老の浪の巻(三六四)に註せり。○御子のよしにて 花園上皇を、後伏見上皇の猶子とし給へる事にありたしと思ふ程の御有様の意。○へだてなく云々 隔意なく語らひおはすと云々。○思ふやうなる かくありたしと思ふ程の御有様の意。○さるべき御中 睦ましくあるべき管の間柄の意。○昔も今も云々 たとひ御兄弟といへども、昔も今も、御生母同じからぬは、御中らひ睦まじからず、いかにぞやあるさまにて、何となかどだちたる事も打まじり、ひがくしき事などあるが例なるをと也。さて、後伏見上皇は、經氏卿の女なる准后經子の御腹にて、花園上皇は、實顯公の女、顯親門院の御腹なり。○そはくしき 文選西都賦に、觚稜を、ソバノシクとよみ、廣韻に、「凡物有廉角者曰觚稜」とありて、かどだつ意。○くせある云々 くせは、曲にて正しからず、物に偏頗を生ずるが通例なりとなり。○この院の云々 御あはひ、御中をいふ。この兩上皇は、御生母かはらせ給へど、その御中らひは、眞實にうるはしく、おなじ思ひに、おもほしかはし給へるまごころは、いとめづらかにめでたしと也。○この度の坊には 後醍醐天皇の東宮には、この一の御子をす奉らんと思ひをかけ給ひしかど、邦良親王にさしこえられたればとなり。○はるけかるべき云々 この皇子の立場は、東宮邦良親王踐祚の後ならでは、かたがるべければ、それまでは、年月も久しく、いとまち遠く、もの心細くおぼさるべしとなり。○さうくしく 物さびしくの意。○いろくしの御歌 都の大覺寺殿方にては、後醍醐天皇は、位につかせ給ひ、邦良親王は坊にそなはり給ひて、めでたき事のみ多かるに、この持明院殿にては、いとものさびしく、花のひらくるこ、ちもせずとなり。わがすむ山は、持明院殿をいへり。

大覺寺殿には、ひきかへ、馬車の立ちこみたるを御覽じて、法皇よませたまひける、  
我すめばさびしくもなし山里も朝まつりごとおこたらずして

御らんじて印  
本給ひてとあり

今のうへは、はやうより、西園寺の入道おと、の末の御女、兼季の大納言のひとつ御腹にもものし給ふを、忍びてぬすみ御らんじて、わく方なき御おもひ、年にそへてやむごとくうおはしつれば、いつしか女御の宣旨などきこえしが、ほどもなく、やがて八月に后たちあれば、入道殿も、よはひのするに、いとかしこくめでたしとおぼす。

○ひきかへ云々 持明院殿とはひきかへて、大覺寺殿にては、法皇院政をとり給へば、都はなれたる嵯峨なれど、人々の伺候する馬車の、混雜するばかりに賑へりとなり。さて、本篇のはじめに、「法皇は都に出でさせ給ひて、世の中しろしめす」とあるを、これは、大覺寺殿にて、政をきこすめすおもむきなれば、前後矛盾して、疑はしく思はるれど、下の文に、「法皇は、や、もすれば、大覺寺殿にのみ籠らせおはします、人々世の中の事ども、奏しにまゐりつどふ」と見えて、時々、大覺寺殿にもかへり給ひし事あれば、しかいへり。○我すめばの御歌 この嵯峨の大覺寺は、都はなれたれど、おのれすまひすれば、あさまつりごともしけき、おこたりてはえあらず、官人ども、あまた馬車を並べてつどひつ、更にさびしき事もなしとなり。○あさまつりごと 續古事談に、「平城天皇の御時まで、朝政とて、主上南面に出御ありて、群臣百僚侍坐し、四方の訴人、内裏に參集して、机上の箱に入れしを、史、外記、辨、少納言など、これをよみて、群臣御前にて各評定して、勅定を下されし事あるよし見えたれど、こはたい、政務を怠り給はぬ意なるべし。○ひとつ御腹に云々 尊卑分脈に、嬪子は、家の女房の腹なるよし見えたり。○ぬすみ御らんじ 密に見給ひ召されてとなり。○わく方なき ならぶ方もなき御寵幸の意。○年にそへて 年を経るに随つての意。○女御の宣旨など云々 文保二年四月廿日、從三位に叙せられ、七月廿八日女御となりし事、女院小傳に見えたり。○八月に后たち云々 同書に、「元應元年八月七日爲中宮」とあり。○よはひのする 女御の父實兼は、この時七十一歳なれば、しかいへり。



北山にまかして給へる頃、行幸ありき。八月十五日の夜、名をえたる月も、殊に光をそへたり。所がらをりからおもしろく、めでたき事ども花やかなるに、御姉の永福門院より、今の後の御方へ、御消息聞えたまふ。

こよひしも雲井の月もひかりそふ秋のみ山をおもひこそやれ  
御返しは、「まろ聞えむ」とのたまはせて、内のうへ、

むかし見し秋のみやまの月かげをおもひいててや思ひやるらむ

御門のおなじ御腹の前、齋宮も、皇后宮にた、せたまふ。御母准后も、院號ありて、談天門院とぞきこゆめる。よろづ花やかに、めでたき事どもしげうきこゆ。

○北山に云々 北山は、西園寺にて、實兼の第なれば、中宮御退出あるなり。○行幸あり 續史愚抄に、「元應元年八月十三日乙丑、主上行幸北山第二、入道朝太政大臣實兼、暫可爲御所云々、十六日戊辰、自北山殿還御於宮中」とあり。○名を得たる月 明月にて、名高き中秋の月となり。○所がら云々 名高き西園寺の第にて、場所がらもよく、はた中秋にて、よき時なりとの意也。○永福門院 伏見院の皇后にて、中宮禧子の御姉なり。○こよひしもの御歌 續千載集秋上に載せて、「中宮ささきにたち侍りて、西園寺におはしましける頃、行幸など侍りけるに、八月十五夜月おもしろかりければ、中宮の御方へ、よみて奉らせ給ひける。永福門院」とあり。さて、こよひは、名におふ名月なれば、きよき光はさる事なれど、この年のこの夜にかぎりては、中宮の御里北山のかたには、行幸もありて、ひとしほ雲るをわたる月影も、光をませる事ならむと、そなたを、なづかしく、めでたき事に思ひやり奉るとなり。雲るは、禁中の事をいふにつけて、行幸などありしをそへてしかいひ、秋のみ山は、皇后宮

まろ一本まつ  
とあり

を、秋の宮ともいふによりて、み山に、宮をいひかけ、やがて中宮のおはします北山の第をばさし奉れるなり。なほ、秋の宮の事は、下のむら時雨の巻に註せるを見るべし。○御かへしはまろ云々 永福門院への御返歌は、朕よりすべしと、後醍醐天皇のたまひてなり。○まろ 自稱の詞なり。○むかし見し御製 續千載集に、「御返し、中宮にかはり奉りて、よませ給うける。今上御製」とあり。永福門院の、昔伏見院の皇后にまゐり給ひて、めでたき光をそへ給へる事を思ひ出で給ひて、この中宮も、その時の如く、めでたくおはしますらむと、かくは思ひやり給へるならむとの意なり。巻の名、この御贈答の御歌によれり。○前齋宮 女院小傳に、「達智門院、後宇多一女、母談天門院、弘安九年月日誕生、乾元元年十二月廿六日爲内親王、十七、徳治元年十二月廿七日爲伊勢齋宮、廿二、同三年八月廿六日御退下、文保三年三月廿九日爲皇后宮、廿四十一月十五日院號、同廿一日御出家、眞理覺、貞和四年十一月二日御事」とあり。さて、皇后は天皇の嫡妻を申し奉る稱なるが、一條天皇以來、中宮と併置せられ、更に堀河天皇々姉姪子内親王を皇后と稱せられてより後には、單に一の資格として皇后と稱せらる、ことあり。この特子内親王も、その一例なり。○御母准后云々 同書に、「談天門院、後醍醐母、後宇多妃、參議忠繼女、母順皇后宮亮高輔朝臣女帥局、永仁六年七月二十一日從三位、三十一、元應元年十一月十五日御事」とあり。

内には、萬里、小路、大納言入道師重といひしが女、大納言の典侍とて、いみじう時めく人あるを、堀川、春宮の權、大夫具親の君、いと忍びて見そめられけるにや、かの女かきけちうせぬとて、もとめたづねさせ給ふ。一二三日こそあれ、ほどなく、その人とあらはれぬれ

いひし  
ひし  
の  
脱  
せ  
む  
の  
の  
に  
本  
に  
印  
一  
本  
に  
補  
て  
り



ば、うへいとめざましくにくしとおぼす。やむごとききはあらねど、御おぼえの時なれば、きびしく咎めさせ給ひて、げに須磨の浦へも遣さまほしきまでおぼされけれども、さすがにて、つかさ皆停めて、いみじうかうぜさせ給へば、かしこまりて、岩倉の山庄にこもりぬ。花の盛におもしろきをながめて、

うき事も花にはしばし忘れて春のころぞむかしなりける

○時めく 君の寵幸をえ給へるをいふ。○かきけちうせぬ かきは接頭語にて、けちは消す也。消え失せて、何處ともなく姿を隠せるをいふ。○二三日こそあれ 二三日の間は尋ねえず、よく隠れたれどとなり。○その人と云々 具親卿のゐてかくしたりといふ事露顯してとなり。○めざましく 目も醒むるばかりの意にて、事のおさま思ひの外にて、目も醒むるばかりなる具親卿のしわざを、嫉ましく、にくしくしと思召すをいふ。○やむごとなき云々 この大納言典侍の君は、萬里小路の家の人なれば、甚しき貴族にはあらねど、君寵淺からざりしをりからなれば、この具親卿をば、きびしく勘當し給ひてとなり。○須磨の浦へも云々 流罪にも處せむとまで、おぼさる、をいふ。こは、源氏物語に、光源氏の君、朧月夜の内侍と不義の咎によりて、須磨に流されし事あるによりて、をかしくかけるなり。○つかさ皆停めて 官職をとめられしをいふ。公卿補任に、「權中納言正二位源具親、文保二年三月九日兼東宮權大夫、八月十八日解官宣下、依女事也、九月三日兩職見任解却、坐女性事也、同三年閏七月五日還任、同日春宮權大夫如舊」とあり。○岩倉の山庄 山城國愛宕郡にあり。山城名勝志に、「北岩藏在長谷村西」と見えたり。○うき事も歌 かく勸勤の身となりて、つらしと思へる事も、さきにはへる花を見れば、暫時はうち忘れられて、何となくおもしろく、心もあこがる、に、さて思へば、春のたのしき心のみは、うき身には引きかへて、昔のまに、そらろにある事よとの意なり。

まされぬ一本  
たまり  
うきも我の身  
の一本わが身  
れひとつのに作

すけの君は歸りまゐるを、つらしとおぼすものから、「うきにまされぬ戀しさ」とや、いよいよらうたがらせ給ふを、さしもあらず、さうじみは、なほすき心ぞ絶えずありけむかし。たえはつる契りをひとり忘れぬもうきも我が身の心なりけり  
とて、ひとりごたれける。すゑさまには、公泰の大納言、いまだ若うおはせし頃、御心とゆるして給はせければ、思ひかはしてすまれしほどに、かしこにてうせにき。

○つらしとおぼすものから云々。かくうき名のたちたるを、なさけなき事と、おぼし給ひながらも、うきにはまされずして、なほ、その人の戀しく思はるといへるが如き、御心におはしますにか、典侍の君のかへり参りて後には、いよく寵愛し給ふとなり。○うきにまされぬ戀しさ 新續古今集に、後九條前内大臣家歌合に、按察使顯朝、「かくばかり思ひ絶えにし年月のうきにまされず人の戀しき」とある歌の句なるべし。この集は、後花園天皇永享中の撰なれど、顯朝は、參議宗房の子にて、後嵯峨後深草の御代の人なれば、この歌も、當時の人口に膾炙せるならむ。○さしもあらず云々 かく寵遇厚けれど、典侍の君は、その御めぐみにも感ぜずして、かたじけなしとも思はず、うはべこそ、従ひ奉れるが如くなれど、本人はなほ、なか／＼に、すき／＼しき心は絶えずありつるならむとなり。○さうじみ 正身にて、即、本人といふ意なり。○すき心 好色の心にて、浮氣なる考をいふ。○たえはつるの歌 今かくひきかへされて、具親卿は勸勤の身となり、わが身は禁中にとりこめられて、相逢ふことも難く、たえはつる契を、ひとり忘れずして、また結ぶこともあらんかと、はかなくたのむ苦しさも、また思ふまゝ、にならで、ものうくつらき事も、皆我が身の心よりおこれるなりとなり。この歌、續千載集戀五にも載せて、「題しらす、權大納言典侍」とあり。○公泰の大納言 實泰公の三男なり。○御心とゆるして



云々 後醍醐天皇の御心より、この典侍の君を、公泰卿に賜ひて、北の方にせさせられしかばとなり。○思ひかはして 典侍の君と、公泰卿との中らひをいふ。○すまれし 夫婦となり居ること。女の家に男の掣取られ夫婦となることを、王朝時代よりこの方は、すむといへり。

御門の御母女院、十一月うせ給ひにしかば、内のうへ御服たてまつる。天下ひとつにそめわたして、葦簾垂とか、いとまがくしきものども懸け渡したるも、あはれにいみじくぞ見ゆる。五節もとまりぬ。若き人々など、さうぐしく思へり。

○十一月うせ給ひにし 談天門院は、元應元年十一月十五日、御年五十二にて崩御あり。○葦簾垂云々 倚慮の御所の様にて、簾をも取かへて、葦簾を懸るなり。西宮記に、「撤尋常御簾、改葦簾、以鈍色細布爲端帽額云々」と見え、既に、つけの小櫛の卷(四七六)倚慮の有様を記せる條に註せり。○まがくしき 不吉に忌はしき意。○五節云々 若き人々の待ちたる五節も停められしかば、物寂しく思へる由なり。五節の事、草枕の卷(三二九)及び、老の波の卷(三七四)に註せり。

當代もまた、しきしまの道をもてなさせ給へば、いつしかと、勅撰の事おほせらる。前藤大納言爲世うけたまはる。玉葉のねたかりしふしも、今ぞ胸あきぬらむかし。この大納言の女、權大納言の君とて、坊の御時、かぎりなく思されたりし御腹に、一の御子、女三の御子、法親王など、あまたものし給ふ。かの大納言の君は、はやうかくれにしかば、この頃三位おくらせ給ふ。贈従三位爲子とて、集にもやさしき歌おほく侍るべし。

勅撰の事、四  
字印本の脱  
り印本の脱  
て印本の脱  
は印本の脱  
り印本の脱  
て印本の脱  
改められた  
一本に作り  
て

○玉葉のねたかりしふしも云々 玉葉集は、大納言爲世卿の撰にて、爲世卿はあづからざりしかば、ねたしと思へるを、こたび勅撰の事うけたまはるによりて、胸の開きたること、ちせらるべしとなり。さて、玉葉集の事は、浦千鳥の卷(四九七)にあり。○坊の御時 後醍醐天皇、いまだ春宮におはしまし、御時をいふ。○一の御子 尊良親王。○女三の御子 瓊子内親王なるべし。○法親王 妙法院尊澄法親王にて、後遺俗し給ひて、宗良親王と改め給へり。○贈従三位云々 和歌作者部類に、「贈従三位爲子、前大納言爲世女、母従三位賀茂氏久」とありて、續千載集以下に、その歌あまた載せられたり。

さて大納言は、人々に歌す、めて、玉津島の社にまうてられけり。大臣上達部よりはじめて、歌よむと思へるかぎり、この大納言の風を傳へたるは、漏るゝものなし。子ども孫どもなど、いきほひことにひききてきたる。まづ住吉へまうて、逍遙しつゝの、しりて、九月にぞ、玉津島へまうでける。歌どもの中に、大納言爲世。

いまぞしる昔にかへるわが道のまことを神もまもりけりとは  
かくて元應二年四月十九日、勅撰は奏せられけり。續千載といふなり。新後撰集とおなじ撰者の事なれば、多くはかの集にかはらざるべし。爲藤の中納言、父よりは少し思ふ所加へたるぬしにて、今すこし、この度は、心にくきさまなりなどぞ、時の人々沙汰しける。

○玉津島の社 和漢三才圖會に、「玉津島明神、在紀伊國海部郡浦、祭神一座、交通靈云々、以當社爲和歌三神之一」とありて、和歌の神なれば、撰集をうけ給はれるにつけて、參詣せられしなり。○住吉 攝津國住吉郡

ものなし印本  
もなしに作り  
一本に作り  
て



にあり。これも、和歌三神の一なれば、まうでたるなるべし。なほ和歌三神とは、上の住吉玉津島に、人丸を加へていふなるが、そのくはしき説は、伊勢貞丈の和歌三神考に辨せられたり。○遣遙 心ゆくまゝに、出で遊ぶをいふ。○今ぞしるの歌 玉葉集勅撰の時、庶流異説たる爲兼卿世にときめきて、あらぬさまの撰集をせられ、わが俊成定家兩卿以來、正統直傳の歌道はしりぞけられて、世にももてはやされざりしを、時かはり世うつりて、こたびおのれ撰集の沙汰を蒙れるにつきては、かの兩卿の立ておかれし、わがこの和歌の道の正しきすちに、再びたちかへる事なるが、所謂、邪は正に勝たず、正しくまことなるすちをば、つひに、神も加護し給ふなる事にてありけるものぞとは、この度更に知りたるぞ。神のめぐみは、けにかたじけなく、しるきものなりとの意。むかしにかへるは、俊成定家以後、その正統のもの、代々勅撰の沙汰を蒙れるが、一たび支流爲兼卿の、例を破りたるが、今また舊の如くなれるをいふ。さておのづから、歌風も、一流正統に復せるをいふべし。わが道とは、和歌の道をいふ。そは我が家の業とすれば、わが道とはいへるなり。神とは、住吉玉津島の神をさし奉れり。その爲兼卿の歌を、庶流異説として、よこしまの道なるさまにいへる事、延慶兩卿訴陳狀に詳なり。又浦千鳥の巻(五〇〇)をも合せ見るべし。○勅撰は奏せられけり 拾芥抄に、「續千載集二十卷、文保三年己未四月十九日、依後宇多院宣、前權大納言爲世卿撰之」とあり。文保三年は元徳元年なれば、本書と一年たがへり。また後宇多院宣とあれど、本書は、天皇直に勅命を下し給へるよしなれば、これも相違せり。○新後撰集後二條天皇正安三年、後宇多院の院宣を奉じて、爲世卿撰進せられたり。つけの小楠の巻(四六八)にあり。○思ふ加所へたるぬし 一しほ、思慮ふかき君の意也。○今すこし云々 思慮ふかき爲藤卿の、父爲世卿をたすけて撰びしなれば、この集は、新後撰集よりも、や、立ちまさりて、こゝろにく、おくゆかしきさまなりと、人々批評せりとなり。さて、爲藤卿は、爲定、長舜、具國、國道等と、連署衆となりて、この撰集にあづかりし事、歴代和歌勅撰考に引ける、勅撰次第の一本に見えたり。

左衛門以下師  
賢本に脱せり  
印一本に脱せり  
補一本に脱せり  
公修一本に脱せり  
緒に改めつ本  
爲佐一本に脱せり  
召とあり一本に脱せり  
今一本に脱せり  
印一本に脱せり  
ひ一本に脱せり

院にも内にも、あさまつりごとのひまぐには、御歌合のみしげう聞えし中に、元亨元年八月十五夜かよ、つねよりことに月おもしろかりしに、うへ萩の戸にいてさせ給ひて、ことなる御遊なども、あらまほしげなる夜なれど、春日の御神、うつし殿におはします頃にて、絲竹のしらべはをりあしければ、例の只内々御歌合あるべしとて、侍從の中納言爲藤召されて、俄に題たてまつる。殿上にさぶらふかぎり、左右おなじほどの歌よみをえらせ給ふ。左、内のうへ、春宮、大夫公賢、左衛門、督公敏、侍從、中納言爲藤、中宮、權、大夫師賢、宰相惟繼、昭訓門院の春日、右は藤大納言爲世、富、小路、大納言實教、洞院、中納言季雄、公修、宰相實任、少將、内侍、忠定、朝臣、爲冬、忠守などいふ醫師も、この道のすきものなりとて召しくはへらる。衛士のたく火も、月の名たてにやとて、安福殿へ渡らせたまふ。忠定、中將、晝の御座の御はかしをとりてまゐる。殿上のかみの戸をいてさせ給ひて、無名門より、右近の陣の前をすぎさせ給へば、遣水に月のうつれる、いとおもしろし。

○あさまつりごと 御政事をいふ。朝政のこと、上條(五一)にいへり。○萩の戸 清涼殿夜の御殿の北にありて、二間に一間なり。また菊の戸ともいへり。庭には、萩に限らず、色々の秋草を栽ゑられたるよし、禁秘抄に見えたり。○春日の御神 春日大明神の神靈のやどります御神なり。これを春日神木と稱す。春日社の神人、興福寺の僧徒等訴訟ある時は、神木を奉じて都に入り、或は禁闕を犯し奉る、是を神木入洛といふ。さて朝廷にては、この入洛して假殿に遷座の間は、節會などを罷めて謹慎し、歸座の後は、大抵奉幣使を遣すを例とせる也。○う



つし殿 假殿にて、神木を移し安置する假屋をいふ。續史愚抄に、「元亨元年八月七日戊申、遷春日神木於移殿、（神木を移す）とあり。○絲竹のしらべ云々 管絃の御遊をいふ。春日大明神遷座ましませば、管絃の御遊を憚り給ふとなり。○俄に題たてまつる 爲藤題者として名を蒙りて、即、和歌の題を上れりとなり。○昭訓門院 龜山院の妃にて、太政大臣實兼の女なり。○宰相惟繼 公卿補任によれば、惟繼、この時、正三位勘解由長官にて、參議に任じたるは、元亨三年六月十三日なれば、こゝに宰相とあるは誤れり。○大納言爲世云々 爲世、實教、季雄、公修は、いづれも前官なり。○少將内侍 和歌作者部類に、「後醍醐院少將内侍（爲世）」とあり。本書爲世女とあるにはあはず。公卿補任を案するに爲信爲佐とあるは、共に誤にて、從三位源爲守の女なるべし。○忠守などいふ醫師云々 忠守は、丹波雅忠の裔にして、典樂頭長右の子なり。系圖に、「忠守、歌人、典樂頭、宮内卿、法名舜阿」とあり。○この道のすきもの 和歌の道を嗜むものとの意。○衛士のたく火も云々 衛士は、衛門府に屬する兵士にて、禁中を守衛し、夜は火をたきてまもるなり。宮衛令に、「凡衛門、至夜燃火云々」義解に、「謂内及中外三門、皆衛士燃火也」と見え、詞花集に、「みかきもり衛士のたく火の夜はもえてひるはきえつ、ものをこそ思へ」などあり。○名たて 續古今集に、「うつろはぬ松の名たてにあやなくもやどれる藤のさきて散るかな」など見えて、俗言に名ヲレといふ意なり。さて、衛士のたく火に、明さをそふと見えては、中々に月の名折にやならんと思はる、ほど、さやけきこの十五夜の月なればとの意にて、衛士のたく火を、月影のさまたけと、厭ふよしなり。○安福殿 承明門内の西にあり。南北榮東面にして、春興殿と相對す。身屋の北部は樂殿にして、西廂は侍醫の直所なり。天正本太平記に、「元亨三年八月十五日夜、安福殿ニ出御ナル」とあり。○晝の御座 清涼殿の平敷にて、井上の晝間の御座なり。禁秘抄に、「平敷、疊二帖、懸欄、南上、中央茵一枚、中唐綾、端、裏打、御劔在御座南端、精東西云々」とあり。○殿上のかみの戸 同書に、「殿上六間、上戸有二小部一主上覽二殿上一所也」と見え、禁秘抄に、「上の戸のつま戸、うちへひらく、そばに小部あり」と見えて、上の戸のつまより出で給ひて、安福殿のかたにわたらせ給へる也。○無明門 殿上の間より、小板敷を下り、紫宸殿に至る土廊にあり。○右近の陣 校書殿と安福殿との間なる、月華門の中にあり。さて殿上より、無名門を出で、校書殿を経て、右近の陣をすぎさせ給へるなるべし。○遣水 陣の前なる御溝水なり。侍中群要御齋會の條に、「陣前御溝上假渡二打橋一爲二上卿參上之道一也」と見え、源氏物語梅枝の卷にも、「右近の陣の御かは水のほとりになすらへて、西の渡殿の下より出づる汀近う、うづませ給へるを云々」などあり。

あての二字なき本あり

と見えて、上の戸のつまより出で給ひて、安福殿のかたにわたらせ給へる也。○無明門 殿上の間より、小板敷を下り、紫宸殿に至る土廊にあり。○右近の陣 校書殿と安福殿との間なる、月華門の中にあり。さて殿上より、無名門を出で、校書殿を経て、右近の陣をすぎさせ給へるなるべし。○遣水 陣の前なる御溝水なり。侍中群要御齋會の條に、「陣前御溝上假渡二打橋一爲二上卿參上之道一也」と見え、源氏物語梅枝の卷にも、「右近の陣の御かは水のほとりになすらへて、西の渡殿の下より出づる汀近う、うづませ給へるを云々」などあり。

安福殿の釣殿に床子たて、東面におはします。上達部は、簀子の高欄にせなかおしあてつ、殿上人は、庭に候ひあへるも、いとえむなり。池の御船さしよせて、左右の講師隆資爲冬のせらる。御みきなどまゐるさまも、うるはしきことよりは、艶になまめかし。人々の歌、いたくけしきばみて、とみにも奉らず。いと心もとなし。照る月なみも、くもりなき池のかゞみに、いはねどしるき秋のなかば、げにいと異なる空のけしきに、月もかたぶきぬ。明方ちかうなりにけり。うへの御製、

鐘の音も傾く月にかこたれてをしと思ふ夜はこよひなりけり  
と講じあげたるほど、景陽の鐘もひびきをそへたる、をりからいみじうなむ。いづれもけしうはあらぬ歌ども、多く聞えしかど、御製の鐘の音にまされるはなかりしにや。かくて今年もまたくれぬ。

○安福殿の釣殿云々 大内裏には、池もなく、安福殿に釣殿もなければ、たゞ人の住ひにかはらず、寢殿を紫宸







列に入れたるは誤れり。○この院 常盤井殿をいふ。○よしあるさま云々 ゆゑありけに、面しろくつくりなせるにとなり。○時ならぬ云々 いまだ正月なれば、花のさくべき時ならねど、つくり花の枝をつくりて、木々につけられたるなり。○洲崎 常盤井殿の池の中に差出でたる處なり。鶴のけしきもは、千代とつゞくる爲にて、鶴は長生なるものにて、千代もふる鳥なれば也。○矮る常盤木もなし 常盤木も、すべて雪の爲に花を着けたりとなり。○千代をこめたる霞の洞 千年もへぬべき仙洞はの意なり。○仙洞 上皇の御所をいふ。おどろの下の卷(二二)霞の洞の條に註せり。○仙人の宮 仙人の住居する宮殿。

京極おもての棟門に、御輿をおさへて、院司事のよしをそうす。亂聲の後、中門に御輿をよす。中門の下よりいづる遣水に、ちひさく渡されたるそりはしの左右に、兩大將ひざまづく。劔璽は、権亮宰相、中將公泰つとめられしにや。關白、公卿の座の妻戸の御簾をもたげて入り奉らせたまふ。とばかりありて、寢殿の母屋の御簾皆あげわたして、法皇いでさせたまへり。香染の御衣、おなじ色の御袈裟なり。御袈裟の箱を御そばにおかる。内のうへ、公卿の座より高欄をへたまふ。御供に關白さぶらひたまふ。階の間より出て給ひて、廂におまし奉りたれば、御拜したまふほど、西東の中門の廊に、上達部おほくたちかきなりて見やり奉る中に、内の御乳母の吉田の前、大納言定房、まみいたうしぐれたるぞ、あはれに見ゆる。そのかみの事など思ひいづるに、めてたきよるこびの涙ならむかし。

○京極おもての棟門 常盤井殿の、京極の方にむきたる棟門にて、即、東方なる表門なり。○棟門 家屋雜考に、

おさへて云々  
十一字印本  
脱せり一本  
に脱せり一本  
つに脱せり一本

御そへてお補  
五字印本にて  
ひつ本にてお  
奉りて改めり  
本に作らざり  
印にうさなめ  
本にうさなめ  
本にうさなめ  
云々

「もと棟門に對して、樓なくして、常の屋の棟のごとく造れるをいふなり」とあり。○御輿をおさへて 天皇の御のり物をとめてとなり。○院司 法皇づきの官人にて、別當執事のたくひをいふ。○亂聲 樂人の音楽を合奏するをいふ。北野の雪の卷(二七二)に註せり。○中門 對屋より南行の廊の中らにある門なり。三神山の卷(一二八)に註せり。○遣水 庭中に水を引入れて小川の如くし、池に注ぐやうにしなしたるをいふ。○そりはし 反橋にて、太鼓橋をいふ。烟の末々の卷(一九六)に註せり。○劔璽は云々 劔璽をさ、けて、伺候するをいふ。○公卿の座 客座なり。三内口決に、「主殿は七間四面、而七間之中、妻戸二有之、一ハ公卿ノ座ニシテ、是ハ主ノ座ナリ、其ノ次ニ妻戸、平生之客人之通路也、其道出廣縁、其廣縁之西面ニ又妻戸、是公卿座之入口也、公卿座四疊敷也、或ハ六疊敷也、其ノ間ニ被障子二間、障子ノ間ニ、客入、自座末之障子、調主人ニ云々と見え、また後三條相國抄にも詳なり。さてそこにて、暫く御休息ある也。○妻戸 屋の隅の所に設けて、人の出入する開き戸をいふ。北野の雪の卷(二五三)に註せり。○香染 驢驘餘に、「香色トハ、タテ紅、ヌキ黄也」とあり。○御袈裟 うら千鳥の卷(一四四)くわらの袈裟の條に註せり。○高欄 上條にいへり。○階の間 階隠の間ともいふ。御殿正面の間なり。内野の雪の卷(一四七)にいへり。○廂 母屋の外の間なり。今日の日影の卷(四四二)にいへり。○御拜したまふ 御父後宇多法皇を拜し給ふなり。○中門の廊 釣殿に至る廊にて、その中に中門あり。○内の御乳母 乳母は、かしづきの人をいふ。預り奉りて養育せらるることなり。即、後醍醐天皇のおもり役なり。○まみいたう云々 まみは、物を見る目つきにて、みかどの拜し給ふさまを見奉る吉田定房卿は、涙をふくみたる目つきなりとの意。○そのかみの事など云々 みかどの、いまだ皇子にて、いとけなくおはしまし、時の事など、思ひ出しての意なり。

御拜をはりぬれば、又もとの道を經給ひて、公卿の座に入らせ給ひぬ。法皇も内に入りた



右印本に殿と  
し我が身を我  
をとしたり  
資茂王一本に  
は誤なり  
の座の二字  
本に補ひつ  
本にひまづ  
本に改めつ  
法皇印一本  
とあり一本  
と改めつ  
子なりと  
一名なり  
改めつ

まひて、しばしありて、左右の樂屋の調子と、のほりてのち、又御門入らせたまふ。法皇も同じ間の内に、御しとねばかりにておはします。末のひさしに、内より参れる女房どもさぶらふ。一車に小大納言君、うきも我が身の」とよみし人の妹なり。帥典侍、瑛さぬき、こいまとかや、二の左に新兵衛、中宮、内侍、後に准后ときこえにき。しりには夏引、いはねを、三の車に少將、内侍、尾張、内侍、しりに青柳、今まわりなどきこゆ。上達部、御前の座に着きてのち、御臺まゐる。やくそう公泰、宰相、中將、陪膳右大將兼季、その程、舞人ひざまづく。地下の舞はめなれたる事なれど、をりからにや、今日は殊に、おも、ちあしぶみもめてたく見ゆ。法皇の御おぼえにて、壽王といふ人、松殿のなにがしとかやが子なり。落蹲など舞ふと聞きしかど、夜もふけ、雪もことにかきくらしして、何のあやめも見えざりき。

○もとの道 階の間より、高欄を経給ふなり。○入らせ給ふ もとの公卿の座に入り給ふなり。○樂屋 池の中島に備けたる樂人の樂を奏する所。○調子と、のほりて 種々の樂器の調子を吹奏し試み、整調しそらひたればとなり。○御門入らせ給 公卿の座より母屋の階の間に入御、法皇と御同座あるをいふ。○御しとね云々 あけ疊を置かず、唯茵ばかりを敷きてとなり。○末のひさし 庇の末の處の意にや。或は庇の外に庇をそへたるものにて、孫庇なるべし。○うきも我が身の云々 本篇の上(五一六)に、「たえはつる契をひとりわすれぬもうきも我が身の心なりけり」とある歌をいふ。○資茂王 資緒王の子にて、神祇伯從二位なり。後、資通と改めたり。

○さぬき、こいま 帥典侍の雜仕の名にて、そのうしろにしたがひしなり。下の例によれば、さぬきの上に、しりにの三字あるべし。かつ、かやの下、したがへたりの意をふくませたり。またおもふに、下に、青柳いままゐりとあれば、この、こいまも、こいままゐりの誤にや。○中宮内侍 右中將公廉の女にて、新待賢門院廉子なり。女院小傳に、「元徳三年二月十八日叙從三位、建武二年四月廿六日准三宮」とあり。○夏引、いはねを この二人も、尻にのれる雜仕なり。○青柳、今まゐり こも雜仕の名なり。○御臺まゐる 供御をたてまつるなり。○やくそう、陪膳 共に内野の雪の巻(一五二)にいへり。○地下の舞 五位以下なる、地下人の舞をいふ。さて、供御きこしめしてのち、舞樂ありしなり。○折からにや云々 地下の舞は目なれて珍しからねど、朝觀行幸にて、みかど法皇の見そなはずをりなる故にやあらん、常よりかはりて、めでたく見ゆとなり。○おも、ち 舞人の顔つき。○あしぶみ 舞ふ足の踏みざまをいふ。○壽王 花園院宸記に、「壽王丸、冬房卿子息云々、壽王丸舞陵王、云々、是希有事歟」とあり。○落蹲 舞樂の曲名。あすか川の巻(二八七)に註せり。○何のあやめも云々 あやめは、文目にて、それとももの、見えわかぬをいふ。

その後、御前の御あそびはじまる。頭大夫冬方、御箱の蓋に御笛入れてもちてまゐる。關白とりて御前にまゐらせたまふ。右大將も笛、中宮、大夫琵琶、大宮、大納言笙、春宮、大夫琴、右、宰相、中將は和琴、光忠、宰相、中將筆樂、兼高も吹きしにや。拍子は左大臣、すゑは冬忠の宰相なり。更けゆくまゝに、うへの御笛の音すみのぼりて、いみじくさえたり。左の大臣の安名尊、伊勢海、かざりなくめてたくきこゆ。事どもはてぬれば、御贈物まゐる。錦の袋に入れたる御笛、箱の蓋にするらる。左大臣とりつぎて、關白にたてまつる。御前

冬方印本に冬  
賢に作れり  
文及び職事  
任によりて改  
めつ  
冬忠一本に冬  
みつ忠定とあ  
り  
安名尊の下に  
勢海との下に











改めつ  
けて印本  
一本によりつ

せらる印本し  
たまふとあり

定なりしにや。うへの御琵琶の音、いひしらずめてたし。右大將は何にかあらむ、こゝろとけてもかきたてられざりき。御遊はて、のち、文臺めさる。藏人内記俊基、人々の文をとりあつめて、一度に文臺のうへにおく。披講のをはるほどに、みじか夜もほのく、明けはてぬ。御製を、左の大臣かへす、誦じて、うるはしく朗詠にせらる。こゝろいとうつくし。折ふし、郭公の一聲なのりすて、過ぎたるは、いみじくえむなり。かやうのまことしき事は、かねて人々も心づかひすれば、あやまちなかるべし。時に臨みて、俄にかたき題をたまはせて、内々詩をつくらせ、歌をよませて、かしこくおろかなると御覽じわくに、いとからい事おほく、心ゆるびなき世なり。

○みな月の頃 續史愚抄に、「元亨三年六月二十日庚辰、於中殿有兩席御會、藤原朝臣とあり。○中殿 清涼殿なり。○作文 詩を賦するをいふ。中殿作文の儀は、夕拜備急至要抄に見えたり。○藤原 大學頭成季の裔にて、式部大輔廣範の子なり。○久しかるべきは賢人の徳 花園院御記に、「六月二十日、今日中殿作文云々、傳聞、題者民部卿藤原範、可久賢人徳」と見ゆ。こは、易の保辭に、「乾知大義、地作成物、乾以易知、坤以簡能、易則易知、簡則易從、易知則有親、易從則有效、有親則可久、有功則可大、可久則賢人徳、可大則賢人業、簡易而天下之理得矣、天下之理得而成位乎其中矣」とある句によりて選びしなり。○女のまねぶべき云々 漢學びや作文など、むづかしき事は、女の學びならふべき事ならねば、よくもおぼえず、聞きもらしたりとなり。源氏物語の巻にも、「女のまねぶべき事にしあらねば、このかたはしたに、かたはらいたし」などあり。○うへは云々 花園院宸記に、「琵琶、御所作、立上」とあり。○御引直衣 主上に限りて召さる、直衣の一種草枕

の巻(三二六)にいへり。○立上 琵琶の名器の名、老のなみの巻(三五五)に註せり。○右大將實衡 公卿補任に、右大將は、大納言正二位兼季にて、實衡は中宮大夫とあれば、本書は誤れり。○權大納言親房 同書に、中納言正二位とありて、權大納言にあらす。體源抄には、「左衛門督兼忠」とあり。○權中納言氏忠 公卿補任に、非參議正三位右中將なるよし見えたれば、權中納言とあるは、こも誤なり。體源抄には、「大炊御門中納言冬信」とあり。○右衛門督嗣家 公卿補任に、その名見えず。こも體源抄には、「前參議從二位持房」とあれば、はた誤れり。○なにかあらむ云々 なに故にか、心うちとけても、琵琶をひかざりきとなり。こは、右大將兼季の父、入道相國實兼の病によりてなるべし。この年九月十日、實兼薨去ありしなり。○文臺 作文を認めたるものを置く臺。○藏人内記俊基 日野實業の裔にして、大學頭大内記種範の子なり。○内記 中務省の被官にて、大内記、少内記とて、詔勅の案など物する重き役なり。○朗詠にしたまふ 和漢朗詠集などの詩の如く、この御製にも、曲節を施して、朗吟せられたりと也。御遊抄に、「左大臣詠御製朗詠也云々」とあり。朗詠のこと、内野の雪の巻(二四八)にいへり。○まことしき事 正しき儀式にてする作文は、その以前より、人々も用意する事なれば、その場に臨みても、過失なしとなり。○時に臨みて云々 まへより、その支度もなく、俄に御題を賜ひ、詩歌を作らせて、廷臣の賢愚をこゝろみ給ふとなり。これやがて、元弘の御企のしたがまへなるべし。さてこの文、古今集序に、「いにしへの代々のみかど、春の花のあした、秋の月の夜毎に、さぶらふ人々をめして、ことにつけつ、歌を奉らしめ給ふ。あるは花を戀ふとて、たよりのなき所にまどひ、あるは月を思ふとて、しるべもなき闇にたどれる心々を見給ひて、さかしおろかなりとしろしめけん」とあるによれり。同漢文の序にも、「古之天子、每良辰美景、詔侍臣預宴筵、者獻優歌、君臣之情、由斯可見、賢愚之性、於是相分、所以隨民之欲、擇士之才也」と見えたり。○からい事 からきの音便にて、つらき事の意なり。○心ゆるびなき 心を弛ぶる事のなきにて、き



びしく油断なき世なりとなり。

その七月七日乞巧奠、いつの年よりも御心とゞめて、かねてより、人々に歌どもめされ、物の音ども試みさせたまふ。その夜は、例の立象ひかせたまふ。人々の所作、ありし作文にかはらず。笛箏築などは、殿上人ども、なる板のほどに候ひてつかうまつる。中宮も、うへの御局にまうのぼらせ給ふ。御簾の内にも、琴琵琶あまたありき。播磨の守永定の女、今は左大臣の北方にて、三位殿といふも、箏弾かれけり。宮の御方の播磨の内侍も、おなじく琴弾きけるとかや。琵琶は權大納言の三位殿、いみじき上手におはすれば、めてたうおもしろし。蘇香、萬秋樂、のこる手なく、幾返となくつくされたり。明方は、身にしむばかり、若き人々めてあへり。さらだに、秋の初風は、げにそゞろ寒きならひを、ことわりにや。

○乞巧奠 牽牛織女をまつる儀なり。公事根源に、「乞巧といふ事も、もろこしより事おこれり。七夕祭とも云ふなり。香華をそなへ、供具をと、のへて、庭上にふみをおきて、さほのはしに、五色の糸をかけて、一事をいのるに、三年の内に、必ず叶ふといへり。このゆゑに、乞巧と申也」とありて、そのさまは、同書、及び建武年中行事、江次第等に詳なり。この時の事は、體源抄に、「元亨三年七月七日於禁裏七夕御樂有之、蘇合一具並四帖云々」とあり。○女象 上條に立上とあるに同じ。○所作 絲竹それらの器をとりて御遊をする事。○ありし作文 上に見えたる、中殿の御作文をいふ。○なる板 清涼殿孫廂の南なる、落板敷より、簀子に昇る階の處

歌ども印本歌  
もとあり一本  
にて改めつ本  
永定印本なり  
本によりて改  
めつ一本に作  
第一本琴に作  
めり一本の下  
の二字印本に  
りて補ひつ

にあり。禁秘抄清涼殿弘廂の條に、「南朝妻有鳴板、號見參板、不<sub>レ</sub>打付也」と見え、江次第叙位の條に、「到<sub>二</sub>南第一間長押下、踏<sub>二</sub>第一板、令<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>聲、<sub>三</sub>弘廂御局、弘廂殿の上御局は、秋の戸の東。藤壺の上御局は、同西にあり。また上曹司とも、上御直慮ともいへり。禁秘抄に、「上御局、<sub>三</sub>后、女御、更衣、參上所也、<sub>二</sub>是御行有所也、女御更衣可<sub>二</sub>參上<sub>一</sub>ことあり。○蘇香 蘇合香にて、盤涉調なり。歌舞音樂略史に、「昔阿育王病惱の時、蘇合香草を用ひて、平癒したりしかば、これをよろこびて、この曲を製し、育謁といふ人、蘇合草葉を以て胃として、舞を作り、延暦の御代、本邦に傳來せるよし見えたり。○萬秋樂 盤涉調にして、如來在世の時、彌勒菩薩これを作り、慈尊萬秋樂と名づけしを、聖武天皇の時、婆羅門僧正の傳へたるよし、同書に見えたり。○明方は云々 下のさらだに云々の句と、顛倒して見るべし。○身にしむ 身に徹する程の意。○さらだに さらぬだにと同じく、俗にさやうになくともといふ意。○そゞろ寒き ぞつとするほど寒きをいふ。さて、初秋風の吹きたつほどの明方は、寒きならひなるを、わきて、物の音も身にしみくと、あはれにおぼえて、若き人々はいたく感賞せりとなり。

御遊はて、文臺めさる。この度は、和歌の披講なれば、その道の人々、藤大納言爲世、子ともうまごども引きつれてさぶらへば、うへの御製、

笛竹のこゑも雲井にきこゆらしこよひたむくる秋のしらべは

ずむながるめりしかど、いづれも、只、天の川、かさ、ぎの橋より外は、めづらしきふしは聞えず。まことや、實教の大納言なりしにや、

おなじくは空までおくれたきものにはひをさそふ庭の秋風



げにえならぬ名香の香どもぞ、めてたくかうばしかりし。

○笛竹の云々の御製 この七夕に、牽牛織女にたむくる管絃の音も、さぞかし、天上にもきこえて、兩星も、おもしろく聞くならんとなり。たむくるは、神佛に物を供ふる意。しらべは、音の律呂の調べをいふ。○すむながる 順流にて、人々のよめる歌ども、次第のまゝに数多あれどとなり。おどろの下の巻(三二)に註せり。○天の川かさ、ぎの橋 七夕の歌のよみぐさにて、これよりほかには、めづらしき歌もなかりきとなり。○あまの川 和名抄に、「天河、兼名苑云、天河、一名天漢、今案、又一名漢河、一名銀河、和名阿萬乃加波」と見え、博物志に、「天河與海通、浮槎木、實一年根、至一處、見婦人織、丈夫牽牛渚頭飲之」と見え、古今集にも、「こひくゝてあふ夜は今宵天の川露立わたり明けすもあらなん」などあまた見えたり。○かさ、ぎの橋 書言字考に、「七月七日、烏鵲填天漢、成橋度織女、見風俗通、淮南子こと見え、詞花集に、加賀左衛門、「いかなればとだえそめけむ天のがはあふせに渡すかさ、ぎの橋」など見えたり。○めづらしきふし ふしとは、節にて、珍しく見るべき箇所、またはとりえある點の意。○おなじくはの歌 秋風にえならぬ名香のかをりをさそひて、牽牛織女のまします、天つ空まで吹きおくれとなり。○えならぬ 一通りならぬの意なり。

花も紅葉もちりはて、雪つもる日數のほどなさに、又年かはりて、正中元年といふ。三月の二十日あまり、石清水の社に行幸したまふ。上達部殿上人、いみじき清らをつくせり。關白殿は御車なり。右大將、松がさねの下がさね、鶴のまるをおる。蘇芳のかたむむのきぬ、左大將、櫻萌黄の二重織物の御下がさね、櫻に蝶をいろ／＼におる。花山吹のうへのはかま、紅のうちたる御衣、人よりことにめでたく見えたまふ。御かたちも、にはひや

は印をこす  
一、本にありて  
改、本にありて  
下、本にありて  
り、本にありて  
ひ、本にありて

見、えたりし  
本、あり一本に  
より、あり一本に  
資、朝印本資明  
と、あり天正補  
太、平記公補本  
任、人に公補本  
八、人に公補本  
印、本に公補本  
は、本に公補本  
これ、本に公補本  
この、本に公補本  
う、本に公補本  
と、改めつ本

かにけだかさまして、誠に一人の人とは、かゝるをこそは聞えめと、飽かぬ事なく見えたまふ。土御門の中納言顯實、花櫻の下がさねなりき。花山院中納言經定などぞ、上藤の若き上達部にて、いかにもめづらしからむと、世、人も思へりしかど、家のやうとかや、何とかやとて、たゞいつものまゝなり。公泰、宰相、中將、劍璽の役つとめらる。櫻萌黄のうへのはかま、かば櫻の下がさね、山吹の浮織物のきぬ、紅のうちたるひとへを重ねられたり。白くまろく肥えたる人の、眉いとふとくて、おいかけのはつれ、あなきよげと、たのもしくぞ見えたりし。頭亮藤房、樺櫻の下がさね、蘇芳の浮織物のきぬ、弟の職事季房も、山吹の下がさね、くれなゐのきぬ、衛府のすけどもは、うちこみたれば、見もわかず。別當左兵衛、督資朝、はしり下部とかやいふもの八人に、地はみなしろがねを延べたるにやと見ゆるに、鶴の丸を、きにみがきたる、このましようきよげなり。

○雪つもる日數云々 春秋を経て、雪つもる冬の日數も幾ばく程もなく、早くも一年を過ぎてとなり。○正中元年 元亨四年十二月九日改元あり。○石清水社に行幸 天正本太平記に、「正中元年三月廿三日、石清水行幸」とあり。○松重 表青に、裏紫なるをいふ。北野の雪の巻(二五三)にも註せり。○鶴の丸 鶴の羽製をのばしたる形を圓くかける物にて、松重の下襲の模様織れるなり。○かたむむ 貞丈雜記に、「文とは、もんがらの事なり。綾の文を、糸をしづめて、かたく織たるを固文と云ふ」とありて、桃花葉に、固文は遠くすきよし見えたり。○櫻萌黄 表萌黄に、裏赤花なるをいふ。又裏いろ／＼の説あり。あすか川の巻(三八四)に註せり。○二重織物



織物の上に、縫物をしたるをいふ。これも内野の雪の巻(一五七)に註せり。○花山吹 諸書の説まち／＼にて、或は表は朽葉、黄朽葉、薄朽葉、黄、裏は、紅、黄、薄萌黄などいひて、定まらず。物具裝束抄、宸翰裝束抄には、紅に、緯黄なる織物に、裏は黄なりといへり。○うへのはかま 東帯の時、うへに着る袴なり。○にはひやかに艶なるさまをいふ。○一の人 攝政關白をいふ。職原抄に、「執柄必蒙二座之宣旨、故稱一人一殿」とありて、官次によらずして、一座の上位に着座する故に、しかいへり。さて、經忠は、近衛關白家平の子なり。天正本太平記に、「近衛大將經忠ハ、櫻ニ蝶ノ丸ヲ色々ニ織ラセテ、唐織物ノ下重ニ、花歎冬ノ表ノ袴、紅ノ打目、誠ニ一人トハ、コレヲゾ申スベキト、私語メ者モナカリケリ」とあり。○花さくら 桃花葉には、「花櫻、表白裏青」とあり。○上藤の若き上達部 上達部の上位の年若き人の意なり。經定は、この時、權中納言正三位にて、年二十五なり。○いかにも云々 いかさまにめづらしく、若やかなるいでたちならんと思ひしにとなり。○家のやうとかや云々 花山院の家の様にて、即、質素なる家風とか、何とかいひて、めづらかなる装ひをせず、平常のまなりと也。○劍聖の役 劍聖を持ちて供奉する役なり。天正本太平記にも、「中將公泰劍聖ノ役ニ參ラル」とあり。○かば櫻 表蘇芳、裏赤花なり。あすか川の巻(二八五)に註せり。○浮織物 細かき模様を、地の上にうかせて織りたる物なり。○おいかけ 武官の冠の兩耳の上に着けて、菊花を半切にしたるが如き形のものなり。和名抄に、「綾、一名老懸、和名冠乃乎、一云保々須介、又云、於以加計、或説云、老人髻落、以此懸冠使不墜、故名老懸也、今不論老少、武官皆用之」とあり。○はつれ 端の意なり。○頭亮藤房 職事補任に、藤房は藏人頭中宮亮なるよし見えて、天正本太平記に、「藏人頭藤房ハ、櫻ノ下襲ニ、蘇芳ノ衣ヲ着セラル」とあり。○職事 藏人の稱にて、秋のみ山の巻(五〇六)に註せり。この時、季房は五位藏人なり。○諸衛のすけ 近衛は中少將。衛門、兵衛は、佐をいふ。○別當 檢非違使別當にて、資朝は權大納言俊光の子なり。○はしり下部 檢非

違使の下吏なり。伊呂波字類抄に、下部は、また放免とも稱するよし見えたり。はしりとは、歩走して、驅使せらる、よりいへる名にて、武家に走衆といふ職名あるは、これによりたる也。走衆の事は、貞丈雜記に見えたり。こは、天正本太平記に、「別當資朝ハ、走下部八人ニ、金銀ヲ展テ、錦繡ヲ裁チテ、鶴ノ丸ヲ黄ニ打テ著セラル」とあり。○しろがねをのべたる 下部の衣のさまなり。白地の輝きたるが、銀をひたのべにしたるやうなりとなり。○鶴の丸を云々 鶴の丸とは、鶴の首を中にして、開きたる翼の末を、左右よりあけて圓形にしたる模様なり。きにみがきたるは、鶴の丸を、黄の平文にしたるをいふ。一本によれば、太刀の作ともおぼゆれど、太平記の文とよく協へれば、猶衣の様なり。

舞人にも、よき家の子どもをえらびと、のへられたり。一の左に、中院の前の大納言通顯の子通冬、少將、まだいとちひさきに、童なども、おなじ程なるを好みと、のへて、いと清らにいみじうしたて、秦の久俊といふ御隨身をぞ具せられたる。右に久我の少將通宣、いたく過したるほどにて、ひげがちに、ねび給へるかたちして、小きに立ちならばれたる。いとたとしへなくぞ見えし。それよりつぎくは、むづかしさに忘れぬ。大將の隨身どもこそ、むかしの事は、げには見ねばしらず。いとゆゝしく、誠に花を折るとはこれにやと、めでたう面白かりし。左大將の隨身は、赤地の錦の、色も紋も目なれぬさまに、このましきを、情なきまでさながらだみて、ませに、山吹を白がねにてうちものして、ひしとつけたり。花の色、かさなりなどまで、こまかにうつくし。露を水晶の玉にておきたる。

いたく印本に  
一本によりて  
改めつ



黄とに印本黄  
にとり作ら一  
本によりて改  
めつたり見  
見ゆ一本見え  
きとしたり

朝日にかゞやきて、すべていみじうぞ見ゆる。西園寺の隨身も、おなじ錦なれど、松をむすびて、鶴のまるを白と黄とにうちてつけたる、山吹よりは、にほひなく見ゆ。さまざまの神寶、神馬、幣帛など、夜もすがらの、しりあかして、又の日の暮つかた、かへらせ給ひぬ。

○一の左に云々 舞人を左右に分ち、左の一番に舞ふものをいふ。○好みと、のへて よきをえり、好みと、のへてとなり。○過したるほど 通冬よりは、年齢の甚しくすぎたるをいふ。○ひげがち 鬚髯多く生ひたるをいふ。○ねび給 年ふけたるをいふ。○小きに云々 いとちひさき童なる通冬と、鬚の多き老成の通宣と立ちならびたれば、その様の見にくき事は、たとふるものなしとの意。○たとしへなく 鬚ふるものになき意。○むづかしさに 煩はしく厭はしきをいふ。こは地の詞なり。○大將の隨身 弘安禮節に、「大將大臣八人」とあり。○けには見ねば云々 眼前に見ざれば、實際の様はしらすとなり。○花を折る 花を折りてかざすにて、艶にはなやかなるをいふ。○赤地の錦を云々 こは、狩衣なるべし。○なさけなきまで云々 なさけなきは、無情にて、あまりに趣なしと思ふまでの意。さながらだみては、すべて一面にいろどりするをいふ。○ませ 籬にて、籬に山吹の花のさきたるさまを、銀の打ものにして付けたりとなり。○打もの 金屬を打ち鍛へてつくりたるをいふ。○花の色 山吹の花の色いひ。○かさなり 花曇のかさなりたるさま。○こまかにうつくし 細密に美麗なりとなり。○露 山吹に置ける白露を、水晶の玉をもて作れるなり。○松をむすびて 松の模様を、糸にて結びつけたるものにて、即、結び狩衣なり。烟の末々の巻(一七三)併せ見るべし。○山吹よりは云々 左大將經忠の隨身の着たる山吹の狩衣よりは、はえなく、艶ならずとなり。○にほひなく 艶麗ならぬをいふ。○神寶 神社の寶物。○神馬 神に奉る馬。○幣帛 みてぐらなり。以上皆石清水の八幡宮に奉獻するものをいへり。○

又の日の云々 續史愚抄に、「廿四日庚戌、自石清水一行幸還御」とあり。

などの二字印  
本になし一本  
つによりて補ひ

おなじ四月十七日、賀茂の社に行幸なる。上達部など、多くはさきにおなじ。衣がへの下がさねども、けぢめなくすゞしげなり。別當の下部、このたびは十二人、かちむに、雉の尾をしろく打ち違へてつけたる、これもけちえむに、このましげなり。明くる日は祭なれば、かむだちの方、うちつゞき花やかにおもしろし。今日の使は、徳大寺、中將公清なり。春宮、大夫公賢の聲にておはすればにや、左大臣の大炊御門富小路の御家よりぞ、いてた、いれる。人がらといひ、よろづめてたく見ゆ。萌黄の下がさね、御家の紋のもかうを、いろく織りたりしにや、近頃のつかひには似ず、いとみじくきらめき給へり。中宮の使は、亮藤房なり。この頃、時にあひたるものなれば、いと清げに、劣らぬさまなり。

いひの二字印  
本に脱せり一  
本によりて補ひ  
中宮の下  
本御字あり

○賀茂の社に云々 續史愚抄に、「四月十七日壬申、雨、行幸賀茂下上社、即還御、行幸上卿春宮権大夫具親、辨左中辨成輔朝臣、奉行藏人頭中宮亮藤房朝臣」とあり。賀茂社及び、さきの石清水行幸に、華美を競へりし事、花園院宸記に、「今度兩社行幸、无制符、仍上下著綾羅錦繡、忘儉素、事奢侈」とあり。○衣がへ 四月の朔日、冬の衣を、夏衣にあらたむるなり。その儀、公事根源に載せて、宮中の御帳、帷、壁代、疊等をもかふるよし見えたり。○けぢめなく 衣がへなれば、みな生絹の下襲にて、いづれもおなじさまに、すゞしげに見ゆとなり。○かちむ 裝束色裳に、「張良傳曰、老父衣褐、陸佃曰、黄黑色、今俗謂之茶褐色云々、褐は、茶色に當る。かちむとは、褐を、妾にはねて唱ふるなるべし」とあるいかゞ。貞丈雜記に、「かちん色といふは黒き色をいふ。いにしへ異國



より褐布といふものを渡しけり。その色黒き色なりし故、黒色をかち色とも、かつ色ともいふ。褐の字をかつとも、かちともよむ故なり」といへり。今藍色の濃く黒ずみたるをいへり。○雉の尾を云々 雉の尾の形を、兩方より打違へたる形を、白色に染めぬきたるなり。○祭 賀茂祭にて、四月中酉日に行はる、なり。○かむたち 神館にて、賀茂の齋館なり。神道名目類聚抄に、「神事潔齋ノ時、神官參籠スル所ナリ」と見え、花鳥餘情に、「神館は、ただすと御祖との間に、おきみちといふ所にありといへり」と見えたり。○うち續き 行幸につゞきて、祭あるをいふ。○今日の使 祭の使をいふ。公事根源に、「當日の使は、近衛の中少將つとむ」とあり。續史愚抄に、「十八日癸酉賀茂祭、近衛使左少將公清朝臣、中宮使亮藤房朝臣藏人頭」とあり。○左大臣 實泰は、公清の外舅にて、公賢の父なり。○人がら その人の身分の意。○御家の紋 徳大寺家の紋所をいふ。立車記に、「徳大寺左大臣實能公の時より、木瓜を家紋とせる」よし見え、雲上明覽にも、この紋を載せたり。○もかう 木瓜にて、菓の紋をいふ。菓の紋の事、老の波の卷(三九四)に註せり。さて、萌黄色の下襲に、菓の紋を色々に織りこみたるをいふ。○時にあひたる この藤房は、このころ君寵を蒙り、勢を得たる人なりとなり。

この頃印本に  
近頃とあり一  
本によりつ  
御悦一本御祝  
とあり

その廿七日に、任大臣の節會おこなはる。左大將經忠右大臣にならせ給ふ。内大臣冬教左にうつり給へば、右大將實衡内大臣になさる。又の日、やがて、右大臣殿大饗行ひ給へば、尊者には内大臣参りたまふ。近衛殿、この頃は、御惱がちにてのみ臥し給へれど、今日の御悦に、めづらしくいてあさせ給へり。法皇は、今は大覺寺殿にのみおはしませば、大炊御門の式部卿のみこの御家を、内大臣殿申しうけて、おなじ日、大饗したまふ。尊者には右の大炊、やがて、我が御家の大饗はつるまゝに、ひきつれてわたり給へり。あるじもま

たまへれ印本  
へ本の字なし一  
ひつよりて補

れ人も、大將かねたまへれば、隨身ども、えならずけいめいして、かたみにけしきとりかはしたる、いとおもしろし。あるじのおと、琵琶、右衛門、督兼高筆、隆資、朝臣笙、室町三位、中將公春琴、教宗、朝臣笛、有頼、宰相拍子とりて、遊びくらし給ふ。御前の物どもなど、常の作法にことをそへて、こまかにきよらかなり。

○任大臣の節會 大臣に任せらる、に依て、節會を行はる、なり。花園院宸記に、「四月廿七日任大臣節會云々、左大將任右大臣、右大將任内大臣、兩大臣今夜行饗云々、互爲尊者等云々」とあり。○大饗 大臣大饗にて、宴會をひらきて、公卿を饗するなり。尊者は、宴席につらなる上客をいふ。いづれも、新島守の卷(六七)に見えたり。○今日の御悦 近衛家平は、右大臣經忠の父なれば、その任大臣をよろこびて、病をつとめて、宴席に出でたりとなり。○式部卿のみこの家 大炊御門京極にあり。常盤井殿といへり。上に見えたり。さて大臣大饗に、然るべき所を申しうけて行はる、は、故實なる事、徒然草に、「大臣の大饗は、さるべき所を申しうけて行ふつねの事なり。宇治左大臣殿は、東三條殿にておこなはる。内裏にてありけるを、申されけるによりて、他所へ行幸ありけり。させる事のよせなければども、女院の御所などかり申す、故實なりとぞ」と見えたり。○ひきつれて云々 右大臣經忠の大饗を畢りて、直に主客打つれて、常盤井殿にゆきたりとなり。○あるじも云々 主人實衡は、右大將をかね、尊者經忠は、左大將をかねたり。○まれ人 客人にて、實衡大臣の大饗の尊者經忠大臣をいへり。○けしきとりかはしたる 左右大將の隨身、互に様子をつくりたるさまをいふ。○右衛門督 兼高は、非參議なれば、右衛門の督は、全く別人にや。公卿補任元亨四年の條、欠けてなければ詳ならねど、同書前後によるに、兼高は三位にて官職なく、右衛門督は師賢宗平の中なれば、この處誤脱あらんか。御遊抄には、兼



守とあれど、他にさる人間えず。高の草體、守と相似たれば、誤りしものならん。○御前の物ども云々 尊者の御前をはじめて、すゑわたす膳部ども、その他の儀は、例の作法よりも、事こまかにて、一層丁寧に美麗をつくされたりとなり。

その後いくほどなく、右大臣殿の御父君前、關白殿家平、御惱重くなり給ひて、御ぐしおろさる。にはかの事なれば、殿の内の人々、いみじう思ひさわぎまどへり。この殿、若くおはします頃は、女にもむつまじくおはしまして、この右大臣殿などもいでき給ひける。中頃は、男をのみ御傍にふせ給ひて、法師の兒のやうにかたらひ給ひつゝ、ひとりわたりづつ、いと花やかに時めかし給ふ事、けしからざりき。左兵衛督忠朝といふ人も、かぎりなく御おぼえにて、七八年がほどいとめてたかりし。時すぎてその後は、成定といふ諸大夫いみじかりき。

○御ぐしおろさる 續史愚抄に、「元亨四年三月二十九日乙卯、前關白左大臣家平落筋、法名□□四十三歳」とあり。○女にもむつまじく 女色を愛してとなり。○ふせて 臥させての約にて、臥せしむる意。○法師の兒云々 法師の、女色に近つかずして、稚兒のみ愛するが如くにとなり。○ひとりわたりづつ 諸本皆かくのごとくなれど、おもふに、わたりは、ふたりの誤にて、一人二人宛にや。さらではきこえがたし。○左兵衛督忠朝 公卿補任に見えざれば、督は、佐の誤にや。尊卑分脈花山院家忠の裔に、正三位長忠の子、從六位右兵衛佐刑部卿忠朝とある人なるべし。さては左兵衛も、右兵衛の誤ならん。○御おぼえ 寵幸せらるゝをいふ。○諸大夫 もとは攝關大臣の侍所に候じ、やう／＼なりのぼりて殿上をもゆるされ、高官にす、むものなり。烟の末々の巻(一

おろさる印本  
一本にありて  
改のつより  
さわぎ云々印  
本さわぎ大  
た若くてぞ  
本によりつ  
左兵衛督一本  
り左衛門督とあり

七五)に註せり。

いたく印本  
は誤れり今  
本に  
給へる一本給  
へつるとあり

めしとり印本  
一本によりつ

この頃は又、隱岐守頼基といふもの、童なりし程より、いたくまとはし給ひて、昨日今日までの御召人なれば、御ぐしおろすにも、やがて御供仕うまつりけり。病おもらせ給ふほども、夜晝御傍はなたずつかはせ給ふ。既にかざりになり給へる時、この入道も、御後にさぶらふに、よりかゝりながら、きと御覽じ返して、「あはれ、諸共にいてゆく道ならば、うれしかりなむ」との給ひもはてぬに、御息とまりぬ。右大臣殿も、御前にさぶらはせ給ふ。かくいみじき御氣色にてはて給ひぬるを、心うしとおぼされけり。さてその後、かの頼基入道も病づきて、あと枕も知らず、まどひながら、常は人にかしこまるけしきにて、衣ひきかけなどしつゝ、やがて参り侍るゝと、ひとりごちつゝ、ほどなくうせぬ。粟田の關白のかくれ給ひにし後、「夢見ず」となげきしものゝ心ちぞする。故殿のさばかり思されたりしかば、めしとりたるなめりとぞ、いみじがりあへりし。

○まとはし まつはしと同じく、懐かしみ、つきまつはしむる意にて、常に側をはなたず候せしむるなり。○昨日今日まで 只今の意。○御召人 召しつかはれて、寵遇をうくる人の意。常は寵愛する女をいふなるが、こゝは頼基をいへり。○御供つかまつり 家平と同じく出家するをいふ。○きと 俗にキツトといふ意なり。○いでゆく道ならば 汝ともろともにゆかる、冥途ならばとの意。○御息とまりぬ 常樂記に、「正中元年五月二十一日、近衛前殿薨」とあり。○あと枕も知らず 前後もしらす、もがきまはるをいふ。あととは、足の方にて、







月とあるは誤なるべし。○御修法 續史愚抄に、「五月廿九日甲寅、爲法皇御惱御祈、於大覺寺殿、被始行五壇法云々、六月七日辛酉、大覺寺殿五壇法結願、御實後日可謂功文」とあり。○また、これまでも、御息災などの御修法行はれし上に、こたび御惱によりて、また、始め行はれたりとなり。○かしはばさみ 冠の纒をわがねて、白木をもて夾みたるを云ふ。武官の冠は、通常巻纒なるを、文官も、非常の事あるときは、かしはばさみして、參内する例なりとぞ。老の浪の卷(三三四)にも出でたり。○逃げき嵯峨野 内裏より、後宇多法皇の御所なる、大覺寺にかよふ道なり。○れうの御馬 左右馬寮の御馬をいふ。三内口訣に、「禁中ニハ、被置左右馬寮、被繫御馬候、是ヲ號寮ノ御馬候」とあり。○むけにたのみなき云々 一向に御危篤のよしを奏すれば、り。○大覺寺殿へ行幸云々 おぼしいづの下、行幸の記事なく、たゞちに、法皇御對面のさまを記したれば、文意通ぜず。脱文あるべし。さて行幸の事は、園太曆康永四年七月の條に、「正中元年行幸大覺寺廿二日還御」と見え、花園院宸記に、「去十六日行幸、依滿七日、廿二日還御、臨獲麟之期、又行幸、及辰刻還御云々、或云、行幸以前崩御」とあり。○萬の事とも云々 御門法皇御對面ありて、さまざまの御物語ありしをいふ。○性圓と云ふの事云々 この法親王の御母は談天門院にて、皇胤運紹錄に、「二品、大覺寺、後宇多法皇御附法」とあり。○みさうみまき云々 庄園御牧にて、數多の庄園御牧を、大覺寺に寄附し給ふとなり。○法のあるじ 釋氏要覽に、「阿含經云、佛爲說法主、今古皆以說法知法之僧爲法主、如僧叡謂僧導日常爲萬人法主」と見えたり。さてこれは法皇の御遺勅なり。○見給へざらむと 崩御の後をいふ。○うしろめたからぬ 後目いたからぬにて、顧慮し給ふ所なかるべき様に、御門に御遺勅あらせられしなり。

その、ち、御うまごの春宮行啓あり。世をしろしめさむときの御心づかひなど、今すこし、

改め本によりて  
改め本によりて  
改め本によりて

こまやかに聞えしらせ給ふ。宮は、先帝の御かはりにも、いかで心のかぎり仕うまつらむとあらましおぼされつるに、あかず口をしようて、いたうしほたれさせ給ふ。御門の御なからひ、うはべはいとよけれども、まめやかならぬを、いと心苦しと思さるれど、ことにいて給ふべきならねば、只、大かたにつけて、世にあるべき事ども、又、この頃、すこし世にうらみあるやうなる人々の、我が御心には、あはれとおぼさる、などあまたあるをぞ、御心のま、なる世にもなりなむ時は、かならず御用意あるべくなど聞え給ひけり。中御門の大納言經繼、六條の中納言有忠、右衛門、督教定、左衛門、佐俊顯など聞えし人々の事にやありけむ。

○世をしろしめさむ云々 天下を治め給ふべき御心得などを、細密に法皇の仰せありとなり。○今すこし云々 主上に仰せられしよりも一層の意。○先帝の御かはりにも云々 東宮のおぼしめすさまなり。法皇に、御父後二條天皇の御かはりとして、何とぞ、孝養をつくし稱らんと思されつるに、法皇のかくたのみ少くならせ給へるを、能かず口惜し、なけき給へるよしなり。○あらまし 明らかじめ、はかり思しめすをいふ。○御門の御なからひ云々 法皇の思しめすさまなり。後醍醐天皇と、東宮邦良親王との御なからひは、うはべには、うるはしく見えさせ給へども、内々は、むつまじからずおはしますを、心ぐるしくおぼさるれど、打いでての給ふべきならねばとなり。花園院宸記に、「近年禁裏龍樓不和、法皇御旨在東宮、依之、舊臣等懷怖如踏薄氷云々」とあり。○まめやかならぬ 眞實に御中よからぬをいふ。○ことに出で給云々 言葉に出して言はる、事にてもあらねばとなり。○大かたにつけて云々 これも法皇の御遺勅なり。大かたは、大凡の意にて、一體につけて、世に處



さて二字印に  
に補ひ給ふ  
給ふに補ひ  
て改め給ふ

心ぼそく云々  
頼み聞えさせ  
頼み聞えさせ  
頼み聞えさせ

し給ふべき御心得の大概、及び御登極の後には、しかんと、御用意の事を示し給へる意也。○世にうらみある云々 當時志をえずして不平をいただける人々に對して、東宮のそれをあはれと思しめすをば、必、あけ用ひ給ふべしなど、仰せられたりとなり。

さてその夜は、とまり給へるもしろしめさて、夜うち更けて、少し驚かせ給ひて、「春宮はいつかへり給ひぬるぞ」との給ふに、うちこわづくりて、近く参り給れば、「いまだおはしましけるな」とて、いとらうたしと思されたる御氣色、あはれなり。大方のけしき、院の内のかいしめりたるありさまなど、よろづおぼしめぐらすに、いと悲しきこと多ければ、宮うちなき給ひぬ。心ぼそういみじとのみおぼさるゝに、正中元年六月廿五日、終にかくれさせ給ひぬ。御年五十八にぞならせ給ひける。後宇多院と申すなるべし。御門、又、御服たてまつる。あけくれ、ねむごろにけうじ奉り給ふさま、いとかたじけなし。御女の皇后宮ときこえし、今は達智門院と申すも、まいて、一所をのみ頼み聞えさせ給へるに、心ぼそういみじと思し歎く事かざりなし。

○とまり給へる云々 東宮、大覺寺殿へ御滞留ありしを、法皇しろめさすしてとなり。○驚かせ給 御目を覺し給ふこと。○春宮はいつ云々 法皇の御詞なり。○うちこわづくり云々 うちには接頭語にて、こわづくりは、しはぶきすること、さて東宮の咳はらひして、法皇の御そば近く参り給へるをいふ。○かいしめりたる云々 御臨終もちかづきたれば、御所の内の、打沈みしをれたるありさまをいふ。○心ぼそく云々 春宮の御心をいふ。

頼み奉り給へる法皇の、かくならせ給ひぬれば、東宮も、他による所なく、心ぼそくおぼしめすととなり。こは、上に見えたる、みかど東宮の御なからひの事を、含ませたるなり。○かくれさせ給ひぬ 一代要記に、「元亨四年六月二十五日、於大覺寺崩御、號後宇多院、年五十八」とあり。○御服たてまつる 御喪服を着給ふなり。さてここに又とあるは、これよりさき、元應元年十一月十五日、御生母談天門院崩じ、今また法皇御事あるをもて、しかいへり。○けうじ奉り 孝養をつくし給ふをいふ。即、佛事供養を懸にせらるゝよしなり。○達智門院 法皇の御一女、主上と御同母にて、談天門院の御はらなり。○一所をのみ云々 御生母談天門院は、先年かくれ給ひ、今は、御父後宇多法皇一所をのみ、頼みに思されしをいふ。

むかしの内侍のかむの殿、近頃院號ありて、萬秋門院ときこゆるも、故院の御かげにてのみ過し給へれば、より所なくあはれげなり。御四十九日は、八月十日あまりの程なれば、世の氣色、何となくあはれ多かるに、女院宮たちの御心のうちども、朝霧よりもはれまなし。十五夜の月さへかきくもれるに、故院の御位の時に、宰相、典侍とてさぶらひしは、雅有の宰相のむすめなり。その世のふるき友なれば、おなじ心ならむと、思しやるもむつまじくて、萬秋門院よりのたまひつかはす。

仰ぎみし月もかくる、秋なればことわりしれとくもる空かないとあはれに悲しと見奉りて、御かへし、宰相、典侍、

ひかりなき世はことわりの秋の月涙をへてやなほくもるらむ

の君と殿たるむ  
本ありしとむ  
近頃二字印  
に補ひ給ふ  
に補ひ給ふ  
に補ひ給ふ

御位印本に御  
の字なし補ひ  
に脱せり今本  
により二字印  
に脱せり今本  
により二字印

空本に脱せり  
に脱せり今本  
により二字印  
により二字印  
により二字印



まに印本ま  
まにはとあり  
一本によりて  
改めつ

永嘉門院、西華門院など、いづれもおぼし歎く人々おほかり。春宮も、いと戀しく、哀とのみ思ひ聞え給ふまゝに、御法事をぞ、まめやかに勤めさせ給ひける。大覺寺にては、性圓法親王とりもちて行はせたまふ。御門、春宮の御法事は、龜山殿の大多勝院にてつとめらる。

○内侍のかむの殿 圓明寺關白實經の女、もと後二條天皇の尙侍なり。かむは、かみの音便にて、尙侍は、内侍所の長官をいふ。女院小傳に、「萬秋門院、瑣子、元應二年三月廿六日准三宮、五十三、同日院號定」と見えて、後宇多法皇の寵幸淺からざりし事は、浦千鳥の卷(四八七)にあり。○より所なく 法皇崩御あれば、外に頼むべきかたなきをいふ。○四十九日 人死して後、七日の齋を七たび重ねて、即、四十九日に至れば、必ず魂魄定まりぬとて、法事を修する也。釋氏要覽に、「人亡毎至七日、必營齋追薦、謂之累七、又云齋七。瑜伽論云、人死中有身、冥間化起二相、似身傳識、謂之中有、若未得生緣、極七日住。中陰經云、中有極壽七日、若有生緣即不定、若極七日、必死而復生、如是展轉生死、乃至七七日止、自此已後、決定得生云々」と見たり。さて、法皇の四十九日は、續史愚抄に、「八月十三日丁卯、故院七七、先被定御誦經使云々」とあり。○世の氣色云云 秋も半ば頃になりたれば、四方の氣色も、何となく物あはれに、悲哀を感じることの多きにと也。○ふるき友なれば云々 萬秋門院、いまだ尙侍にて、後二條天皇につかへ給ひし時の友なればの意。○おなじ心云々 我と同じ心に、法皇の崩御をかなしみ奉り、慕ひ居るならんとの意なり。○あふき見しの御歌 新千載集に、「後宇多院かくれさせ給ひての八月十五夜の月くもりて侍りけるに、宰相典侍につかはしける。萬秋門院」とあり。さて一首の意は、法皇のかくれ給ひて、皆人のかなしめる年の秋なれば、そのことわりをしれとて、こよひ十五夜の空さへかきくもる事よとなり。上二句は、月を法皇によそへ奉り、そのかぐる、を、崩御にたとへていへるな

り。○ひかりなきの歌 日月の光と頼み奉れる法皇の、崩御まじつたれば、十五夜の空のかきくもりて、月影の見えぬもことわりなり。まして、法皇をかなしみ奉る人々の涙のそはりて、いよく空のかきくらしたる事ならむ。されば月も見えぬにこそあれとの意なり。○永嘉門院 法皇の妃、宗尊親王の御女なり。女院小傳に、「永嘉門院瑣子、元亨四年七月廿九日出家、後宇多五七日也」とあり。○西華門院 こも後宇多法皇の妃、後二條天皇の御母にて、内大臣具平の女なり。○御法事 四十九日の御法事なり。○御門春宮の御法事 御門春宮のいとなませ給ふ法事なり。○大多勝院 龜山殿にあり。おりる雲の卷(二二七)に見えたり。

あはれ〜といひつゝも、過ぎやすき月日のみうつりかはりて、年もかへりぬ。をとどしばかりより、又重ねて撰集のこと仰せられしを、爲世の大納言二度になりぬればにや、爲藤の中納言にゆづりしを、いくほどなく、かの中納言惱みてうせぬ。いといとほしうあはれなり。故爲道朝臣のうせにし、只月日ふれど、絶えぬうらみなるに、又かくとり重ねたるなげき、大納言の心のうち、いはむかたなし。春宮より、しば〜とぶらはせ給ふ御消息のついでに、

おくれある鶴の心もいかばかり先だつ和歌のうらみなるらむ  
御かへし大納言爲世、

おもへただ和歌の浦にはおくれゐて老いたるたづの歎く心を  
世に歌よむとおぼしき人の、あはれがり歎かぬはなし。

年もかへりぬ  
印本に年々と  
あり一本とあ

爲世  
爲道  
爲定  
爲藤  
爲冬



○年もかへりぬ 正中二年なり。○をどしばかり 元亨三年なり。○撰集の事云々 拾芥抄に、「續後拾遺集二十卷、元亨三年七月二日、奉<sub>レ</sub>論旨、民部卿爲藤卿撰<sub>レ</sub>之、而不<sub>レ</sub>終<sub>レ</sub>篇、正中元年七月十七日薨去」とあり。○二度になりぬれば云々 爲世卿は、後宇多天皇の院宣を奉じて、正安三年十一月廿三日、新後撰集を撰び、文保三年四月十九日、續千載集を撰びしをいふ。新後撰集の事は、つけの小櫛の卷(四六八)に、續千載集の事は、秋のみ山の卷(五一八)に見えたり。○爲藤中納言云々 常樂記に、「正中元年七月十七日、侍從中納言爲藤逝去」とあり。○故爲道朝臣云々 尊卑分脈に、「左中將、正四下、永仁七五五卒、廿九」とあり。○うせにし 一失せにし事はの意なり。○とり重ねたるなげき 爲道爲藤二子の、打つ<sub>レ</sub>きてうせにしなければいふ。○おくれるるの御歌 爲道爲藤に先だたれて、あとに残りたる爲世卿の心は、いかばかり悲しく、うらめしからむとなり。さて爲世卿を鶴にたとへ、鶴の縁と、和歌の家なるによりて、和歌の浦をひきいで、浦見に恨みとかけ給へり。○おもへただの歌 かく二人の子におくれし、この老人の心のかなしさを、酌量し給へとの意なり。たづは田鶴の略、たゞ鶴といふにおなじ。こも鶴を爲世自身にたとへたるは、前の御歌をうけてなり。○歌よむとおぼしき人歌よみと思はる、やうなる人の意。

せめて、勅撰の事撰びはつるまで、などかはとぞ、ひとぞうのなげき、いとほしげなり。故爲道の中將の二郎爲定といふを、故中納言、とりわき子にして、何事もいひつけしかば撰歌の事もうけつぎて、沙汰すべきなどぞ聞ゆる。大納言は、末の子爲冬の少將といふを、いたくらうたがりて、このまぎれに、引きや越さましと思へるけしきありとて、爲定もうらみ歎きて、山伏すがたに出でたちて、修行に出でうせぬるなど、いひさたすれば、人々、

ひとぞう一本  
にひとくんと  
ありとも云々  
何事も云々  
下三十字印  
よになし一本  
よりにて補ひ

いとほしうあはれになどもあつかへど、さすが求めいだして、もとのやうにおだしく定りぬとなむ。

○勅撰の事云々 續後拾遺集撰進の終るをも待たず、何とて中途にしてみまかれしぞと也。○などかは 何故に長命しおはしまさやりしかとの意。○ひとぞう 一族なり。○とりわき云々 取わけて養子したりとなり。○いひつけし 指圖をし物を言ひ付けたりとなり。○沙汰 處置すること。○このまぎれに云々 爲藤卿薨じて、嗣子なきに乘じ、末の子にて、官位も高からぬ爲冬をとりたて、二條家嫡流の爲定に打こえさせて、撰集の事なども、とり行はしめんととの意。○山伏すがたにて云々 山伏は修験者なり。書言字考に、「修験者、俗云三山伏、毎歲入<sub>レ</sub>大峯熊野<sub>ニ</sub>苦修、故云<sub>ニ</sub>修験道<sub>ニ</sub>傳云、役行者法流、或云、行者叔父願行爲<sub>ニ</sub>之始祖、後世有<sub>ニ</sub>顯密二派<sub>ニ</sub>、本山當山二流<sub>ニ</sub>とあり。○もてあつかへど うはさしたれどの意。○さすが さうはいふもの、爲定を捜し出してとなり。○もとのやうに 初の如く爲定に家を繼がしめてとなり。○おだしく 平穩になり。さて爲定は、祖父爲世のしわざを怨みかなしみて、山伏となり、修行にいでて、行方しれずなりたれば、人々も氣の毒がりて、あはれなる事なりなどと、とり沙汰したれば、爲世も、さすがに思ひかへして、爲定を求め出して、もとの如く家をつがせて、事おだやかにとりはからひたりとなり。

そのころ、なが月ばかり、まだしの、めの程に、世の中いみじくさわぎの、しる。何事にかと聞けば、美濃國の兵にて、土岐の十郎とかや、また多治見の藏人などいふ者ども、忍びのぼりて、四條わたりに立ちやどりたる事ありて、人にかくれてをりけるを、早う又告げしらするものありければ、俄にその所へ、六波羅よりおしよせて、からめとるなりけり。

ありて三下  
びしらすの  
る字印本に  
りし今一本に







の御憤云々 御遺勅を引違へたる御憤の、今まで残れるをいふ。○柿の衣 柿色の衣にて、柿色とは、代赭色の濃きものなり。當時山伏の先達の着る赤色無紋の衣をいふ。○あやる笠 嬉遊笑覽に、「蘭は、和名抄に、るとよめり、疊の表に織る草なり。これを編作る故、綾の笠といふ云々、古は此笠を、ゑぼうしのうへに着たり。後三年合戦繪などに見ゆ。また田樂法師これをきる」と見え、貞丈雜記に、「今のおみ笠也、但、今の編笠はふかし、あやる笠はふか、らす。一名ひでり笠ともいふ」と見えて、その圖を載せたり。○ゆあみに下る 温泉に浴する爲といひこしらへてとなり。○思ひあはせける 俊基の度々の田舎ありきは、かゝる金の爲なりけりと、人々は初て合點したりとなり。太平記には、俊基、山門の牒状を読みあやまり、人々に笑はれしを、わざと、恥ぢたる氣色して、籠居すと披露し、山伏の姿に身をかへ、大和河内にゆき、城塙になりぬべき所々を見置き、さて、東國西國をも巡回して、國々の風俗人情を、視察せるよしに記せり。

やめむ一本や  
すめむとあり

事を、まづおだしやめむとおぼせば、かの正應にありしやうなる、ちかひの御消息をつかはす。宣房の中納言御使にてあづまに下る。大かた、ふるき御世よりつかへきて、年もたけたるうへ、この頃は、天下に、いさぎよくうべくしき人に思はれたる頃なれば、この事、更に御門の知し召さぬよしなど、けさやかにいひなすに、荒きえびすどもの心にも、いと忝き事と、なごみて、ぶいなるべく奏しけり。この御使の賞にや。宣房、大納言になされぬ。いとみじきさいはひなり。親は三位ばかりにて入道してき。子どもなどさへ、いと清げにて、あまたあめり。されば、おほやけはしろしめされぬにても、かの人々は、遁る

べき方なしとて、別當は佐渡の國へながされぬ。俊基は、いかにして遁れぬるにか、都へかへりぬれど、ありしやうには出てつかへず、籠り居たるよしなり。かやうにて、事なくしづまりぬれば、いとめてたけれど、うへの御心のうちは、猶安からず、いかならむ時とのみ、おもほしわたるべし。

○いひしらす云々 言はうやうも無きうはさもあればの意にて、御門をおろし奉りて、遠島に遷し奉らむなどのきこえありしなるべし。○まだきに云々 御企の未だ熱せざるに、早くもあらはれしを、残念に思してとの意。○おだしやめむ 穩かに、をさまりをつけむの意。○正應にありしやうなる云々 淺原の亂は、龜山上皇の御慮より出でたりといひ傳へしかば、上皇、誓書を、北條貞時に下し賜ひし事、今日の日かけの卷(四三六)にあり。さて、その例によりて、こたびも、誓書を高時に下し賜へるをいふ。こは太平記にも見えたり。又、續史愚抄に、「十月五日戊午、萬里小路中納言宣房、爲勅使下向關東、今令宣房とあり。○ちかひの御消息 誓書。○ふるき御世より云々 宣房卿は、文永八年正月五日從五位下に叙し、龜山、後宇多、伏見、後伏見、後二條、花園、後醍醐の七代につかへ奉りて、この正中元年は、六十八歳になれり。○うべくしき人に云々 實貞なりと、人々に思はれたるをいふ。○はさやかにいひなす けさやか、けは、發語、さやかは、明亮になり。いひなすはいひこしらへるなり。さて明由に辯解するをいふ。○荒きえびす 物のあはれもしらす、あらくしき人にて、北條氏をさしていへり。○なごみ 和みにて、やわらぐをいふ。○ぶい 無異なり。さて高時も心をやはらけて、事なく平穩に治まるべきよしを、奏聞したりとなり。花園宸記に、「十月廿二日、權中納言宣房卿上洛、有無爲之由御返事云々」とあり。○大納言になされぬ 同書に、「十月廿九日、京官除目云々、卅日、披露開書、權大納言藤原宣房



云々」裏書に、「今度勤使節尤可謂忠臣。或云、依此忠節、頗賞散之儀云々」とあり。○入道してき 公卿補任に、「從三位資通、弘安七年九月四日出家、法名如願、嘉元四年七月六日卒、八十二歳」とあり。○子どもなどさへ云々 宣房の子藤房季房二人ありて、藤房は中納言に、季房は參議に任ぜられて、共に後醍醐天皇の忠臣なりしをいふ。清けとは、立派なるをいへるなり。○別當は云々 北條九代記に、「正中二年八月、中納言資朝卿配流佐渡島」とあり。○いかならむ時云々 一つの世にか、本意の如く、北條氏を滅さむと、これのみおぼし給ふべしとなり。

宗尊親王  
永嘉門院  
准后掬子  
瑠子

月日程なくうつりゆきて、嘉暦元年になりぬ。三月のはじめつ方より、春宮例ならずおはしまして、日々におもらせ給ふ。さまざまの御修法どもはじめ、御祈なにかやかと、伊勢にも御使たてまつらせ給へど、かひなくて、三月二十日、遂にいとあさましくならせ給ひぬ。宮の内、火をけちたる心ちして、まどひあへり。御乳母の對の君といふ人、夜晝御傍さらず候ひなれたるに、いみじき心まどひ、誠にをさめがたげなり。かざりと見え給ふ御顔にさしよりて、「かくのこりなき身を御覽じすて、は、えおはしましやらじ。今一度、御聲なりとも聞かせ給ひて、いづ方へも、御供にゐておはしましてよ」と、聲も惜まずなき入り給へるさま、いとあはれなり。すべて、宮の内とよみなしぶさま、いはむかたなし。永嘉門院は、御子もおはしまさねば、年月、このみやを、故院聞えつけさせ給ひしかば、今もひとつ院におはします。御息所にも、やがて故院の姫宮を、女院の御傍にかしづき聞え

給ひしを、あはせ奉り給へれば、又なきさまにおぼしかはして、過ぐさせ給へるなど、いみじうしづみ入り給へり。

○御修法ども云々 續史愚抄に、「嘉暦元年二月十六日辛酉、於春宮御所、爲御備御祈、被始五壇法云々」とあり。○伊勢にも云々 伊勢大神宮へ奉幣の使を立つるなり。○いとあさましく云々 歴代皇紀に、「邦良親王、正中二年三月廿日薨、二十」とあり。○火をけちたる けちは、消すなり。暗夜に火を失ひたるやうにとなり。○候ひなれたるに この下、宮薨去し給ひてといふ詞を補ひて心得べし。○心まどひ云々 悲しさに途方にくれて、心みだる、をいふ。○をさめがたげなる とり鎮め、我慢しがたき意なり。○かざりと見え給ふ 今は御臨終と見ゆる御顔の近く寄りてとなり。○かくのこりなき云々 御乳母の詞なり。かくよはひかたぶきて、餘命いくばくもなき、この乳母を見すて給ひて、いづくへおはしますにか、君ひとりのみは、いかでかやり奉らむと也。○えおはしましやらじ 何所へも出行きやられまじとなり。○ゐておはしましてよ 率る連れて出行きて給はれよとなり。○とよみなしづ 聲をたて、泣き悲しむをいふ。○故院聞えつけさせ給云云 後宇多法皇、東宮邦良親王の御事を後見するやうに、永嘉門院に申し給ひて、その御母代となし奉れりとなり。○ひとつ院 土御門萬里小路殿なり。○故院の姫宮を云々 祿子内親王なり。後宇多帝の皇女にて、御母は宗尊親王の御女掬子女王なれば、永嘉門院の姪にあたり給へり。さてこの姫宮の、御叔母永嘉門院の傍にかしづかれ給へりしを、皇太子の御息所になし奉れりとなり。上欄の系圖を見るべし。○御息所 東宮の妃をいふ。つげの小櫛の巻(四五二)に註せり。○またなきさまに云々 邦良親王と、祿子内親王との御中らひをいふ。

さてあるべきならねば、常の行啓のさまにて、先帝のおはしまし、北白川殿へぞ、入れ奉

ならねば印本  
にあらばと



あり今一本に  
土用の下二本  
に入るの二字  
あり一本に定  
めとあり

御位印本御字  
なり一本に  
りておきて印  
本さしおきて  
とあり一本に  
よりつ一本に  
思ふらむ印本  
に思はむと  
あり一本に

らせ給ひぬる。土用のほどにて、しばしかしこにおはしますさへいとかなし。院號などの沙汰もあるべくこそ。されど、おはしまし、時に、その事はよしなかるべく、仰せられおきしかば、内よりも、聞し召しすぐしけり。晝の御座のよそひとりこぼち、火たきやなどかき拂ふ程、猶うつゝともおぼえず。堀川の女御の、「見えしおもひの」などの給ひけむは、この世ながら、御心との御あかれなれば、うらやましくさへおぼゆ。さしあたりてのあはれはさしおきて、先帝の御位ながらうせ給へりしだにあるを、又かく、なかばなるやうにて、あさましければ、世の人の思ふらむ事も心うく、一方ならぬ歎にそへたるうれへ、いはむ方なし。大方我が身をかざりはてぬると、思ふ人のみ多かりき。

○常の行啓のさまにて云々。また御存命の體にて、土御門萬里小路殿より、北白川殿に遷し奉るなり。北白川殿は、草枕の卷(三二八)に見えたり。○土用のほどにて云々。土用中、土を犯すは、大に悪しきよしなれば、御葬送をもはかり給へるなるべし。假名曆略註に、「土用とは、土の氣始て事を主る日也、凡一歳の内、五行の氣、互に循環して、以て四時をわかち、もつて歳序をなす也。春は木氣事を主り、夏は火氣事を主り、冬は水氣事を主る。每氣七十三日有奇を主る也。唯、土は中央に有て、四季に應じて、各十八日有奇を主る也。其始の事を主る日を土用の入とす。都て、土用の中は、造作、修造、柱立、礎、或土を動し、井を堀、壁ぬり等、一切を犯すに大に悪し」とあり。○かしこに。北白川殿なり。○よしなかるべく云々。院號を奉るは無益なりと、御遺令ありしをいふ。○晝の御座。常の御まし所なり。○火たきや。衛士の、夜中に火をたきて、東宮をまもり奉るところなり。

○かき拂ふ。取り壊すこと。○堀川女御の云々。後一條天皇の太子小一條院の女御にて、堀河左大臣顯光の女なり。後拾遺集雜に、「小一條東宮ときこえける時、おもはずに位おり給ひけるに、火たきやなどこぼちさわぐをみて、よみ侍りける。堀川女御、「雲るまで立ちのぼるべき煙かと思ひのほかにもあるかな」とある歌なり。こは榮華物語、及び大鏡にも詳なり。○この世ながら云々。この世ながらは、御存命のまゝの意。御心と、自身の御心にての意。あかれは、別れに同じ。さて邦良親王の、東宮の御位ながら、かくれさせ給へるにくらぶれば、小一條院の、御存命中、我が御心と、東宮をのかせ給ひしこそ、思ひのこす事もなく、なか／＼に、羨ましく覺ゆれとなり。○さしあたりてのあはれさ。目のあたりのあはれさは、そのまゝにそれとしての意。○先帝の位ながら云々。御父後二條天皇の、御位の儘にて、かくれ給へるのみにても、あかぬ心ちせられて悲しきに、また御子邦良親王の、東宮の御位のまゝ、中途にてかくれさせ給へば、なみ／＼ならぬ歎きに、打そへたる悲しさは、譬へむ方なしとなり。○なかばなるやう。帝位にも登らず、中途にてとなり。○世の人の云々。世間の思はくや、口やすからず噂せむことを、心に辛く思ふなど、一通りならぬ歎きの上に、さやうなる心配など、言はうやうもなしとなり。○大方我が身をかざり云々。東宮の薨じ給へるによりて、東宮つきの人々、または不平をいだきて引籠り、東宮の御登極をまちたる人々も、前途の望みつきぬと、思はぬはなかりきとなり。上文、後宇多法皇の遺詔、及び次の文どもあはせ見るべし。

有忠の中納言、先坊の御使にて東に下りにし、いつしかと、思ふさまならむ事をのみ待ち聞えつる、踐祚の御使の都に参らむと、同じやうにのぼらむとて、いまだかしこにもおせられつるに、かくあやなき事の出てきぬれば、いみじともさらなり。三月三十日、やがて、

聞えつる印本  
あり今一本に  
あり一本に



本のせられ  
本の字なし  
ひつよりて  
補

かしこにて頭おろす、心のうちさこそはとかなし。

おほかたの春のわかれの外に又我が世つきぬる今日の暮かな

○いつしかと思ふさま いつしかは、いつか早くの意。思ふさまならむ事は、自分らの希望のまゝにならん事となり。即、邦良親王、踐祚し給ふべき事をいふ。有忠卿、鎌倉に下りて、使命をはたしつれど、東宮踐祚し給ふべきよしの使、鎌倉より上洛せんをりに、同道せんとて、いまだ鎌倉に滞留せるをいふ。神皇正統記に、「後宇多院かくれ給ひて、いつしか、東宮の御方にさぶらふ人々、そはくゝに聞えしが、關東に使節をつかはされ、天位をあらそふまでの御中らひに成にき。あづまにも、東宮の御事を、ひきたて申す輩ありて、御いきどほりはじめとなりぬ。元亨甲子の九月の末つかた、漸く事あらはれにしかども、うけたまはりおこなふ中に、いふがひなき事いできにしかば、大方は事なくてやみぬ。その後ほどなく、東宮かくれ給ふ」と見えたり。○かしこに 鎌倉になり。○あやなき事 東宮覺じ給へるをいふ。あやなきは、筋目たぬ事にて、困惑せるをいふ。○かしこにて頭おろす 公卿補任に、「嘉暦元年、前権中納言正二位源有忠、月日出家於關東、法名賢忠」とあり。○おほかたの歌 世間一般に、今日を限りとくれゆく春のわかれの外に、われは、かく世の望みもつきはて、出家すれば、今日の暮をかぎりに、俗界をも出離する事よとなり。春の別は、東宮にわかれたてまつるにかけていへり。我が世つきぬるは、次なるむら時雨の巻、世良親王薨去の條に、「御めのとの源大納言親房、我が世つきぬる心ちして、とりあへず頭おろしぬ」と見え、源氏物語浮船の巻にも、「鐘の音の絶ゆるひまきにねをそへて我が世つきぬと君に傳へよ」とありて、むねと、わが壽命のつきて、死する事にいふ詞なれど、それより轉じて、これはたゞ、うき世の塵をはなれて、出家するをいへり。さて、この歌によりて、巻の名とせり。

公風印一本に  
とあり一本に  
よりて改めつ  
少將一本に  
餘人一本に  
に作れり四人

年頃一本に日  
頃とあり本に  
の二字印本に  
補ひつ一本に  
やうなき一本  
はなれ一本  
たりはなれと  
しりて一本  
りして一本

都にも前の大納言經繼、四條三位隆久、山井の少將敦季、五辻の少將ながとし、公風の少將、左衛門、佐俊顯など、皆頭おろしぬ。女房には、御息所の御方、對の君、帥の君、兵衛督、内侍の君など、すべて男女三十餘人、さまかはりてけり。やむことなき君の御時も、かくばかりの事はいとありがたきを、佛などあらはれ給ひて、殊更に、まよひふかき衆生を、導き給ふかとまで見えたり。御本性のいとなごやかにおはしまし、かば、近う仕うまつるかぎりの人は、年頃の御名残を思ふも、いと忍びがたきうへ、大かたの世にもさしはなたれて、身をやうなきものに思ひすつるたぐひなど、さまざまにつけて、厭ひそむくなるべし。若宮三所、姫宮などもおはしましけり。御息所の御腹にはあらねど、いづれをも、今は昔の御かたみと、あはれに見奉らせたまふ。四月のすゑつかた、夏木立心よげにしげりわたれるも、うらやましくながめさせ給ふ。暁がた郭公のなきわたるも、「いかにしりてか」と、御涙のもよほしなり。

もろともにきかましものをほと、ぎす枕ならべし昔なりせば

○前の大納言經繼云々 この有忠、經繼、俊顯などは、世に恨みある人なるよし、上(五四九)に見えたり。四條三位隆久は、公卿補任に、正二位とあれば、三位は誤れり。○對の君 御乳母なり。○さまかはりてけり 出家して俗體をかへたりとなり。○やむことなき君も云々 聖の君の崩じ給へる時にても、此度の如く、追慕の情にたへずして、かくあまたの公卿、女房達の出家せられしは稀なりとなり。○佛などのあらはれ云々 さるは、



この邦良親王は佛の權化などにて、迷ひふかき人々を、濟度し給はむとて、殊更に生れ給ひ、また早世をもせさせ給へるにかあらんと思はるとなり。○衆生 釋氏要覽に、「梵云僕呼善那、此云衆生、謂衆緣所生故。祐法師云、衆共生世、故名衆生」とあり。○御本性 御性質。○なごやか 柔和なるをいふ。○年頃の御名殘云云 年來の東宮の御なさけの忘れ難き名殘を思へば、實にこらへがたく、限ある別にも、御供さへしたき程なれば、せめて出家せんと思ひなれる土にとなり。○大かたの世にも云々 みかど、東宮の御なからひ、むつまじからずおはしければ、東宮覺し給へるうへは、朝廷にも用ひられざるをいふ。○さしはなたれ 世に棄てられてとなり。○やうなきものに云々 やうは、益の字音にて、世にも用ひられず、棄てられては、かくて承らへあらんも、無益のわざと、我が身を思ひすてたる類もありて、この世を厭離し出家せるならんとの意なり。○若宮三所 康仁親王、邦世親王、及び深守法親王をいふ。○姫宮 嫡子内親王なり。○御息所の云々 康仁親王の御母は、權大納言源定教の女にて、深守法親王の御母は、尾張局なり。○いづれをも云々 この宮たちを、東宮の御かたみと思しめせば、我が腹ならねど、寵愛し給ふとなり。○いかにしりてか わが悲しき心を、いかに郭公の知りて、かくは鳴くならむとの意にて、河海抄幻卷に、「いにしへのことかたらへばほと、ぎすいかにしりてかふる聲に鳴く」とあるをとれり。○御涙のよほし 御涙を催すたねとなるをいふ。○もろともへの御歌 かく、ほと、ぎすのなき渡る聲も、昔ならば、東宮ともろともに聞くべきものを、今は、東宮もましまさず、たゞ一人にて聞くが、かなしさにたへずとなり。

まことや、例のさきに聞ゆべき事を、時たがへ侍りにけり。兵衛、督爲定、故中納言のあをうけて撰びつる撰集の事、正中二年十二月の頃、まづ四季を奏するよし聞えしのこと

うけて印本  
けてに作る一

本によりて改  
めつ

あつむるを印  
本ひるひしに  
作ありともは  
作ありともは  
び新千載集に  
て改めつ

きくそ嬉しき  
一本きくそ嬉  
しきとあり

り、この程世にひろまれる、いとおもしろし。御門ことの外にめでさせ給ひて、續後拾遺とぞいふなる。中宮、大夫師賢うけたまはりて、この度の集のいみじきよし、さまざま仰せつかはしたるに、御返しに、爲定、

今ぞしるあつむる玉のかずく身にをてらすべき光ありとは  
御返し、内の御製、  
かずく〜に集むる玉のくもらねばこれもわが世の光とぞなる

この大夫は、もとより中よきどちにて、常に消息などつかはすに、かく世にほめらるゝを、いとよしと思ひて、兵衛、督のもとへいひやる。

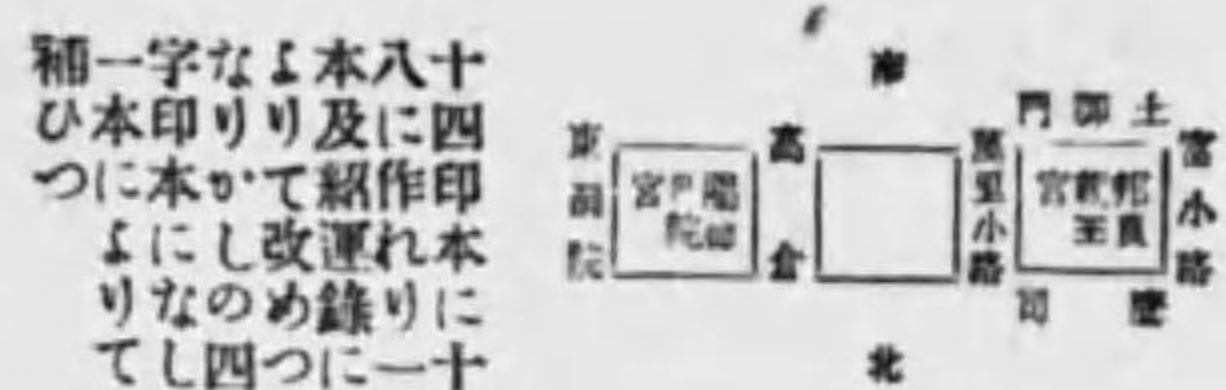
和歌の浦のなみも昔にかへりぬと人よりさきにきくぞ嬉しき  
かへし、  
和歌の浦や昔にかへるなみぞともかよふ心にまづぞきくらむ

○まことや 地の詞なり。俗語のホンニマアといふ意にて、やは歎の辭なり。○さきに聞ゆべき事云々 上にあけたる爲定の事につゞきて、撰集の事を語るべきを、他の物語にまぎれて、前後したりとなり。○撰集の事云云 勅撰目録に、續後拾遺集、後醍醐正中二年十二月十八日、右兵衛督爲定撰、中納言爲藤卿於朝餉、直奉之、撰歌中卒、仍爲定相繼而終、篇奏覽」とあり。○四季を奏する云々 正中二年、四季の部を撰びて奉り、その後、物名、離別、戀、雜等を撰び、この頃之を奏せるなり。○中宮大夫師賢 花山院内大臣師信の男なり。○今ぞし









重修増鏡詳解

五七〇

参り、殿上の座につき、饗饌に預り、祿を給はる事を記せり。○常の事なれど、定れる儀なれども、今まで伺候するものもなく、いとさうくしかりし持明院に、かく公卿たちまゐりつとひて、俄にめでたくなれりとなり。

八月になりて、陽徳門院の土御門東の洞院殿へ行啓ははじめあり。先坊の宮は鷹司なれば間近きほどに、世のおとなひきこしめす入道の宮、女院などの御心のうち、今さらにかたかなし。本院、新院、ひとつ御車にたてまつりて、先立て入らせ給ふ。行啓は、東の洞院おもての棟門に、御車とゞめて、中門まで筵道をしきて、歩み入らせたまふ。御びむづら結ひて、いとさびはにうつくしげなり。十四ばかりにやおはしますらむ。宮づかさども、院の殿上人など、多くつかうまつれり。花ひらけたる心ちどもすべし。あはれなる世のならひなりかし。

○陽徳門院 後深草帝の三女、御母は太政大臣公相の女なり。○鷹司 土御門萬里小路にあり。○間近きほど鷹司殿と土御門東洞院殿との間近きせいふ。上欄の圖を併せ見るべし。○世のおとなひ 世間の騒しき音、東宮行啓の馬車の響なり。○入道の宮 邦良親王の御息所謀子内親王にて、女院は、内親王の御叔母永嘉門院なり。前坊と同居し給へるよし、上(五六〇)に見えたり。○棟門 樓なくして、常の屋棟の如く造れる門を云ふ。秋のみ山の巻(五二四)に註せり。○筵道 御道筋に、筵を敷きて、往來とするをいふ。老のなみの巻(四〇六)にいへり。○御びむづら 童の髪結びざまなり。おりるる雲の巻(二二九)草枕の巻(二二六)にいへり。○十四ばかりにや云々 皇胤紹運録に、「嘉暦元年七月二十四日立太子、十四」とあり。○宮づかさ 東宮の坊官にて、

大夫、亮、大進、少進、大屬、少屬などをいふ。○院の殿上人 持明院の殿上人をいふ。内裏のみならず、上皇、皇太子、女院等にも、各殿上ありて、皆定まれる殿上人ありしなり。○花ひらけたる云々 兩統迭立の約束をも引たがへて、みかどと同じ大覺寺殿の御流れなる、邦良親王を東宮にする奉りしかば、持明院殿にては、ゆく末いかゝあらむと、おぼつかなくおぼしたりし程に、こたび、量仁親王太子に立ち給へれば、冬がれし草木の、のどかなる春にあひて、花のさきたらむやうなるこ、ちせらるべしとなり。こは、秋のみ山の巻に、「本院(後伏見)は、廣義門院の御腹の一の御子(光嚴)を、この度の坊にやとおぼされしかど、ひき過ぎぬれば、いはるけかるべき世にこそと、さうくしくおぼさるべし。御歌合のついでなりしにや、「いろくはに都は春のときにあへどわがすむ山は花もひらけず」とあるをうけて、しか書きつるなり。

かくて、今年も暮れぬれば、嘉暦も二年になりぬ。一の宮御かうぶりし給ひて、中務、卿尊良親王と聞ゆ。こそより、内に御とのゝ所して、わたらせ給ふ。む月の十六日の節會に、めづらしく出て給ふ。御門も、徳治の頃、帥にて、七日の節にいてさせ給へりしためし、おぼしいづるにや。大方、ふるくは、皆さこそありけれど、近頃は、いたくかやうにはなかりつるを、御子たち、御冠ののちは、いづれも、昔おぼえて、さるべきをりく、いてつかへさせ給ふめり。

○一の宮御かうぶりし云々 續史愚抄に、「嘉暦元年二月八日癸未、今上第一皇子尊良親王、於宮中、被加元服、加冠關白太政大臣冬半、理髮藏人頭左中將具行朝臣云々、此日親王任中務卿、有叙品事、叙二品」とあり

十かてし十か  
字く補一補一  
て印本印本  
しひりつに本  
かふりつに本  
て云々印りし  
に字補なひ本  
の七日補なひ  
まて二のしひ  
本印に十のくつ  
に本に四節くつ  
補なひし四節  
ひし一字に云



り。本書、嘉暦二年の事としたるは誤れり。○十六日の節會云々 正月十五日男踏歌、十六日に女踏歌とて、紫宸殿前庭にて行はる。公事根源に、「大かた、正月十五日は、月の頃なれば、京中の男女の、聲よく物うたふをめしつどへて、年始の祝詞をつくりて、舞をまはせなどせられし故に、踏歌とは申なめり」とあり。○のづらく出で給ふ 續史愚抄に、「嘉暦二年正月十六日丙辰、節會、内辨左大臣冬教、外辨王卿尊良親王、右大臣經忠以下十五人參仕」とあり。たゞし同書に、「正月一日の小朝拜、元日の節會にも、參列し給ひし事見えたり。○徳治の頃云々 徳治は、後二條天皇の年號なり。この事は、續史愚抄に、「徳治二年正月七日癸酉、節會、有<sub>二</sub>出御<sub>一</sub>粉熟後入御、内辨某、外辨王太宰帥尊治親王、<sub>（後醍醐天皇）</sub>内大臣道平、按察大納言實泰以下參仕、此日親王參内、依<sub>二</sub>勅定<sub>一</sub>權大納言師信區從云々」と見えたり。○帥にて 後醍醐天皇まだ皇子におはして、太宰帥なりし時をいふ。○七日の節 江次第抄に、「此節以<sub>二</sub>引<sub>一</sub>白馬<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>宗<sub>一</sub>、故名曰<sub>二</sub>白馬節會<sub>一</sub>」ことありて、その儀、公事根源にも見えたり。○ふるくは云々 いにしへ、元日、白馬、踏歌などの節會には、親王、その儀式につらなり給へる例なりしが、近代は、諸の公事、みな省略せられて、さる事もきこえざりしをとなり。さて、往昔、親王の參列し給ひし事は、北山抄、江次第などに見えたり。○昔おぼえて云々 往昔の盛なる朝儀のやうに思はれてとなり。さるべきをりく、然るべき公事の時をいふ。さて、後醍醐天皇の皇子は、御元服の後、昔の皇子たちの如く、さるべき儀式のむしろには、列らせ給へりとなり。こはこの天皇、朝儀のすたれたるをおこさんの叡慮ましくしなるべし。建武一統の世に至りて、建武年中行事を撰び給ひしなどにも、思ひあはせらる、なり。

今日の節會は、常よりことに、ひきつくるはるゝなるべし。みこは、すはうのうへのきぬ奉れり。左大臣冬教、右大臣經忠、内大臣基嗣、右大將公賢、權大納言顯實、藤中納言實任、

すはうのうへのきぬ  
本經忠の二字  
あり一本にて  
印本經忠を實

別當光經、三條中納言實忠、左衛門督公泰、權中納言藤房、宰相には惟繼、親賢、爲定、冬信、國資などまゐれり。二の宮は、西園寺宰相中將實俊の女の御腹なり。帥の御子世良の親王ときこゆ。昭慶門院とりわき養ひ奉らせ給ふ。この宮は、御めのと源大納言親房なり。それもうちく、うへの御衣にて、御門南殿へ出でさせ給へば、御供にさぶらはせ給ふ。又常盤井の式部卿宮は、龜山院の御子なれば、當代といとねむごるなる御中にて、この御子たちと同じやうに、常はうちつれ、御宿直などせさせ、今日も御まゐりありて、御子たち歩み續かせ給へる、いとおもしろし。若き女房などは、心づかひことなる頃ならむかし。

任に公賢を藤  
房に實任を藤  
納言の作下實  
中納言の脱下  
藤房の納言を  
權中納言の脱  
補すの訂し印  
御字のなし今  
本にのれり本  
龜山院の脱下  
一本にのれり  
三本にのれり  
一三本にのれ  
籍一本にのれ

○今日の節會 踏歌の節會をいふ。○宰相中將實俊 太政大臣公相の子なり。○昭慶門院 喜子、龜山皇女、母從三位雅平女、從三位藤雅子とあり。○うちく、うへのきぬにて云々 うへのきぬは、東帶の袍なり。世良親王は、未、御元服以前なれども、御門の御供にて、袍を着給ひて、内々出でさせ給へるをいふ。○南殿 紫宸殿なり。そこにて、この節會は行はる、なり。○ねむごるなる御中 むつまじき御中らひとなり。○御宿直など云々 鳥津家本太平記に、「此一ノ御子ハ、各金闕ニ宿直ヲシメ給ヒ、南面昭臨ノ朝禮ニモ、冠帶ヲ正シテ、且暮ニ侍從シ給ヘリ」とあり。○歩み續かせ給へる 參列し給へるをいふ。○若き女房など 皇子達多く參集せらるゝにつきて、若き女房達は、心遣におぼえ、常より用意を特別にせらるゝならんとなり。

二月になれば、やうく、故宮の御一めぐりの事ども、永嘉門院には、いとなませ給ふも、

永嘉印本に永  
喜とあり一本  
にて改めつ



あはれつきせず。鷹司の大<sup>冬平</sup>殿もうせ給ひぬ。この頃の世には、いと重くやむごとなくものし給へるに、いとあたらし、北<sup>北政所</sup>政所は中<sup>中院</sup>院の内<sup>内</sup>の大臣通重の御はらからなり。それもさまかはり給ひぬ。近頃、よき人々おほくうせたまひぬるこそ口をしけれ。

○御一めぐりの事 御一周年の法會を行はせらる、をいふ。○鷹司の大<sup>冬平</sup>殿 歴代皇紀に、「關白太政大臣冬平、嘉曆二年正月十九日薨、五十五」とあり。○北政所 攝關の室をいふ。こは冬平の北方なり。○内の大臣通重 從一位准大臣道頼の子なり。○よき人々おほく云々 嘉曆元年、東宮邦良親王、前將軍惟康親王、西園寺右大臣實衡、同二年鷹司關白冬平、九條關白房實、洞院左大臣實泰、妙法院僧正定曉等の人々薨せられしよし、常樂記に見えたり。

あたらし印本  
にあり一本に  
とあり一本に  
て改めつるに  
かまひぬるに  
まにたまふる  
に改めつる本

### 第十八 むら時雨

竹のそのふはしげけれど、秋<sup>秋</sup>の宮の御腹には、只一品内親王ばかりものし給ふを、いとあかずおちほしわたるに、この頃めづらしき御<sup>御</sup>惱のよし聞ゆれば、いとめてたくあらまほしき御事なるべきにやと、うへもいみじくおぼされて、かねてより、御<sup>御</sup>修法どもこちたく始めらる。まして、その程近くならせ給ひぬれば、式部卿の宮の常磐井殿へ出てさせ給ひて、うへも、二三日へだてず通ひおはします。陣の内なれば、上達部殿上人、夜晝となく、袴のそばとりて参りちがふ。御兄<sup>御兄</sup>の兼季の大<sup>大</sup>臣も、絶えず候ひ給ふ。いみじき世のさわぎなり。故入道殿、今しばしおはせましかばと、おほしいづる人々おほかり。山<sup>山</sup>、三井寺、山科寺、仁和寺、すべて、大法、祕法、祭<sup>祭</sup>祓、かずをつくしての、しるさま、いとたのもし。

おほかり印本  
にあり一本に  
りて改めつる本

○むら時雨 後醍醐天皇嘉曆元年より、元弘元年の終まで、五年間の事を記せり。卷の名は、後醍醐天皇、北條氏のために、六波羅南方の、あやしき板屋の中に幽閉せられ給ひし時の御歌に、「まだなれぬいたやの軒のむらしぐれおとをきくにもぬる、袖かな」とよませ給へるによれり。○竹のそのふは云々 皇子あまたおはしけれども、意にて、しけきは、竹の縁語也。さて、皇子を竹園と云へるは、漢の文帝の子、梁孝王修の竹園の故事に起れり。史記世家に、「於是、孝王築東苑三百餘里」註に、有宋州宋城縣東南十里、俗人言梁孝王竹園」と見えたり。新後拾遺集にも、「さもこそは竹のそのふのすゑならめ身にうきふしのなどしけるらむ」などあり。○秋の宮中







れを修して、秘法なるよし、要略抄に見えたり。○淨經僧正 花山院家長の子なり。○如法尊勝 尊勝陀羅尼を誦して、尊勝佛頂尊に祈る法。要略抄に、「此法功能甚深也、軌云、一切佛頂中、能除一切業障煩惱、故號爲尊勝佛頂」とあり。○桓守僧正 太政大臣公守の子なり。○愛染王 内野の雪の巻(一三五)及び、あすか川の巻(三二〇)に註せり。○賢助僧正 桓守僧正の弟なり。○六字法 六觀音を本尊として修する法なり。略要抄に、「六字、是六觀音也、利六趣之故、有六名」と見え、六觀音は、千手、正觀音、馬頭、十一面、准提、如意輪なるよし、諸乘法數に見えたり。○聖尊僧正 關白基忠の子にて、南都東南院に住せり。○准歷法 准胝觀音を本尊として修する法。要略抄に、「息災修之、但可隨事、東寺專依用之、此法有咒鏡、爲一切可通行之」とあり。○達智門院 後宇多帝第一の皇女にて、後醍醐帝同母の御姉なり。○信耀僧正 東寺の長者なり。○本坊僧の居所をいふ。

六月ばかりいみじう暑き程に、壇ども軒をきりて、護摩の煙みちくたるさま、いとおどろくしきまでけぶたし。社々の神馬は更にもいはず、醫師、陰陽師、かむなぎども、立ちさわぎ、世のひびくさま、めでたくゆきしきにも、もし皇子にておはしまさざらむをり、いかにと思ふだに胸つぶるゝに、いかなる御事にか、あやしう、さるべき程もうち過ぎゆけば、なほしばしはさこそあれなど、待ち聞ゆれど、さらにつれなくて、十七、八、廿、卅月にも餘らせ給ふまで、ともかくもおはしまさねば、今はそらごとのやうにぞなりぬる。大かた、上下の人の心ち、あさましともいふべききはならず。御うぶやの儀式、あるべき事

醫師印本に  
にて改めつ  
胸つぶるに  
印本つぶる  
本にて改め  
さきこそ印  
つさうぞと  
一本にて改

どもなど、こちたきまでもよほしおかれ、よろしき家の子ども、二親うち具したるえらばれしかど、こゝらの月頃には、あるはぶくになり、そのぬしも病して頭おろしなど、すべて、よろづあへなく、めづらかなれば、いはむ方なし。

○六月ばかり 嘉暦元年なり。○軒をきりて 各壇を設けて、われこそ験をあらはさめと、競争して、御修法を行へるさまなり。鳥津家本太平記には、「盛夏暑月ニテモ、修法ノ壇々ハ軒ヲ破リ、念誦ノ聲々殿ヲ響カス」とあり。○護摩 梵語にて、御修法に、ものをたきて祈るをいふ。下學集に、「護摩、梵護摩、此言焚、言燒、滅一切惡事之根本也」と見え、書言字考に、一切經音義を引きて、「護摩、梵語、唐云火祭、如此方燔柴」と見えたり。その作法は、空海の作れる、建立護摩といへる書に詳なるよし、平家物語考證にあり。○おどろくしき 仰山なるをいふ。○神馬 上に註せり。○かむなぎ 平親にて、神を齋き祀り、神樂など奏するものなり。あすか川の巻(三〇五)に註せり。○もし皇子にて云々 かく御修法、祭祓、何くれと、おどろくしきの、しれるに、引きたがへて、生れ給はん御子の、もし姫宮にましまさむ時は、いかにあらむと思ふだに、胸つぶるゝ、わざなりとなり。○胸つぶる 驚きいたみて胸もつかへる意。○さるべき程云々 御産あるべき日時も、經過したればの意。○しばしこそあむ 暫時は御分曉遅れたりとも、いかで御産なからんやと待てどとなり。○つれなくて 何ともなく平氣なるをいひて、御産の事もなくての意なり。○十七八云々 いみじく月日の過ぎたるをいふ。○そらごとのやうにぞ云々 太平記に、「元亨二年の春の頃より、中宮懷妊の御祈とて、諸寺諸山の貴僧高僧に仰せて、さまざまの大法秘法を行はせらる云々、かやうに功をつみ、日を累ねて、御祈の精誠を盡されけれども、三年まで、かつて御産の御事はなかりけり。後に、仔細を尋ねれば、關東調伏のために、事を中宮の御産に寄せて、かやう